



ふるさと

海来

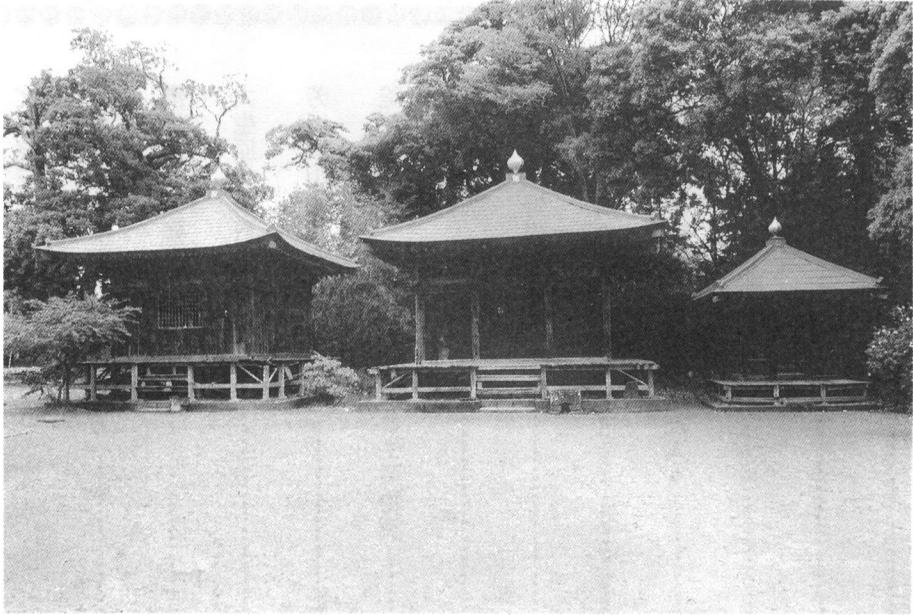
第十輯

潮来町郷土史研究会



ふるさと潮来第十輯 正誤表

訂正箇所	正	誤	訂正箇所	正	誤
<p>八十六頁下段三行 九十一頁下段六行 九十七頁下段十九行 九十九頁下段十六行 百一頁 上段十六行 百四頁 上段二行 百四頁 上段十一行 百四頁 上段十四行 百四頁 上段二十一行 百四頁 下段二十一行 百十頁 下段二行 百十七頁上段六行 百十八頁上段七行 百十八頁下段六行 百二十八頁下段四行</p>	<p>明和 之 子掛松 りしを 廊 り 御造替あらず 近 讀者 才 位置 隆信郷 もしほ 知家 吉川俊</p>	<p>明治 之 子松 りを 廊 ら 加える 延 讀書 戈 人口 作者なし ものほ 作者なし 吉川敏</p>	<p>九十一頁下段五行 九十六頁上段十九行 九十七頁下段二行 九十九頁下段十七行 百一頁 上段十八行 百四頁 上段十一行 百四頁 上段十二行 百四頁 上段二十一行 百四頁 下段十三行 百五頁 下段三行 百十六頁上段八行 百十七頁下段十六行 百十八頁上段十七行 百二十五頁下段二行</p>	<p>古高村 二十七日 しなれば 帛科 剝 抹消 り 古今 令 某 よみ人しらず かすみ 式部 土子せつ</p>	<p>古高村 二十八日 しなば 帛材 薩 吠 ら 古金 合 其 作者なし かす 作者なし 土子也つ</p>



文殊院三堂 潮来町大賀

潮来町重要文化財指定

この三堂は、阿弥陀堂・観音堂・地藏堂が三棟・横一列に建つ景観そのものが珍しいとされている。

建築としては、観音堂の宮殿棟札に元禄十一年（一六九八年）に、宮殿須弥壇を造つたと記されているが、蛙股（束の様式）から見ても、十七世紀末と思われると、建築家一色史彦先生の調査結果です。歴史的価値の高いものとし保存することが大切であると思います。なかでも観音堂は、行方坂東三十四観音札所の廿一番札所となっている。

観音巡拝御詠歌

おふからに 浮身のかめと思わひて

仏のみ法いつも忘れじ

目次

文殊院三堂		
水戸藩の寺院整理と潮来地方	植田敏雄	1
潮来の八人頭について	窪谷章	4
大生原公事目安書 全	藤島一郎	14
芳川波山の生涯(その一)	大久保錦一	25
釜谷邨(村)の営業鑑札願と生産物調	岸根秋夫	32
潮来沿革史 第三卷	関戸忠男	36
水原と濱野家の先祖	濱野元市	61
大洲御殿川の由来	紫村政雄	65
潮来あやめ園の設立に尽した人々	菅谷尚保	68
戦後48年いままも悪夢が去来	窪谷益雄	73
代燃車の時代	篠塚平一郎	75
祝言と謡について	新橋稔	77
潮来町指定文化財 文殊院の考察	藤島一郎	80



古谷の弁天様	篠塚平一郎	87
角屋の頓知ばなし	篠塚平一郎	88
父の遺稿	石井芳子	89
思い出	額賀熊雄	123
潮来郷土史研究会会員名簿		124
編集後記		129

表紙・絵
額賀左京氏



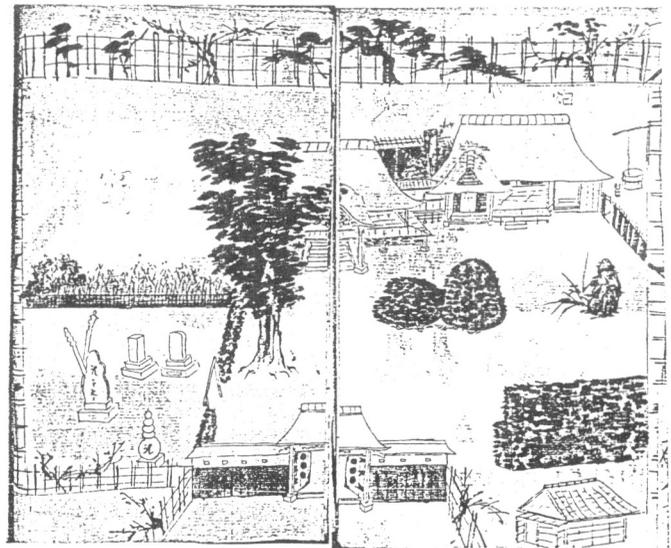
水戸藩の寺院整理と潮来地方

植 田 敏 雄

水戸藩二代藩主の徳川光圀は、領内の神社、寺院の在り方と信仰内容について、強力な指導と改革を断行した。いわゆる杜寺の大整理である。この実施にあたって水戸藩は、寛文三年（一六六三）に「開基帳」を作成した。

この開基帳は、水戸領内の寺院・神社の実態を調査して、杜寺改革の基礎資料とするため、一村毎に調査させ提出させたものである。そして寛文五年十二月に初めて寺社奉行がおかれ、翌六年から寺社の整理がはじまった。

寛文の初期、つまり開基帳に記載される板久村（潮来村）の寺院は、天安二年（八五八）上戸村（現牛堀町上戸）に創立され、正長元年（一四二八）板久村に移り真言宗に改宗、当時は未寺二か寺、門徒三一か寺と、百姓旦那六五〇人をもつ龍雲山普門院、文治元年（一一八五）源頼朝の創建と伝えられ、朱印地一〇石を有する臨済宗妙心寺派の海雲山長勝寺、江戸崎大念寺の末寺で永禄元年（一九五二）に開かれ、旦那六〇人余をもつ浄土宗の大永山浄国寺の三寺が大寺であった。このほかの小寺には、普門院の門徒寺として西福寺、花蔵院、自性院、多宝院、吉祥院、弥勒院、正法院、文珠院、不動院、地蔵院、密乗院、満蔵院、宝積院の一三か寺があり、また、



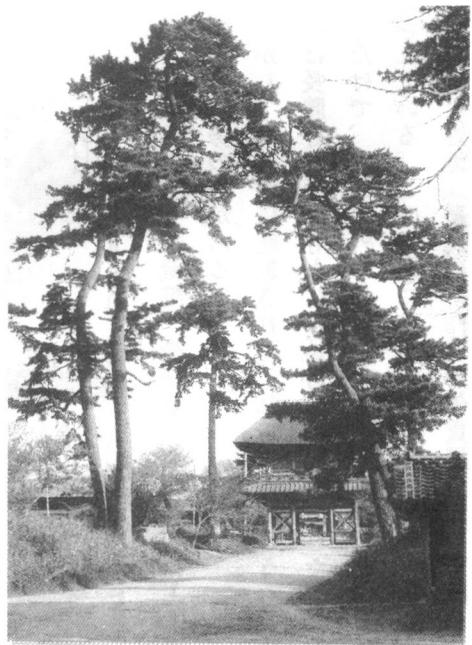
浄国寺の絵図（須田家文書より）

山伏として八大坊、海蔵院、長楽院、蓮花坊、行人として海蔵院、専海房の名がある。

しかし、開基帳に記載されたこれらの寺院のうち、現存するのは長勝寺、浄国寺と後に延方村へ引寺された普門院の三か寺だけで、これ以外の寺院の大多数は、寛文期の整理で破却されている。この時期に破却の対象となった諸寺院は、その立地が百姓地（農民の耕作地で年貢賦課地）であったため、

水戸藩が破却する寺院の条件とした「年貢地・敷地内に存立する寺」や「無住の寺」などに該当したためと思われる。これらの寺はすべて普門院の門徒寺であった。ちなみに隣村の辻村にあった同寺の門徒寺は四か寺が全部、延方村内にあった普門院門徒寺九寺のうち、七か寺が整理された。そして、潮来地方で最大規模の普門院は、元禄一五年（一七〇二）、藩命により、門徒寺であった延方村の廃寺宝珠院跡に移されている。なお、潮来地方において普門院の末寺、門徒寺以外で整理の対象となったのは、築地村の日蓮宗妙光寺の末寺で村内の妙蓮寺と覚養坊、延方村では鹿島神宮寺の門徒、金剛院などが整理されている。ただし開基帳に名前のある山伏、行人も処分の対象とされながら、開基帳には山伏の処分の記載はない。だが、諸宗寺院と本末関係を結ぶ山伏については、水戸藩は還俗して百姓、職人、商人のいずれかになるように命じており、行人についても「御城下行人の分、いずれも破却つかまつるべく候、御郡方の分は追て仰せいださるべく」（水戸市史「中二」とあるから、何らかの処分がなされたことは確かであろう。しかし、寺院と本末関係のなかった八大坊（四丁目）、海蔵院（上丁）、長楽院（下丁）、明楽院（六丁目）、大乘院（浜丁）などは幕末まで存続し、明治になって廃されたと伝えられている。

一方、大寺の普門院が延方村に移された元禄年間には、徳川光圀の援助による長勝寺の復興が行われている。当時荒廃



長勝寺の旧楼門

して無住になっていた長勝寺に、京都妙心寺の大獄和尚を迎えて諸堂を再建させた。仏殿の大改築は元禄七年（一六九四）からはじまり、同一三年にはほぼ完了したが、この年に長勝寺の山門を上戸村（現牛堀町上戸）の曹洞宗大興山長国寺に移築させている。これは、藩の寺院整理の方針の一つに「小寺を破却し、大寺および由緒ある寺院の復興」をあげているから、荒廃していた長勝寺を復興させると共に、大寺の無かった延方村の廃寺跡に、普門院を移建させたものと考えられる。そして、上戸村長国寺に長勝寺の山門を移築させたのも、同様に由緒寺の復興のためであったろう。ちなみに行方郡内の水戸藩領で、朱印地を有した寺院は、長勝寺と長国寺の二か寺だけである。

さらにこの時期、光圀は築地村の日蓮宗本圀山妙光寺に対

して、木材を寄進して客殿を造営させ、また、祖師堂を建立させている。そして、元禄五年（一六九二）、板久村に妙光寺の末寺惠雲寺を、同一二年には富田村（現麻生町富田）に同じく一乗寺を開かせ、郡内に日蓮宗を広めている。また、光圀は元禄八年に旧普門院の境内地を大洗願入寺の寺領に与えて、浄土真宗梅龍山西圓寺の基礎をつくった。

以上のように水戸藩の寺院整理は、改革の初期にみられた厳しい寺院の破却だけではなく、正しい仏教の興隆をはかるため、由緒ある古寺の保護や援助、或は新寺の取立てなど、光圀晩年の寛容な宗教施策の一端を、潮来地方の事例からもみることができるといえる。

しかし、右に述べたような二代藩主光圀による水戸藩の宗教改革は、その後時代と共に次第に弛緩して、安逸の気風がみなぎり、また、寺院・僧侶の増加が領民にとっても大きな負担となっていた。そのため、再び改革を断行したのが九代藩主の斉昭である。改革の施策は多方面にわたるが、その一つに寺院の梵鐘・仏具類の没収があった。

これと関係して幕府は天保十三年（一八四二）、近海に出没する外国船に備えるための海防策として、諸藩に大砲の製造を命じた。水戸藩では、これに先立って天保七年から既に大砲の製造を始めていたので、幕命が出たあと、大砲の製造に一層力を入れるようになった。その材料として領内寺院の梵鐘類を鋳つぶしてこれに使用しようと計画した。ただし、

各村で時刻を伝えるためとして、大村では梵鐘一つ、小村では数か村共同で一つだけ残す方針であった（『水戸市史』中③）。この梵鐘の没収に関して、潮来地方の実態を示すものとして、須田家文書（国立史料館蔵「水戸御用日記」）の中に次のような記事がある。

一、潮来村時の鐘の銘すり消し可申事、照沼様より被仰付候
一、潮来御領村々鐘鐘御引上武器ニ相用イ候ニ付四月十日より十四日迄ニ打ちこわし成ニいたし水戸へ送り候事
富田一乗寺 堀之内村二本松寺 上戸観音寺 長国寺
潮来長勝寺 浄国寺 惠雲寺 延方村普門院 築地妙光寺

外二古鐘一ツ長勝寺へ残す浄国寺分ハ御引上之上銘すり潰し時之鐘二成

右の史料から、潮来領では富田村の二亦山一乗寺（日蓮宗）、堀之内村の羽黒山二本松寺（天台宗）、上戸村の瑠璃光山観音寺（真言宗）、同村の大興山長国寺（曹洞宗）、潮来村の海雲山長勝寺（臨済宗）、同村大永山浄国寺（浄土宗）、同村徳大山惠雲寺（日蓮宗）、延方村の竜雲山普門院（真言宗）、築地村の本圀山妙光寺（日蓮宗）など九か寺の梵鐘を大砲の材料にするため没収し、四月一日より十四日の間に打ちこわして、水戸に送ることになったことがわかる。ただし、この時潮来村長勝寺の古鐘が一つだけ残されることになったが、この鐘が現在重要文化財指定の梵鐘である。また、同村浄国寺

の鐘は、一旦没収して鐘銘をすり消し、時刻を知らせる鐘として転用された。しかし、この鐘もそれから百年後の第二次世界大戦の折、武器の材料として供出し、現在しない。

さらに、水戸藩天保改革における社寺改革の様子を詳述した「筑波根於呂志」(茨城大学図書館蔵)のなかに、潮来地方に關係するものとして、「願之上帰俗 真言 上戸観音寺

同 法華 潮来恵雲寺」の記事がある。この史料から、上戸観音寺の僧と潮来恵雲寺の僧が、天保期の社寺改革の折、願い出て還俗したことを知ることができる。しかし、観音寺、恵雲寺がその後も共に存続している事実から、還俗を願った両寺の僧は住職ではなく、弟子、門徒僧であったと考えられる。以上、水戸藩天保の改革の一環として実施された寺院整理は、南部潮来領において九か寺の梵鐘没収と、二か寺の僧還俗という結果に要約できよう。

(町史編さん事務局)

潮来の八人頭について

窪谷 章

江戸時代に、中山信名による「新編常陸國誌」の中に、潮来村の「年寄」のことが載っている。

「此の村に代々年寄と称し来る家筋のものに宮本・窪谷・関戸・石田の四姓あり。元禄の頃、宮本平大夫は十万両の分限にて、ある時、筑前米十八艘を買取りて、大阪より江戸に下せしことあり。窪谷庄兵衛は宮本平大夫に肩を並べるほどの身代にて、或る年、名を大都に知られんとして、江戸中の緋毛氈を買いきりしことありとぞ」とある。

江戸時代初期、徳川頼房が常陸の領主に封ぜられし時に、統治するため村々に庄屋を置き、行政の末端機構として、その地域を治めさせた。

庄屋とは江戸時代における一村の長で、一般に関西では庄屋、関東では名主、北陸・東北では肝煎「きもいり」と呼んだ。呼名の如く権限・待遇・選出の仕方など一様ではなかったが、庄屋・組頭・百姓代の地方三役「じがたさんやく」の首長として、一村内における租税収納の監督にあり、傍ら農耕指導や人事百般の支配にもあたった。その家屋・衣服等は、一般村民より立派にすることが認められ、村民にも領主同様尊敬することを訓えながら、年貢未納の責任を問われ、処罰

されることさえあったのである。

百姓一揆に際し、その襲撃の対象となる場合と、逆にその指導者となる場合があったのは、大地主兼高利貸として、百姓の敵方になる場合と、他面百姓の一人として被搾取者として、利害を同じくしたのと二つの性格による。

所により十数ヶ村を支配する大庄屋「割元・十村」を設けた地方もある。水戸の徳川藩では関東では珍しく、庄屋の呼名をつけ、大庄屋は大山守と呼んだ。

潮来町の大山守・庄屋の詳細については、「ふるさと潮来第七輯」に菅谷尚保先生の研究文「潮来御領村役人姓名録」がありますから読んでいただきたい。

※

※

※

潮来村は村と云っても戸数が多かった。町の体裁をしていたので、村内を八地区に分割し、各地区に農村なら庄屋にあたる年寄が任命され、その年寄の中から潮来村庄屋が選出された。

潮来村の役人

「水戸藩祖、威公以来、

窪谷太右衛門・窪谷庄兵衛・窪谷仲右衛門

宮本平太夫・宮本山三郎

石田半右衛門

関戸利右衛門・関戸喜右衛門

以上の八人は、水戸藩より代々潮来年寄を命ぜられ、

関戸利右衛門は一丁目

関戸喜右衛門は二丁目

宮本山三郎は三丁目

石田半右衛門は四丁目

宮本平太夫は五丁目

窪谷庄兵衛は六丁目

窪谷太右衛門は七丁目

窪谷仲右衛門は八丁目

を支配して、各戸籍等の事務を取扱い、其の全村に関するものは、八人の合議の上処理した。

年寄の内の一人、水戸藩より庄屋を任命され、即ち村の首脳となる。これらの八人を八人頭と唱える。而して別に給料無し。毎年末に御褒美渡りと称し、一人に付き金一両二分を賞与せられる。役場には組頭五人、他に総代一丁目毎に二人を置き諸務を管掌する。

石田新衛門は、また潮来の甲族たり。元禄二年六月郷士に召しだされ、物成五十石を賜る。重要村務に参与するとあり。

大洲村は、天保年間に独立以来、村長は潮来の庄屋これを兼務し、又都合により八人頭の内の一人在これを専任することありしも、組頭以下は大洲在住者を採用した文久三年「1863」はじめて村田市左衛門、庄屋に命ぜられた。明治二年廃職となること潮来村に同じ」とある。

※

※

※

※

元禄の頃、関戸家に関戸如水と云う人がいた。麻生の武士の家から関戸家に養子となった人で、文筆にたけており、當時の潮来の歴史、特に庶民を知るのに貴重なる文献である「長勝寺物語」「関戸家相統物語」を書いている。

「関戸家相統物語」の中に潮来の八人頭について書いてある。文中に九人の年寄とあるが八人が真実らしい。

一その頃、当地の九人の年寄と云う人々は、皆、大の分限「財産家」であった。なかでも宮本了西は、五、六万両の金持ちであった。了西と如水の義母貞林は従兄であるが、庄三郎の事で不和の間柄である。不和になった原因は了西の弟である庄三郎が関戸家に婿となり事業に失敗して行方不明になったことである。

年寄である石田・窪谷家は宮本了西とは近い親戚であるので、関戸端沢には困ったことであった。

一窪谷平十郎の親は庄兵衛といつて後に常月と号した。

この人は財産家の元祖である。その頃二万両を越える資産家であったと云う。前に述べた宮本了西はもとは窪谷常月の所で手伝いをして三百両程の金をため、それを元手に働いて一生の中に五、六万両の財産にしたと云う。その子供の平太夫、分家させた山三郎の両家は益々繁盛して、その威勢は他に及ぶべき人はなかった。

一窪谷太右衛門は才能のある人にて、家の様子など大分身分も大きく、造り酒屋をしており、農耕も大きく、金は二、

三百両を運営していると見ているが、四十余人の人を使つて大身上にみえる。

一石田勘兵衛は、その頃の庄屋を勤めており、田畑も沢山に持っていた。親戚の石田助衛門より手伝いもあり耕作地も大きく、二十余人を使用しており、賑やかな暮らしであった。

この人は郷士になったのは貞享三年寅年の秋であつたらう。凡そ御三家の徳川様へ郷士・連士についてお尋ねがあつたところ、尾張・紀州様より水戸様には郷士・連士も少なかったので、潮来領の連士も十五六人仰付けられました。郷士を潮来年寄共の内にて一人お立てなされる御沙汰があつた処、どのような訳か知らないが石田勘兵衛方へ仰付けられました。その頃から才能から考えれば窪谷太郎衛門なども、郷士を仰つけられてもよいものを勘兵衛へ仰つけられたことは、その時、石田勘兵衛は庄屋を勤めていたからであらう。

一関戸市郎兵衛「浜関戸」是は我々にも舅であり頼りになる人であるが、先年、銚子の常陸原へ店を出し、千両余の掛金が回収出来ず、その商売は大分損をして困っていたおりに、総領婿に寺島三郎兵衛と云う人があり、この実父は高岡八郎兵衛と云つて賤産家であつた。その次男である三郎兵衛は潮来三丁目の一角に、売店を出して、薬種、その外いろいろのもの商いをして暮らしていたが、親の八郎兵衛

カ列夫の後、悪い去道にたふらかされて、賤博、酒に深入りし、不埒なことが多く、金銭を乱費して困っていた。其の折り天和二年「1682」戌六月十三日、三丁目関口三郎衛門方から出火して三郎兵衛方へも延焼し、居宅は申すに及ばず土蔵へも火が入り、家財・売物店までも残らず焼け失せ、親子五、六人が舅市郎兵衛の所へ身を寄せてきた。是非なく屋敷の裏へ家を造りこれを養った。幼少の倅共が大勢なので大変に厄介なことであった。

その後、津軽越中守様が当地に御屋敷を造られたので市郎兵衛はその役人となった。そのため子の三郎兵衛にいたるまでお陰を蒙り、金十二両に四人半扶持を下されていたのである。

一津軽越中守様の御蔵屋敷にある、くさまき材木「ひば材」その外、穀物の廻船は、仙台様の船より大きく、八百石積み千石積みの船であった。此の大船は元禄中迄は折々潮来へ着津したが、その後は大阪廻りとなり潮来へは来なかった。此の御船宿として関戸市郎兵衛へは、毎年金子五両づつ津軽様より下された。

関戸家においても折々江戸へ登り、津軽屋敷へ罷り出て、御目見「面会」等も仰付けられ、御拝領「載き物」・御料理など頂戴いたしました。元来此の潮来川岸へ津軽より役人がわかるかわる参っておりましたが、市郎兵衛の願に依って婿の三郎兵衛も役人を仰せ付けられました。その後はこの人が

常役にて勤めることになりました。

元禄の末より一切荷物も参らず、今は無益のようになっておりますが、元来此の川岸をば先の市郎兵衛が庄屋役を致した時に、折々津軽の船が到着した頃、船主より頼まれて市郎兵衛が取り計らって、当地の荷役の者を使って、高瀬舟へ積み江戸送りしました所、その後廻船が潮来に着岸する時は、津軽様が勝手自由に考えられて、高瀬へ積み江戸送りするようになりました。

水戸様にも其のような津軽の廻船が着岸すれば、潮来は繁栄すると考えられ、御郡奉行をお下しになり、水戸藩の人足をもって潮来川岸の工事をし、松板で囲って船の接岸を便利にした。その他、家や蔵の建築は津軽藩で自由になされるよう仰せ付けられ、材木は何程でも御入用だけ市郎兵衛方へ指図なされることを、水戸御役所方より津軽役人方へお話しなされたそうである。

元来右のようなわけですから、此の川岸屋敷はただ今は廻船も来ないので必要がなくなり、仙台藩などお返ししたくも水戸藩から今迄便宜をはかってもらった経緯を考えれば返しづらい、又、仙台藩では蔵・家屋も建設してあるので、水戸藩からも返してくれとも云いづらい。というような事を聞きました。

市郎兵衛方へ金子五両づつ毎年下され、江戸屋敷への出入りを仰せつけられ事もこのような事情であります。市郎兵衛

が死去の後には五両づつ下された金子は止められました。

※ ※ ※ ※ ※

「ふるさと潮来第七輯」の六十頁に「仙台屋敷事件旧記より書抜覚」が載っている。これは、八人頭の中の窪谷庄兵衛・宮本平太夫が仙台川岸について書いてある。彼等は仙台公の川岸「港」の管理を引受ながら、その特権を利用して廻船業で財を成した。

天明元年丑年九月、仙台御役所へ願書の内、抜書の写し前文は長文なので略す。

慶安二年「1649」仙台藩が江戸へ送る米を積んだ船を潮来へ立ち寄せたく考え、庄兵衛の先祖の藤右衛門へ頼んだ。藤右衛門の家は、潮来で家柄がよく六丁目の年寄を勤めていた。年寄は当時の潮来の庄屋にあたる者である。

頼まれた藤右衛門は仙台の伊達家へ行ったり、江戸の伊達屋敷へも度々赴いて内密の相談をした。その内容は今後潮来へ屋敷や米蔵を造り、末長く、米穀を潮来へ送ること中途差し止めることはしないと云うことであった。再三にわたり懇談をして、この趣を水戸藩へ申しあげた。

そのために水戸藩・仙台藩の双方よく相談をして、仙台藩は米蔵建築のため、屋敷を水戸藩より借りることにして、毎年の年貢金は藤右衛門が取り次いで水戸藩へ上納する。

慶安二年「1649」より承応元年辰まで四ヶ年分の年貢金壹分判式十切と銅代九百三十五文を、仙台の御屋敷様

より水戸様へ納めました。

然し、その後藤右衛門は年貢金のことについては数度水戸へ出掛けて、御除地「免税地」にして貰うことに骨を折り、それに成功した。そして、水戸様より納めた年貢金四ヶ年分、一分判式十切と銅代九百三十五文返して貰い、仙台藩へ返すため、仙台の家臣武沢太兵衛様へ渡し其の請取りは只今、庄兵衛が先祖の残した宝として所持しております。

右の通り、潮来の仙台様屋敷を初めて造ったことや、初仕事については庄兵衛の先祖が仕上げ、其の用件の為に水戸の御屋敷へも何回も参上しました。そして慶安二年より現在「天明元年」まで百三十ヶ年余、仙台屋敷は免税地となりました。これは仙台様にとっては大いに利益となったことと考えます。又、水戸藩にとっても領内の潮来が、仙台藩の船が入港することによって、繁栄すれば税金も多く納付され利益になります。両家の間を骨を折って取り持ったことは、窪谷家にとっても、仙台様より米輸送の廻船問屋をさせて頂く等の御恩恵をうけられたので、一家繁盛ということになりました。

※ ※ ※ ※ ※

以上、潮来八人頭についての一端を述べました。

次頁に八人頭の系譜を記載します。

この系図は、明治時代迄であり、家系を嗣いだ人のみの系図である。妻子を含めた詳細の系図は窪谷章が所蔵しております。

宮本平右衛門系図

相伝、仕島崎氏而浄運死於上州、不祥何故、按鹿島治乱記、宮本氏仕島崎氏有微、則島崎氏之亡避乱、暫往於上州、終其地。自後浄閑婦本土創業也。

高誉浄運 浄閑の父、上州新田に終わる。過去十三日其年月干支詳らかならず。浄国寺過去帳に五日澄誉清薫とあり、下に浄鑑母道と云う。過去帳を検するに所謂浄鑑なし。音に困りて誤る。亦尋ねると知るべきなり。

始祖 覚誉浄閑居士 窪谷庄右衛門の過去帳に浄閑を浄月養父とあり。

平右衛門、寛永六年己巳十月廿四日終
わる「1629」

一云吉平衛と称す。墓石詳らかならず。
始祖諱久氏と称す。

二代 本誉宗覚信士 平右衛門過去帳西七月二日、蓋し明暦三年也「1657」「窪谷庄兵衛二代与治郎の実弟」

三代 心誉安西大徳 平右衛門、寛文十二年壬子六月八日終
「1662」黒谷にて終

四代 安誉本宅了西大徳 財を成す 諱は吉成、山三郎と称す。元禄十二年己卯十月廿六日江戸において終わる。六十八才

五代 心誉光照春善信士 諱は徳道平右衛門享保四年二月廿二日江戸に終「1719」

六代 厳誉得邦浄願信士 諱は通直太夫、宝暦元年四月十五日終「1751」

七代 金誉布鮮道休信士 諱は徳直平右衛門と称す。明和三年十一月十一日終六十八才

八代 興誉法覚了義善信士 諱は俊驥、平右衛門と称す。寛政十年八月十九日終六十二才

九代 得誉古仙俊道信士 諱は俊道、古仙と号す文化十二年三月十六日終六十四才

十代 平右衛門 諱は高重、字は子信、天保九年五月十日終、七十二才「1838」

十一代 尚一郎 学者となる 諱は球、字は仲笏、茶村と号す。晩年水雲と称す。

寛政五年五月十五日生まれる。天保九年に家を継ぐ。

十二代 千蔵 文久二年六月廿五日終、七十才「1862」
名は祐、蚯蚓と号す。元治元年十月九日終。

狭間山墓地に葬る。

十三代 寛太郎 函館戦争の時、水戸藩の小隊長として出征、

初代県会議員となる。

明治三十九年四月二十四日終。八十一才

宮本山三郎系図

初代 宮誉本西休信士 諱は富成、享保十七年七月廿六日終。

江戸回向院に墓あり。

二代 誉徳賢了休信士 山三郎と称す。元文元年二月十一日

終。

三代 正誉浄覚英現信士 諱は孟通、排名は鳴子、寛政十年

正月十三日終

四代 俊徳

五代 法山善往生安信士 幼名五郎蔵、天保八年三月廿一日

終

窪谷庄兵衛系図

窪谷山城寺 理海性筌居士 天正十四年七月廿日卒す。

初代 窪谷与次郎 窪谷庄兵衛元祖、辻邑に居住す。

二代 円融浄覚信士 元祖与次郎の嫡子与次郎と号す。元和

九年十月十六日卒す。

三代 遠持院元安昌信士 俗名は藤治郎、明暦三年十一月十

六日卒す。

四代 照誉浄月西入信士 財産家と成る。元禄十二年四月

廿二日卒す。

五代 高誉安貞信士 安貞。元禄九年十月十三日卒す。

六代 松誉安信梁全信士

七代 法誉了達空性信士 宝暦九年三月十六日卒す。

八代 深誉慧通法達信士 藤十郎と号す。文化五年七月二日

卒。行年八十才

九代 順誉寛察栄真信士 維則、天明七年四月十六日卒す。

三十九才

十代 本誉厳念実成信士 高包。文化十四年九月廿四日卒。

五十二才

十一代 念誉現法良察信士 後で庄兵衛に改む、文久二年十

一月五日卒。

十二代 光誉明照善童子 天保六年十月四日卒。宮本尚一郎

「球」三男を養子にしす。

窪谷仲右衛門系図

窪谷山城守 理海性居士、天正十四年七月廿二日卒す。

窪谷与次郎 辻村に住す。

円融浄覚信士 親の名与次郎を号す。板久村に於いて元和九

年十月三日卒

遠持院元安日昌信士 藤次郎と号す。明暦三年十一月十六日

卒

一代 專喜西信士 窪谷庄兵衛より分家して仲右衛門となる。

元安日昌の男、忠右衛門と号す。延宝五年二月十四日卒

涼夏

実弟

十一月九日卒。1648「窪谷庄兵衛二代与次郎の

二代 窮譽柳賢信士 半五郎と称す。享保十三年十二月廿八

日卒

順西

太右衛門。正保三年六月二日卒。1646
太右衛門、村庄屋役相勤申候。元禄十二年六月五日卒。1699

三代 照譽顕光了雲信士 養子、宮本平右衛門二男平七、明

和二年八月廿六日卒

浄雲

順西と卒した日が同じであるから同人であろう。
藤四郎。正徳元年八月廿二日卒。1711

四代 宣譽流音実道信士 寛正十年九月十二日卒

方覚

太右衛門。明和七年四月十五日卒。1770

五代 見松院覚無了安居士 享和二年二月廿五日卒

??

天明八年六月六日卒四十二歳。1788

六代 礼誉円岳瑞喜居士 俗名元司、安政五年十一月七日卒。

永孚

太右衛門、天保三年十一月晦日卒、七十二才。

七十八才

七代 常譽恵輪浄運居士 専吉と号す。明治二年四月六日卒。

可邦

1832
村内並大洲・築地村・延方村庄屋相勤

六十四

太郎衛門。安政四年十二月十四日卒。六十八才。

窪谷太右衛門系図

比企之判官末流、大学頭信広三代之孫 藤原姓窪谷氏

足穂

延方村庄屋相勤。天保十五年郷士に列す
官物派、「水戸藩士」にて天狗派「公方」のため苦しめられる。

山城守 下総国香取郡窪谷村に罷在、一属共住居、其前庄宮

村に罷唱申し候。

作太郎

潮来町長となり、築堤の為に倒産して渡台す。晩年町長となりて名誉回復し、在任中に死す。

其節由緒有之、佐竹殿幕下に属し、其後島崎左工門

殿党に仕候。天正十四年七月二十日今井彈正と戦い、

敵六騎討ち取り打死

石田家系図

四方之助

始祖

丹後守石田昌長 諱昌国天正年月未詳没 法諡海月

浄徹 藤右衛門年寄後代々村内七丁目支配仕候。慶安元年

浄円居士

二代 丹後守石田昌世 法諡鏡譽浄慶居士、慶長十四年五月八日没

月八日没

三代 丹後石田昌豊 新右衛門と称す元和五年六月廿六日没 法諡円誉安居士

没 法諡円誉安居士

四代 新右衛門石田昌秀、法諡光誉善慶信士寛永十九年七月廿一日没

月廿一日没

五代 大学石田昌一弥一と称す。法諡供誉覚心信士、寛文八年二月九日没

寛文八年二月九日没

六代 孫兵衛石田昌氏、法諡榮譽光月信士、貞享甲子年正月廿四日没

月廿四日没

七代 勘兵衛石田昌長、幼名清太郎、元禄二年依新田開発等之功、以源義公之命

等之功、以源義公之命

初賜郷土。法諡一誉松陰賓通信士、延享二月十月二日没。九十五才

八代 桃岩石田昌行。勘兵衛桃岩と号す 釈諡覚誉正道即法

信士、寛延四年五月九日没

九代 新右衛門石田昌全、新六郎と称す 釈諡光誉惠鑑浄覚

信士、享保九年六月廿九日没

十代 新右衛門松岩、諱は昌太、法諡照誉清岩良順信士、

明和四年三月廿六日没

十一代 ノ軒石田昌泰、丹後と称す。釈諡覚誉性海法山居士、

文化八年二年九日没

十二代 丹後石田昌徳、諱昌徳称丹後、釈諡剛誉勇徹儀究居

士、文政十一年二月朔日没

十三代 石田恒堂 諱昌期称丹後、文政十一年龍郷士、安政

初村長となり大山守を兼ね、七年村長を

辞す。元治国難免職、慶応中再び大御山

守となる。明治廃藩命下、本村新治県管

下第三大区三小区副区長となる。県廃管

におよび、茨城県吏十二大区三小区副区

長となり、四小区事兼視す。

明治十一年七月十九日没、七十才

十四代 茶圃石田補 諱補、号茶圃はじめ縫殿之介、明治三

十九年四月十三日没八十一才

十五代 邦景石田潤之助 明治廿年石田漢学塾を開校、多く

の子弟の教育

明治廿二年潮来町初代の町長。明

治三十四年久慈郡袋田村之要請に

より村長の職に歴任、明治四十年

に故郷の潮来町に帰任す。

大正十二年十二月没。多年の功績

により勲七等白色桐葉章を受ける。

関戸家系図「上関戸」

関戸 本貫下総

「千葉介平常胤」男「国分五郎左衛門尉胤道」六世孫「五郎左衛門綱」始領関戸

号関戸「朝綱七世孫」



一代 平辰兼 丹波守、属島崎氏、住常陸国行方郡板

来村、今立兼台是其跡也。

二代 辰尚 玄蕃允、文禄三年七月廿五日落 法名道綱

三代 正友 通称利右衛門 寛永十六年十一月廿四日落

法名道歎

四代 辰則 通称正左衛門 正保四年三月十九日落

法名宗関

五代 重友 通称利兵衛 宝永五年十月九日落 法名瑞澤

八十才

六代 綱正 通称利左衛門 如水と称し文筆家 寛保三年閏

四月廿八日落八十四才

七代 正統 通称利右衛門 宝曆十年九月廿九日落

七十四歳

八代 正秋 大助改称利宗治 元文元年八月二十日落 法名

慧心 三十才

九代 信春 利右衛門 兄正秋早世、父家を嗣ぐ明和元年十

二月二日落、法名蒼牛

十代 正極 羊二後利右衛門

十一代 正俊 利右衛門 天保九年八月没

十二代 正範 半二 号静山

十三代 正信 初称利作改称正左衛門

十四代 正繩 蕃之允

十五代 正規 修太郎

関戸家系図「浜関戸」

一代 正栄 浜関戸の祖「木工允」元和七年七月十日没「1

621」法名栄月浄秀居士

二代 正俊 市郎兵衛、万治二年十月一日没「1659」

法名専誉浄心

三代 正信 喜右衛門 元禄十三年五月十五日没「1700」

法名信誉自徹

四代 正次 九郎兵衛 宝永四年七月四日落「1717」

法名晴誉源道

五代 正直 喜右衛門 明和六年十一月十五日没「1769」

法名宝渊瑞石居士

六代 政純 喜右衛門 天明六年十二月十日没「1786」

法名麗誉順岳

七代 正雄 喜右衛門 文政十一年十月廿五日落「1828」

法名 誉忠道、七十五才

八代 正巳 一郎兵衛 「主札」明治廿七年十一月一日没

〔1894〕

九代 正勝 覚蔵

天保十五年六月八日生まる。大正五年五月九日没いばらき新聞社葬を以て水戸市

元山町神心寺に祭る。分骨浄国寺
県会議員、衆議院議員となる。

(文化賤保護審議委員)

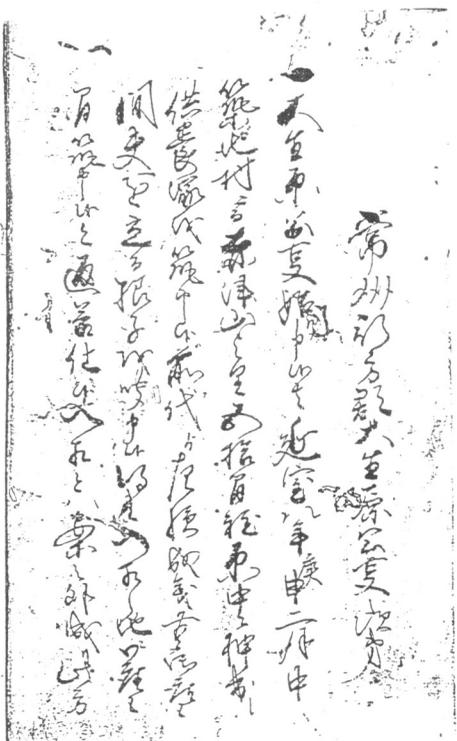


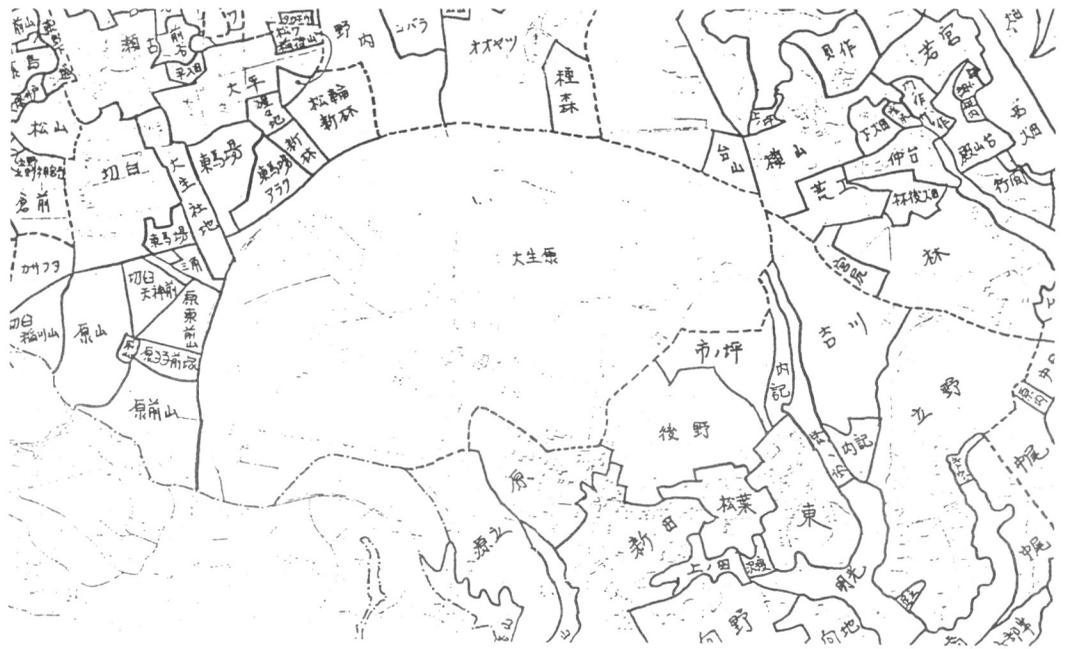
大生原公事目安書 全

藤 島 一 郎

この大生原「公事目安書」とは江戸幕府時代の境の争い文言書で、現在の裁判の陳状書及判決書等と同様だと思われる。

延宝八年(一六八〇年)今から三百十四余前行方郡大生村大賀村釜谷村水原村と、築地村嶋崎村とで境界の論争が起き、村境の供養塚の切崩し、立木の伐り倒し、水争い田植後の苗





大生原の境図

の抜き捨などが行われて、大生原四ヶ村と向二ヶ村との争い收拾つかず、御奉公に「公事目安書」を作成して訴えたのです。御公儀はそれを取り上げて御見分などし天和三年（一六八三年）に裁断を下して終結させたのです。この訴訟に関する費用が記されている。手間代日数三十日を壹両の割合とすると都合四ヶ年で貳百廿五両が使われたとされています。

この文書は町史編さん事業として史料収集に御協力を頂いた大賀の箕輪作右衛門家（当主作衛氏）所蔵の中から、同様の写二冊（天保四年、十四年）内から解読させて頂き町史編さん等に役立てばと思ひ公開させて頂きました。

なお、漢字については当用漢字に用いたり読みやすくするため送りなども加えていますので御判読下されば幸いです。

大生原公事目安書 写

常洲行方郡大生原公事次第

一、大生原公事始申し候共、延宝八年庚申二月中築地村にて赤津山より、五拾間程原中へ押出し供養塚を築き申し候、前代より左様成る儀御座無く候間、夫を立て様子を聞き申し候得共、入相の地に御座候間築き申し候と返答仕り候、入相とは案の外成り此の方の地へ築せ置き申し候儀罷り成り候間、早々崩し申す可き、誰し其の方にて崩し申候はば、此方にて崩し申候、相断り二月廿日夜此の方にて打崩し申候得ば、同晦日の夜築地村の者の共夜中参り御宮の馬場前より水原の入口迄四箇所の供養塚の石塔立直し候を、皆か

つぎ取り、貝塚荷渡明神馬場前の関係（今に立置き申し候。又嶋崎村よりは、志津ヶ沢通りの堤へ築き掛致し、田地荒らせ功み申し仕り候、大きに水を溜め其の上四月廿五日の夜嶋崎村より大賀村幸神山の松の木八千本余り伐り捨申し候間 嶋崎村江子細相尋候得共、志津ヶ沢は此の方の溜地に御座候、又大賀村並木松木の山の儀は入相に地に御座候と返答仕り候、最早田地仕付け時に罷り成り申し候間、其の団嶋崎村江相断り溜水を切り流し田地仕付け申候得共、苗抜き捨て候間、又々植え申し候得共うない返し申し候、両度迄植申し候を耕し返され候間此上 御公儀罷り出申さずば間敷成ると、四ヶ村相談仕り候て、則ち目安を認め御公儀江罷り申さ下候 目安の文言）

恐れ乍ら口上書御訴申上候事

新庄主頭殿知訴証人名主大生村三郎兵衛大賀村六右衛門、釜谷村久左衛門、水原村七左衛門、相手方水戸様御領内 同郡築地村与衛門、八右衛門、嶋崎村藤重郎、善右衛門 一、常陸行方郡新庄主殿知行 大生原と申は先年より大生村の地にて右四ヶ村の馬場に紛れ御座無く候処 當二月中 築地村より庚申塚を築き申し候、前代より左様成る儀御座無く候に付き築地村名主方へ其段相断り打ち崩し申し候、然る処同月晦日の夜築地村の者共大勢催り来たり右四ヶ村に前により有来り候古塚三十九堀崩し、式尺三尺廻りの塚 印し迄伐り申し候事

一、大賀村村付けの林十ヶ年以來植松にて林成り候処 嶋崎村より当四月廿五日夜大勢来たりして、木数八千本余切り捨て其の木をも半分余り盗み取り申し候 相残り申し候分取り集め、只今大賀村に指し置き、申し候

一、嶋崎村より大生村の境に原谷と申し大生村の田地御座候を新敷堤を築き田地荒さも申し可く仕り候に付き罷り成り候間、其段嶋崎村相断り溜水切り流し作毛仕付申し候処を嶋崎村の者共うない返し申し候間 又植申し候へ共 猶以て大大勢棒を持参りて両度迄仕付申し候、作毛打ち返し候、此田地の儀は慶長七年（一六〇二年）御公儀様、御繩入れ寛永八年（一六三一年）新庄越前守様代繩入れ両度の御水帳に御座候、只今迄御年貢上納仕り来り事

一、築地村より新塚築き申し候故 論所に罷り成り申し候

嶋崎村の儀猶以て構申し可場所には御座無く候処、築地村と申し合右の原谷の田地をうない返し其の上大賀村林迄伐り取り申し候儀案の外に奉り致し候、大生原の儀横六町長さ拾二町斗り少し成る場所にて四ヶ村の高凡千七百石余りの処にて馬草取り来りの四ヶ村の儀は後は入海

其の外は田畑斗りにて此の原より外に草刈り田畑仕付け申す可き処御座無く候間、前々より入相に罷り成る筈に御座無く候、築地村 嶋崎村の儀は野場多く馬草場自由下るは御座無く候、八相と申し掛候儀は案の外に奉り 致候

一、右の原大生村の地に紛れ、御座無く候儀は土井熊登守様

御内大生市左衛門先祖の由緒の地御座候に付き、原の内

に先祖塚を築き置き候 此の塚は今度打崩し申さ下候

牀成る無儀申し掛け候故 存じ奉り候 勿論八相あひと申し

上げ間敷時

一、先年此の原にて小間物商人相果てしを大生村の者共取り

置き其の上に塚を築き申し候只今唐人塚と申し候、其の

後去々の年何方の者に御座候や右の原に相果て申候を地

頭役人方へ申し遣し検使申請 三日番を仕り死骸取り置

き申し候、入相の儀に御座候ても此の原において築地嶋

崎両村より一円構申さず 則ち大生村斗りにて支配仕り

来り候事

右の通り

水戸様御役人衆両度迄罷り上り申し候て御証根願い申し上

げ候つど 仰付被置候間兼て、地頭江は水戸様御領分に対し

て何下依り六ヶ処儀申し上げ間敷由堅申し付けされ候 此の

府儀は是非に及ばず御証証申し上げ候 右相手築地村与右衛

門 八右衛門 嶋崎村藤重郎 善右衛門右出して御尋の上仰

付下し破れ置き候はば有難き存候

以上

延宝八年庚申八月廿六日

四ヶ村名主連名

連印

御奉所様

如斯の目安廿八日差し上げ申し候はば 則ち御取り上げ遊さ

れ候て、様子御聞成され御哀出頂載仕り候て同九月三日に大

賀六右衛門 八衛門 嶋崎村藤重郎 善右衛門方相渡し請取

證文取り申し候

此の目安御哀書之文言

常州行方郡四ヶ村の名主久々名前差上候、口上書に付き相尋

の儀これ有候間来月六日築地村名主組頭、嶋崎村名主組頭評

定所江罷り出可候 猶於い参ざるは曲事たる可き者也

延宝八年申八月廿八日

如斯の文言にて御評定所の御奉行様御銘々の御印判御印是を

頂載仕り候依の向の者共 御前に罷り出段々御尋に預り返答

書相認め申し候て九月三日御評定所へ罷り出申し候両村より

差し上げ申し候 返答書の文言

恐れ乍ら返答御目安之文言

常陸国行方水戸御領返答人

築地村名主 与右衛門

組頭 八右衛門

嶋崎村名主 藤重郎

組頭 善右衛門

新庄主殿頭様御領分四ヶ村名主

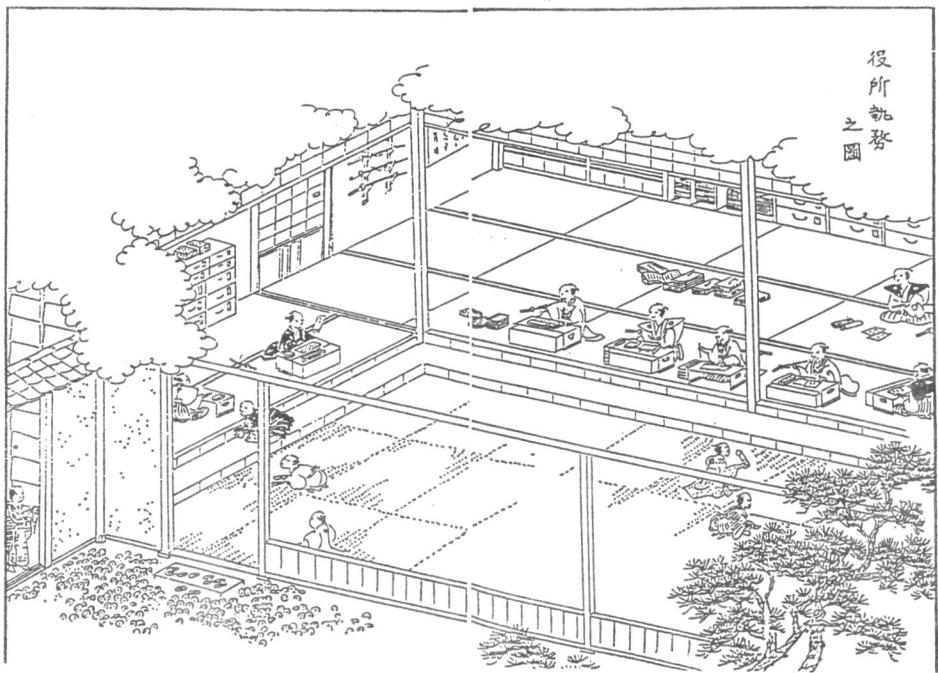
右新庄主殿頭様御領分大生村 大賀村 釜谷村 水原村 四

ヶ村より水戸御領内式ヶ村入相の野場 赤津山原の儀に付き
向四ヶ村より御訴証申し上げ候儀 難題成る申掛案の外に奉
り候 主殿様御領分水戸領と申し通年の儀に御座候 前代野
元は嶋崎村にて御座候、項目入相来り候て紛れ御座無く候
先年嶋崎左衛門尉様嶋崎に居城の時分向四ヶ村共に拾式ヶ郷
御領地の節嶋崎築地両村より馬草刈り申し候、夫れに付右の
論所此の方式ヶ村御立山續きに何れにても野境御座無き候
向四ヶ村には土手塀を構え申し候、則ち繪図に仕上申し下さ
れ候段申し上候儀 大き成る偽りに御座候右入相野場の内跡々
より供養塚築き置き申し候を何れの断りも無く、大勢打越し
右の塚打破り候儀案の外奉り拵じ候、向の塚をも崩し申し候、
則ち築地村の古塚六つは論所の原の内に御座候、繪図は仕上
申候事

一、大賀村より植松致し伐り倒し候様に申し上候儀偽りに御
座候 此の方御立山深く植松仕り候 向四ヶ村申し合也
伐り取り其の上築地村妙光寺開山日門上人の墓所法華堂
と申す処の松九捨五本伐り取り申し候間 向の松も伐り
捨申候 伺より手出し仕り候はば此の方より構え申さざ
る処 高頭成る儀 仕掛私共高頭にて松刈取り申し候様
申し上げ候儀案の外奉り存じ候事

一、大生村より嶋崎村の野境は大生村田地八町来程御座候、
此田の下に境堤御座候、此堤より下を嶋崎村志津ヶ沢と
申す処溜池にて御座候、田方五百石余りの用水にて前々

より有り来り申し候 然る処五年以前未五月大嵐仕り堤
土手押し払い水干し候を幸に大生村より境堤分け打越し
池の内に苗植出し申し候に付き 則ち抜き捨大生村江相
断り申し候 何連嶋崎村用水池に苗を植出し申し候者に
急度申し付け下被候様断置き申し候得共 又四年以前申
の六月右の池切り干し苗耆反歩程植出し申しに付案の外
奉り存じ候 則ち相断り苗抜き捨申し候 其の後大生村
の者共夜中に大勢参り池 土手大分切り破り長さ式間に
四尺廻りの水引桶出し盗み取り申し候 然れ共先年の古
桶池堤土底にこれ有り候に付き番代付け置き繪図仕上候
時分 嶋崎村より申し候は、池の証拠に堤土底にこれ有
り候桶これ有候処に双方より論に罷り成り候得共 依々
大生村より人足廿人余り出し繪師 大工立会堀也見分申
し候処長さ九尺三寸 差渡し壹尺壹寸の右桶掘出し申し
候 其の上池の内に長さ五尺余り芦三角草杯処多生申し
候本田に御座候得は芦生申し事も御座有り間敷候 扱々
大成る偽り功み事 御公儀江申し上げ候 扱々築地内よ
り新塚築き申し候に付き論所に罷り成り嶋崎村は構申し
処に御座無く申し上げ候儀偽りにて御座候 向より池堤
を切り水流し嶋崎村用水溜池の内苗植出し申し付け度々
相断り候得水用い申さず都て 此の方より鬼角申し候様
申し上候事案の外に奉り存じ候



柏書房「古文書解読字典」

- 一、向四ヶ村の者共右の野より外草飼場御座無く候由申し上げ候事 偽りにて御座候松林前野処々多く御座候其の上四ヶ村役には横十五町長さ沓里余りの八海御座候は、根方には芦蒲、まこも大分御座候て 屋萱馬草に余りて金銀江伐り替申し候 躰川も有り多く麦作物、えび引を引き諸狐仕り致し自由候 嶋崎村築地村両村は高メ千七百石余御座候処 海地は離れし内山の分御立山に御座候はば 右の野にて草飼(刈) 申ざる候ては御田地荒申候外御座無く候 迷惑に存じ奉り候事
- 一、大生村市左衛門の塚崩し出し申し候間 四ヶ村の野元にこれ有候右の塚残し置き候儀は嶋崎左衛門尉居城の砌、市左衛門祖父大生市左衛門と申し候て御家来の者にて御座候は由緒の故別けて構申さず候 塚これ有り候間崩し申さず候此の儀にて水戸御領式ヶ村は入相申さず候を申し上げ候議案の外存じ奉り候事
- 一、右入相の原先年小間物商人相果を 此方に埋め置き申し候 唐人塚と申す儀は勿論の事に御座候 然ば此の商人は大生村近く白濱村にて御座候 四ヶ村より埋め置き様で申すまがく候案の外に存じ奉り候
- 扱又当六ヶ以前午六月二日の夜右の原にて年頃四十斗りの男切り殺し申候 何方の者とも相知り申さず候を此方より六助 彦四郎 半三郎 成四郎と申す者四人番に付き置き水戸江御披露に参り内大生村の無体に埋め申し候

水戸江伺に参り内埋し段 埋申さず存じ奉り候 則ち堀
出し候由相断り死人掘り出し置き水より内田六右衛門
川又瀬左衛門と申す役人兩人か参り底改め早速埋め此方
より札立て差し置き申候 然る処に築地嶋崎両村よりは
何事も構之申さず候由申し上候大き成る偽に御座候事

一、築地村の内巻の坪と申す御郡奉行普請申し付被候に、今
田方百石余の用水に罷成り候 如斯溜池迄築き置き候に
て大生村野場にこれ有り候由申し上候段 大き成る偽り
て御座候事

一、築地村立野原と申し候て、少々萱付き御座候 此野場の
儀は前々より築地村馬立場にて四ヶ村より構処御座なく
候間 跡方より供養築き置き申し候を四ヶ村の者共 御
公儀様に御目安を指し上げ以後塚九ツ打崩し申し候て、
此度頭てを以つて是又論の場由難題申し掛被候 勿論前
方 御公儀様江差し上げ候御訴証状にて申し出ださず
扱無躰成る儀申程迷惑にて存じ奉り候尤築地村百性内記
の申は古屋敷処荒畑六枚御座候相境は往來に御座候て毎
度此の道筋此方より繕い仕り候間 則ち絵図に印し申し
上げ候 御ふ簡を以つて仰付下被可候儀の事

一、築地村法華宗妙光寺日連聖人の御第子の内日門上人は則
ち正応三年庚寅年開山致被当暮迄三百九拾四年に罷り成
り候 日門上人永仁四年申七月廿日に入滅致され当暮迄
に三百八拾八年罷り成り候 則ち右墓所 論所の内横十

六間長サ廿間式尺より三尺迄の地所に並場々三間長さ八
捨六間の処繪図に印し申し上げ候 年々七月廿日には参
詣 回向仕り候其隱御座無く候 御同様成る証據御座候
四ヶ村野元の由大き成る偽りに御座候 能々御簡下被可
く候事

右の通り水も偽り申し上げず候 向より手出し仕りて私
共重頭成る事仕り候様に申し上げ候儀迷惑に存じ奉り候
水戸御領の儀は地頭に何事も掛け申す候様にと急誓う仰
付致被候 然る共向う四ヶ村より申し上げ候につき是悲
無く御訴証申し上げ候 向の者は嶋崎村より有り来り候
池土手切り破り本田の由を申し上げ候 なほ又申の閏八
月十八日に下繪図に印し置き申し候 境堤西六日朔日夜
堀崩し境これ無き様仕り候 我等の者共に御座候得共以
後迷惑に存じ奉り候 此度御了簡を以つて先年の通り嶋
崎野元に仰付下被置き候 有難き仕合也に候

延宝九年酉二月六日

築地村

与右衛門

嶋崎村

八右衛門

藤重郎

延宝九年酉二月十三日返答の書御元紙

三月六日此方へ

善右衛門

向より持参仕り候御哀書の文言

常州行方郡大生村三郎兵衛 大賀村六右衛門 釜谷村久左衛門
水原村七右衛門 築地村与右衛門 八右衛門 嶋崎村藤重郎
善右衛門差し上げ候 返答書に付き相尋儀これ有り候
間 来月十四日評定所江罷り出可候 参ざる於て曲事為者世
延宝九年酉十一月六日御奉行所様 何れも御哀書に御印形同
三月六日双方に罷り登り候得共内繪図双方より仕り候様に仰
付被 則ち双方にて内繪図を認め申し上候を御覽成被 双方
の繪図相違これ有間双方立念間地を仕り差し上げ候様にと仰
付被候 双方にて繪師と大工頼み申し候致し申し候 四ヶ村
にては繪師は小見川村成毛源七 大工は嶋崎村大野庄兵衛
向は築地嶋崎両村にて繪師は潮来村高野平左衛門 大工は水
戸梶山松右衛門を頼み申し候則ち双方神文仕り御前より以前
に書出し申し候

繪師起證文の文言

四ヶ村は大生大明神宮拜殿にて

向式ヶ村は荷渡明神拜殿にて 神文血判致し、神文は判
有り是は取り替の證文なり

一、論所山河谷原道筋田畑林木如有り来り少くも相違無く繪
図に仕立申可事 論所に付き双方何角上好これ有候共其
の所ち相違い仕り候て繪図に書き付申間敷事 付たり
たとへ拙者共新類 緑者 好身の者に相方以って何角と

相頼み候ば繪図半掛 約束の上進物等貧り受之繪図区仕
り候様に致さす可候事右の條々於違背仕る越度為可者也
万々一省に於は 恐れ名がら

日本中拾余州大小の神祇に付大生大神宮

鹿島香取 伊勢春日 伊豆箱根両所 三島大明神 富士浅
間 北野天満宮の衆御罪者也此の奥書には式日記證文文言也
という右に印血判仕り候 此の方には繪師 大工六人大生明
神にて 向式ヶ村貝塚荷渡明神にて是をも六人双方拾式人起
證文相究め夫より双方出合にて志津ヶ沢より始り間地を仕り
候、酉二月始り亥五月に双方間地極り六月より原の内に小屋
を掛け繪図仕り候(今に繪図小屋台と言う大生原の内多き処
有) 六月廿日書き納め七月六日に双方にて御前 指し上げ御
評定にて繪図と我申す事

偽に思召被候はば御悲に御檢使違可候ば 若し見分の上我ら
申し上げ候処相違これ有は、其の方能これ有間候御意存遊
れ候。干時三郎兵衛申し上げ候は拙者申し上げ候少しも偽り
御座候えば大生原江真中に七尺高きりに御掛遊ちれ候 四年
内申し上候にても偽り申し上申ず候 有躰斗かり申し上候得
ば 大岡備前守様は我々はきつき事を申し上候や 最前より
加かれは檢使を願へ申し候間見分に成被候加かれが申し通り
委細相い知る申す可候。御意成被時は 高木伊勢守様成る程
檢使成被可く、然に御意成被候、弥身分者可く遺併し今日は

七月六日盆前も押し誥り間 盆後廿日に其の方江 候頼み遣し申す可候

委細仕る可様に仰付被候 則ち海村致し検使相偽り候処
七月廿日御代官八木仁兵衛様

御手代須見儀右エ門殿 守屋助次郎様御手代山口多郎右衛門
門兩人御下成被候 御宿は

下総香取郡新嶋頭堺嶋村代官大友七郎兵衛処に御下り成被、
同廿二日双方より御向て罷り越し処田地の前より御覧成被致し候様と志津ヶ沢より赤津山の根通り 長沢池を是を境と申候 向の者共は林の宮より古く古道を堺土手と申して大生明神の森迄 夫れより志津ヶ沢原山の際を境と申し候見分の処、御覧成被、先盤は日を御改成被又翌日大賀原江御案内仕る夫より水原前の野原江御案内仕り候て御預り兩日の見分にて相洲まし廿八日評定所罷り出仰付被候様御召出れ成被候 日限違無く評定所江罷り出候処双方江段々仰仰致しこれ有り御裁許御證文下され候事

常州行方郡六ヶ村論所紛明の上裁許申し付候覚

一、大生原の儀志津ヶ原より長沢池迄 松山根通り 長沢池の土手より山道境の由四ヶ村の者は是を申す、式ヶ村は水原村より大生明神森より、古堀に至り夫より志津ヶ沢迄 大生村百姓 居山限り境の由、申と雖 然し相方申す処 證拠不正身分の上両志津ヶ沢より東方は水原境迄松山の

根通り 北は古塚限り大生明神の森より大生新切り松山の際に至る迄 萱間分六ヶ村八相は勿論六ヶ村共に新林新祭を入れる一切致不可く 若し小松生出て 候は早速抜き捨て 證拠多るて林山通り双方立会境塚築く可く地切りの儀双方申し分不明所々の塚今度式ヶ村の者共堀崩しの処大生氏の塚残し置き、且又近郷の者大生野原と呼び来たり由申し上候は大生村地本に相定め候事。

一、志津ヶ沢溜池新し堤 嶋崎村より新規に致し候由 大生村より申し立て水戸通りこれ有る条新堤より申し難く 然る上は、如有来の大生村田地境迄は百廿間 嶋崎村用水場に 相究め候条 但し溜池路頭の田七捨間は大生村支配可事

大賀村原南は古堀 西は松山の際通り 北は山合の通り 限り 大賀村野場の由申し候嶋崎村よりは 大賀田地溜井の外入の由雖申し上候 境目不明は上大賀村式ヶ所の溜井普構の節論所の山より出切り取り候 跡分明候間 身今以方漬大賀村内野為可事 立野境南は延方山を限り 西北は築地村松山の根通り境目の通りの由 水原より申し難は水原へ入り候 野路これ無證跡不明其の上荒畑の跡 築地地田續きにこれ有

候条 築地地内に紛れ 然る上は前々通り堀 道境に相定築地村内野為可事 嶋崎村の者共今度の 大賀村地内に於いて小松八千本余り

元禄御三三三所奉事仕仕
手代目数三十日一宛宛一割合に事一割合百廿五両
石原公使御三三三

大生村 伊原 三三三
大生村 伊原 三三三

水原村 新七郎
水原村 新七郎

同 前 守 彦
同 前 守 彦

延宝八年 庚申 辛酉 天和三年 癸亥 甲子

有公儀御事新七郎
延宝八年より天和元年迄四年にて相繪図出し来たり申し候
繪図長さ壹寸二分 千間に誥め九尺四方へ 水原入口に法
華堂申し候て妙光寺跡に三尺四尺廻りの松類御座候を御檢
使衆に伐り倒させ墓所の分原に仕り候 繪師大工都合捨式
人

天和三年 九月

大生村 伊原 三三三
大生村 伊原 三三三

伐り取りり過怠為名主耆人入牢者申し付け其の上小松壹

万五千本植立合事 右の者八木仁兵衛 手代須見儀右衛

門 守屋助次郎 手代山口太郎右衛門兩人を指し遣し身

分の飢え 且つ評定し面々相證の上 如斯裁断畢為也後

繪図の面入れ相野場並に内野境筋引きの通り各々印判加

へ式ヶ村に壹枚、四ヶ村壹枚下され置候条 向後此旨相

守永く遺失不可者也

天和元年亥八月廿五日に御證文頂載仕り公事終り申候

御奉行衆の御名

本田淡路守様 中山隠岐守様

彦坂伯耆守様 大岡備前守様

北条安房守様 坂本内記守様

坂本伊豫守様 水野右衛門大夫様

以上八人

繪図面御裏出之

延宝八年より天和元年迄四年にて相繪図出し来たり申し候

繪図長さ壹寸二分 千間に誥め九尺四方へ 水原入口に法

華堂申し候て妙光寺跡に三尺四尺廻りの松類御座候を御檢

使衆に伐り倒させ墓所の分原に仕り候 繪師大工都合捨式

手間代日数三十日一両宛の割合 四年に都合式百廿五両也

右原公事に使い致し候

大生村名主津賀三郎兵衛

大賀村名主貝塚六右衛門

釜谷村名主大川久左衛門

水原村名主新橋七右衛門

築地村名主門井与右衛門

嶋崎村名主坂藤重郎

延宝八年庚申年より天和三年癸亥年に終る

組頭江口八郎右衛門

組頭前島善右衛門

右公儀御奉行所より双方江下被置き候證文写築地嶋崎両村の
分本紙は火事等萬事紛処紛失これ無くため此方評定所出しに
蔵に入れ置き其の写期如築地嶋崎両村に渡し置き候間紛失こ
れ無き様に所持仕る可く 若し出書入候節 此の方評定所に
向出候て出書請取る者也

天和三癸亥年九月四日

岡崎平兵衛 印

安松 兵衛 印

種三郎右衛門在は、加印無し

嶋崎村惣百姓

築地村惣百姓

一、原公事の難本書の写古書有り及破滅依々

天保十四年三月後跡分明 多免写

津賀幸右衛門

本國山妙光寺略縁記

常州行方郡築地村本國山妙光寺は、当初水原村有 開山高

祖大古の御直弟子中老の随へ常陸公一乘阿闍利日門聖人文永
二年丁丑十一月十六日開闢の寺や是則法華宗門の初なり密に
按輿致横山達江勝光相州人也由井俱馬國光氏武州人也 法華
の持者として飾の馬住分仰

事 源の於て害一士志合わて一商を建立し飾いる 以開山
の祖弥改める 而已用縛し靈場多しい之ども吾が山より 右
はなより零場記等にも我山を本山とやり 後に二拾六年出續
き正応三年庚寅正月元日第三祖日正人故有りて此地に移て其
跡より於布山妙光寺と改め蓋し飾の隠寺なれ此方事僧院 七
十余宗有て大本山や當山は身延山より九ヶ年以前又は池上よ
り十一ヶ年以前開闢し本山なり 靈 宝等品々

有り伝心の御旁は、七日朔日早朝より御参詣成爲可候

(町史編さん事務局長)

芳川波山の生涯（その一）

大久保 錦 一

〔生没〕寛政六年（一七九四）～弘化三年（一八四六）
潮来町五丁目の浄国寺の真新しい本堂に向かって、左手に水子地蔵がある。その左奥に、新しい御影石で囲った吉川家の墓域がある。その中に古色蒼然とした、いかにも江戸時代の墓石と思われる石が新しい墓石の奥に整然とならんでいる。その中に「俗名 山窪源治郎 文化九年七月十六日」と読み取れる石もある。近年、芳川波山との縁があつて、本会に入会されたという吉川俊氏が管理をされている。俊氏は上町生まれであるが、現在は大塚野に住居を定められている。

一、波山のプロフィール

波山は、名は逸、通称は善次、字は公晦、波山と号した。常陸国潮来の人。文化五年十五歳のとき、江戸の山本北山の奚疑塾に入門し、梁川星巖や宮本篁村・茶村兄弟らとともに学び、貧困にもめげず学業に励んで、竹堤社十才子中に数えられた。文化九年北山没後、長崎に遊んだ。江戸に帰って「番付騒動」に関与した。江戸在住数年、文政二年から八年初めにかけて、駿河・伊豆におもむき滞在した。江戸に帰り、塾を開いたが、翌九年三十四歳のとき、現・埼玉県行田市の



吉川家の墓地

忍藩の藩校進修館に賓師として迎えられ、藩士の教育にあたった。天保十年藩籍を取得して藩儒となり、多忙をきわめた。同十四年異国船の来航するや幕命により藩の海防の役につき房総の浜におもむくこと二回。漢籍の校訂に病を押して携わり完成させたが、弘化三年十二月二十三日忍の住まいに没した。五十三歳。菩提寺は行田市の長久寺にあり、兄とともに

眠る。『学務知要』『東都事略』『南宋書』『舎魚堂詩集』はじめ、多数の著書がある。

一、波山の出自と改姓

いま潮来には山窪姓や芳川姓はない。そもそも山窪氏は和歌山藩の藩士であった。何かわけがあつて藩士を辞し、和歌山の吉川村に移り住んだという。それから数代の子孫の源右衛門が潮来に流れて来て永住した。農業を営むかたわら商業にも従事して蓄財し、資産家となつた。源右衛門（文化六年・一八〇九没か）に二男一女があり、現・波崎町の矢倉氏の子を養育して娘と結婚させ、新に一家を設けさせた。これが波山の両親である。父は山窪源右衛門俊正といった。本家は源右衛門が没すると、その子が継ぐが、早くなくなつた。それでその子の源五郎が幼くして家を継いだ。が、農業にも従事せず贅沢で放蕩をきわめたので、散財し倒産寸前になつてしまつた。

波山は、諱（死者の生前の本来）は逸、字は公晦、号は波山。常州潮来の人。通称は善治、のち萬助と改めた。若いとき一時字を野民としたようである。

出自と改姓については、埼玉県行田市にある長久寺の墓碑銘によれば、もと紀州侯（和歌山藩主）に代々仕えた家臣（藩士）であつたが、故あつてそれを辞し、和歌山藩領御藏所の吉川村（有田郡湯浅町に所屬）に寓居した。元來は

山窪氏であつたが、「銘」（波山の第三子芳川俊雄が書いたという『文宗先生墓碣銘』）によれば、移転を機に芳川氏に改姓したことになっている。

しかし、「表」（安積良斎の『波山芳川先生墓表』。茨城県立図書館蔵、芳川俊雄の筆写による）には、波山ひとりだけの改姓説をとっている。波山の実兄升庵の墓は、波山と同じ菩提寺の行田市の長久寺にあるが、弟の波山が墓碑側に、「居士、姓は山窪、名は恭、字は伯和」云々と記している。

三、山本北山の塾に入門

波山は幼いときから向学心が旺盛で、神童とか英才とかいわれていた。同郷の潮来村の郷土宮本篁村に漢文の読み方の手ほどきを受けた。十歳ごろといわれる。（宮本篁村撰『醸経亭談叢』波山序）篁村は茶村の兄で、天明八年（一七八八）生まれで、波山より六歳年上であつた。また弟の茶村は波山より一歳うえである。

文化五年（一八〇八）、波山は十五歳で江戸の山本北山の奚疑塾に入門し学問に志した。『大田錦城に与うる書』によれば、波山自身「十五より読書を知り、来りて北山先生に事」と書いてあるが、「銘」には年十四の時と記されている。このとき山本北山は、文化三年（一八〇六）の大火で焼け出されたが、北山の晩年の金杉時代にあたる。『五山堂詩話』に「竹堤社十才子詩集、今又た已に刊に入る」とあり、いわ

ゆる「竹堤社十才子」のうちに「篁村宮本鉉・涼舟山窪鷲」

云々とあるのは、宮本篁村と山窪（芳川）波山を指すものと推定される。『奚疑塾時代の繩齋先生』で石上東藁が、北山らの宋詩高揚の意向を推進して、天下の偽詩人殲滅を企図した宣言書であると評価した「北山塾盟書」に「山窪」は名を連ねている。いずれにせよ、十才子中に数えられた波山は北山に師事して、貧困にもめげず勉学に励んだものと思われる。

波山が入門して五年目の文化九年（一八一二）五月十八日、北山が江戸で没した。このとき波山は十九歳であった。その翌年には父を失った。『上緑野先生書』に「年十有九、[中略]翌年家は巖に大故（大災）に値う」とあり、波山は学問も生活もまだ自立しないのに、このような不幸に遭遇して、どんなにか困惑し狼狽したことであろう。

四、遊学と放浪

師の北山の没後、同門の斎藤陶阜と関西や長崎に遊んだことは、文政五年（一八二二）二月川口緑野に述べた語「年十有九、而るに貧すること益々甚だしく窮すること愈迫り、礼を執り以て其の志を果たすあたわず。又た暖座を得ずして其の書を読む。遂に楽魄して長崎に西遊す」（『上緑野先生書』）や同年九月と記された詩集『甲編識語』に「予年十有九斎藤陶阜と西肥に遊ぶ。往来すること三閏年。旧跡勝境の詩を以て之れを紀し、三百余首を得たり」などによって、波山の西遊三

年が証明される。

文化十年（一八二七）七月、茶村が同行した友人の石井繩齋にあてて発信した手紙に「善公（波山）西遊は品山（中尾節五郎）に従いしと云う話は聞きたるのみ」（『茶村と繩齋』）とある。また波山の『学務知要』に「予弱冠にして長崎に遊ぶ。時に西洋人久しく崎館に淹る」と西洋人に関する記事がのっている。

宮本茶村も山本北山の奚疑塾に入門したが、北山没後、郷里の潮来に帰り、北山なき後の塾の経営にあたっていた石井繩齋・柴山老山にあてた文化十一年七月六日付けと推定される書簡がある。（『奚疑塾時代の繩齋先生』）これによると、数ヵ月前に江戸に帰った波山は、いったん塾に留まってから、郷里の潮来に帰ったようである。

「委細は波山の話にて相分かり申し候。[中略]善公（波山）薄福にして憐れむべき事に御座候。遠遊中に尊人（父）物故し、家は無くなり、母さへ人に寄食し居り候」「然りと雖も窮するに益々堅く丈夫の志に候得ば、楚囚に泣かず覃（深）思に勤め候様仕り度く、此処に両公の御引立て偏に小生の願ひに御座候。此の事前書にも認め已に善公に申し付け置き候。万端の事善公に申すべく候」云々とある。

茶村の『雙硯堂詩集』卷之上に「贈芳川野民」という波山の境遇を詠んだ七言律詩がある。文化十一年（一八一四年）

茶村二十二歳の作品で、「野民」は当時用いていた波山の字
だろうと思われる。

芳川野民に贈る

地もなく家もなく 今始めて返るに

父は亡び母は病み 去りて何くにか由る①

昨遊回し見る 宵夢の如きを

故里憐れむべし 猶お客愁のごときを②

酒澆くして 積憂 随处に在り③

身当に任重くして 幾時か休むべき④

三杯の酣暢 凡百を抛つて⑤

男子何ぞ須ん 楚囚に泣くを⑥

「通釈」君は遊学後、今初めて郷里に帰って見たところが、土地も家もなく、父はすでに没し、母は病氣だと聞くが、その姿はなく、どこにお世話になっているのかわからない。他郷にいた昨日までのことを思いめぐらしてみると、あたかも昨夜の夢のようであり、現に故郷にいるのに、悲しいかな、君はちょうど他郷で旅のつらさを味わっていると同じだ。ひとのために意外にも、積もり積もった心配事がいたるところにあつて、君の身は重大な任務をおびてはいるが、当然何時間か憩い休むべきだ。少し酒でも飲んでのんびりした気分になつてすべての雑事を忘れ、男ならば、他郷で囚人が望郷の想いにたえかねて泣くような女々しい気持は、ぜひとも捨てなければならぬ。

【語注】①「何くにか」[場所を問う場合]どこに。「由る」寄

食する。②現在の楽しい旅行とは違い、古い諺に「旅は憂いもの辛いもの」とある。③「猶」(なお…ごとし)「再読文字」。

「酒澆くして」中国の故事「魯酒薄くして邯鄲困まる」(他人のために思いもかけない災難を受けるたとえ)ここでは、家族ではあるが、ひとのために意外にもの意。「積憂」積もり

積もった心配。④「当」(まさに…べし)「再読文字」。「幾時」どれほどか。何時間。「読み方」(文中のとき)「幾時か」、

(文末のとき)「幾時ぞ」⑤「三杯」わずかの酒。「酣暢」酒を飲んでのんびりした気分になること。⑥「楚囚」他国で自由を奪われ、故国を思う情の切なる人のたとえ。

文化十一年七月ごろ、波山は江戸の北山塾にもどつたが、波山の兄事する石井繩齋が田中藩儒に就任が決まつたといふ

ことであつた。田中藩は駿河国益津郡田中(現在の藤枝市)を領有しており、当時は本多正意四万石の譜代小藩であつた。

繩齋こと石井耕俊助は、北山の門に学ぶこと九年、北山なきあとの塾を経営し、七歳年上で波山の兄事するところであつた。同年十月二十一日付けで「石井繩齋田中侯の聘に応じし

これを駿州に送る序」を書いて巻頭を飾っている。

「当時塾中寂々として、小子は根岸に罷り在り候。」[中略]

霜月二十三日夜認む」(「繩齋と波山」)

これによつて、当時波山は根岸に寓居していたことがわかる。その後、依然として北山なき後の山本家の湘桃(北山の妻

や緑陰（北山の子）の金杉下町・二長丁の家塾、または根岸、あるいは「銘」にある東叡山寛永寺の下寺（台東区の旧下谷地域）あたりに仮住まいをして修業に励んでいたようである。

ところが文化十三年、にわかには江戸の文芸界を騒がせたいわゆる「番付騒動」が起こった。文化十二年冬、大窪詩仏・菊池五山・山本緑陰・秦星池らが、当時の漢詩人を相撲の番付になぞられて、品定めした順位表を公表した。それが江戸で大評判になったが、その序列に妥当性を欠くところが多かった。これに対し、大田錦城が的外れな点を具体的に列挙して非難し、張本人は天民（大窪詩仏）・五山らで、星池・緑陰ら無学の輩を操り軽拳妄動のふるまいをさせたものであり、むしろ根源は山本北山の理論が正しくなかったことに起因すると断定し、まだ良心的な詩仏の自覚をうながすことを求める書を文化十三年三月十二日付けで詩仏に送った。

北山・緑陰側から、一世の大儒・大田錦城を相手に華々しく論戦を展開したのは、弱冠二十三歳の波山で、「大田錦城に与うる書」がそれである。波山はまず自己紹介のうえ北山との関係を明記した。つぎに問題の番付は玉石混淆で公正な評論の結果から出たものではなく、もっぱら世間では、これは錦城の門人の星池の手で作られたとの評判である。うわさは無根かもしれないが、少くとも板の下書きは星池の筆跡である。星池は無学の徒であるから、師である貴殿の指図か。東の小結を墨丁にし、暗に錦城と思わせる点がそのいい証拠

であるとし、詩仏らを犯人よばわりし、錦城自身、自分の旧師北山をも誹謗するにいたっては、忘恩の徒であると決めつけ、最後に露顕するや星池まで虎視するとは大道の罪人と断定する、という書簡を四月七日付けで錦城に送った。これに対し、錦城は「弁妄」、錦城の三男の晴軒は「読妄男子投家嚴之書」と題して反論した。（『日本儒林叢書』）

文化十四年（二八一七）春、二十四歳の波山は江戸を離れて駿河（静岡県）に放浪・滞在したことを述懐している。

「後年二十有四、駿遠の間に蹉蛇す。一夜、夢中に母の激する所と為る。乃ち大いに奮発の志を懐く」（『五山堂詩話』補遺卷一）

つぎ詩は、焼津の村松晴橋の村晴館に滞在していたときの作とある。（『行方郡郷土史』）

夢後感を書す

母老ゆれども 学未だ成らず

母老ゆれども 身未だ仕えず

落魄して 家を成さず

萍蓬の身 千里

指を屈すれば 二十又た四

居諸一えに 何ぞ駛せん①

断機の怒り②に 逢うを恐れ

帰らんと欲すれども 旦自ずから止る

憂え来たりて 仮寐せし時

慈顔じがんの人 是これを夢む

相視あいみて 我われに向かつて言えり

汝なんじ 生せいは死しを知らずと③

言終げんせんえて 玄然げんぜんとして泣き

我まも亦またた 赧然たんぜんとして恥はず

汗流あせれて 忽たちまち一覺いつかくし

語言ごんご 猶なほお耳みみに在あるがごとし④

灯ひに対たいすれば 心結こころむすぶが如ごとく

潜思せんしして 其そのの理ことを索もとむ

恩情おんじやうの本ほんは 然しかるにあらず

我わを激げきして 憤起ふんきせしむ

自みづから頑鈍がんどんの質しつを悲かなめども

礪砥れいぢを施ほどこす処ところなし

何いっか当まさに 母ははの歎なげびを得

一笑いちごうして 桃李とうりを開ひらかしむべき⑤

〔試訳〕母は年老いたのに、わたしはまだ学問も成就じやうじゆしていないし、仕官もしていない。わたしは落ちぶれており、まだ一家を構えるにいたらない。波にただよう浮草のように、流浪漂泊の身であるわたしは、いま郷里からはるかに千里も離れた地にいる。指折り数えてみると、わたしはもう二十四歳になる。月日の経つのはなんと早いことだろう。学半ばにして帰郷すれば、孟母断機の教えのように、母の怒りにあうのを恐れてか、帰省しようとしても、いざ旅立つ朝になると、

自然に足がすくんでしまう。思い悩んでふとうたた寝したとき、慈いつくしみ深い面立おもたちの母の夢をみた。母はわたしをしみじみと見てから、わたしに向かつていった。「おまえ、生きている間は、死とはどういうものであるかを知ることができないのよ。」と。いい終えて、母ははらはらと涙を流して泣くのであった。わたしもまた恥はずかしさのあまり顔を赤くして恥じた。冷や汗をかいていっぺんに夢から覚めた。母のことが、まだ耳に残っているようである。明かりに向かうと、離ればなれになっている母子の心を結びつけているようだ。いま冷静に深くその理由を追及してみると、母の慈愛の大本おおもとは、そうではない。母が夢枕に立ったのは、わたしを励まして奮起させようとしたのだ。しかし、わたし自身頑迷で愚鈍な性質であることを嘆いてみても、もはや努力でそれをカバーできる余地はない。いつになったら、母の喜びをかちえることができ、別れたときの花のように美しいあの母かんなはせの顔を、破

顔一笑、ほころばせることができるだろうか。

〔注〕①「居諸」 月日。日居月諸の略。居も諸も呼びかけの助辞。例「北風ほくふうの詩」「日居月諸 胡送而 微」

「駛し」(シ・はい) 疾い。「蘇轍の詩」「君帆一何駛」

②「断機の教え」(断機の戒め。孟母断機の教え。慈母断機の教え)「列女伝、卷一、母 儀伝」 中国の戦国時代、孟子が中途で学問をやめて帰ったとき、孟母が刀をもってその機(はた)を断ち切つて、孟子を戒めたという故事。

③「生不知死、死不知生」「列子」天端」 〓 生けるとき死を知らず、死するとき生を知らず「小林信明『列子』明治書院」

ともに江戸におもむき墓参をしている。
その後、波山は、多くの資料から江戸で研鑽を積んでいた。居宅は二長丁（現・台東区東二丁目あたり）と諸書に見える。しかし、文政二年（一八一九）九月十一日、波山は焼津の松村晴橋の木仙堂から江戸の齋藤陶臯にあてた手紙を書いていることから、その所在が確認される。（『与齋藤陶臯書』）

「生きている間は、死の何たるかろ知ることができない」という意。

④「一覚」 〓 ひとたび眠りから覚める。「列子」周穆王

⑤「何」の用法として「時間」を問う場合は「イツカ」と読む。

⑥「大漢和辞典」巻一。藤堂明保『漢文』数研出版」

⑦「例文」李商隱の「夜雨に寄す」詩の結句「何か当に西窓の燭を切つて、却つて巴山夜雨の時を話す時なるべし」

「あるいは「夜雨の時を語るべき」と読み下している本もある」（いつになつたらわが家に帰つて、お前とともにあの寝室に窓のもとで、灯心を切りながら夜遅くまで、巴山の夜雨のさびしさを語つて聞かせるときが来るだろうか）

「李商隱が旅中に郷里の長安にいる妻に思いを寄せた詩である」

「何か当に大刀頭すべし」

「何か当に流れに順じて還るべし」

「何か当に馬を駆つて征すべし」

「何か当に月氏を破り、然る後方に枕を高くすべし」

「何か当に凡鳥を撃つて、毛血を平蕪に灑ぐべし」など。

「桃李の顔」 〓 桃やすももの花のように美しい容姿。美しい顔。

「越年して二十有七、伊豆に漂泊し、詩を鬻ぎ字を售りて徒らに其の口を糊し以て春秋を送ること、已に茲に二たび」とあり、波山の五律四十九、七律五十、都合九十九首を収録した『囚山亭百律』の本文の冒頭にある「囚山亭雜賦序」に、「文政（三年）庚辰の秋、予落魄して其の地に遊び、淹留すること凡そ三年」とあることから、波山の伊豆囚山亭時代の存在を示している。

囚山の名は中唐の柳宗元が広西省柳州に左遷されて囚山賦を作ったことによる。囚山亭あたりでの生活は、村童の教育以外に易経と左傳、漢書と晋史など読書項目にあげ、酒は控えめに

して、煎茶・布棋・彈琴・灌花・書道で気晴らしをし、暇さえあれば海山を散策して自然や感想を詠んでいた。

文政四年、田中藩儒石井繩齋が故郷の伊豆下田に墓参のため帰省し、囚山亭を経営して二年目の波山を訪ねて歓談した。

繩齋は「波山客として歳初此の地に遊ぶ。里閭の年少醪金し

て一小屋を営む。館（囚山亭）波山を穀^{やしな}いで業を受く。故に学子^{くとう}句読を受くる者、填然^{てんぜん}として席に満つ。估畢^{てんひつ}（読誦）の声外に聞え、巖然たる一学院なり」云々と書いてある。

文政六年六月二十八日、波山は伊豆にいて「名辨」一篇を作った。

「わたしの名が挙がらないのは、ふさわしい実^{じつ}が身に備わらないことによる。だから身に備え名を挙げ禄を求めるときで、いたずらに山人陰士（世を捨てて山に隠れ住む人）が絶倫^{ぜつりん}靡行を得意げに身を清め跡を山林に暗ます行為は、有道君子の行うべきことではない」と論じている。

書 壞

桜笛村碓総不宜	桜笛村碓	総て宜しからず
酒醒夢断又堪思	酒醒め夢断ちて	又た思いに堪ゆ
隨身書劔真無用	身に書劔を随えるは	真に無用
一路風霜化鬢絲	一路 風霜は鬢絲と化す	

（鹿島高校教諭）

釜谷邨（村）の営業鑑札願と生産物調

岸 根 秋 夫

明治九年釜谷村の戸長書き上げ書に当時の営業鑑札願と、生産物を調べ茨城県権令 中山信安様に提出した書類が残され当時の生活の一部様子が分かります。それに伴って舟の鑑札や税金なども記されています。主な営業鑑札では漁業鑑札では漁業者 十六人 質屋一人 材木商二人 菓子商二人 洋物商二人 酒製造者一人となっております。釜谷地区集落戸数四十六軒で残りは農家となっております。生産物についても、農作物をはじめ水産物を含めて、三十六品目が上がっている。その中に煙草式拾五貫メが生産されている。煙草作りが明治九年頃より作られていたことは貴重な手掛かりとなるものと思われまます。

各種営業御鑑札願控

行方郡釜谷邨

鰻魚営業御鑑札願

第十二大区四少区

行方郡 釜谷邨

書面願の趣聞き届鑑札下渡す可く候条 早々租税課雑税係へ出頭致す可く、尤税金之儀は規則の通り期限遅滞無く上納

候儀と相心得可き事

但し本年漁場の儀者て平年第五十四号を以普通に及び候通り相心得且正副戸長出頭序でを以て鑑札受取候儀苦しからざる事

明治九年三月廿九日

印

- 一、鰻漁イサザ網漁兼 岸根 八郎治
- 一、同段 同段 岸根 與三郎
- 一、同段 同段 岸根 庄五郎
- 一、同段 同段 岸根 與七
- 一、同段 同段 飯島 長次郎
- 一、同段 同段 岸根 安藏
- 一、同段 同段 岸根 与茂吉
- 一、同段 同段 大川 重三郎
- 一、同段 同段 大川 善作

右の者今般縣稅各種營業人取調べ御免許 御鑑札願い出候様御達に付き、取調候処前書の通り願出候間御鑑札御下け渡し下し置かれ候様願い奉り候 右の外各種營業のもの村内御座無く候此の段申し上げ候奉り以上

右村副戸長 大川 重三郎

戸長 大川 麟作

明治九年二月

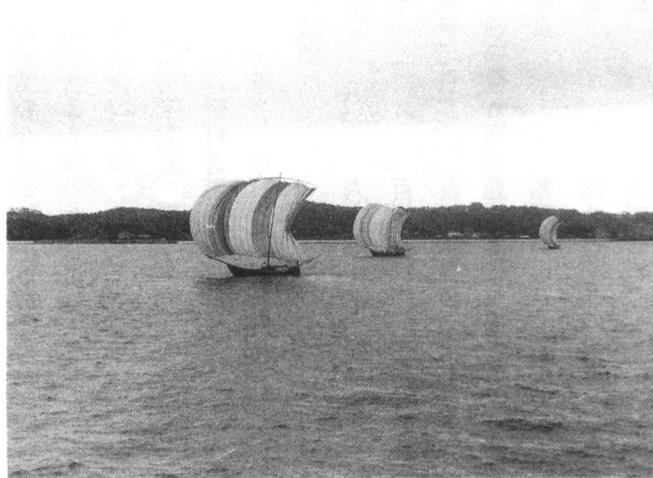
茨城縣權令

中山 信安殿

以下の鑑札願については文面が同じであるから、省略させて頂き營業各種だけを記すことにします。

海老樽營業鑑札願

- 一、海老樽 イサザ網漁兼 大川 武平
- 一、同段 大川 勘平
- 一、同段 宮内 義正
- 一、同段 イサザ網漁兼 大川 権次郎



北浦の帆びき

一、同段 高橋 衆藏

一、同段 須貝 忠松

一、同段 飯島 作藏

質屋営業鑑札願

一、質屋 千円未満 高橋 子之次郎

材木問屋営業鑑札願

一、材木問屋 川崎 岩藏

一、材木問屋 大川 善作

菓子商業鑑札願

一、菓子商 百円未満 蕎麦店兼 須貝 宇平

明治九年九月廿七日

一、洋物商 小間物商(背負兼) 風間 晋平

古着染質

一、洋物商 小間物商(背負兼) 大川 麟作

古着染質

濁酒製造鑑札願

一、濁酒製造 壺石 大川 賢雄

明治九年十月

以上

この様な鑑札許可に伴って、舟についての取調書上帳などもある。明治十二年調べには漁船として登録されたものは六艘で耕作船として十三艘、外に房中船、高瀬船各壺船があり、釜谷地区四十八軒の内二十一軒が船との関係を持っていたのです。漁業鑑札を持つ者は十六人で漁船登録は、六艘であるから耕作船によって漁業していたと思います。また岸根與七さん所有の高瀬船については長さ五間(約九米)で米五十石積とされています、房中船(客船)は長さ六間あり岸根與作さんが所有していた。このように、舟鑑札の状況がわかると思います。

産物取調書上表

第十二大区小区

行方郡釜谷邨(村)

米穀類

一、上米 六十石 代金 三百五十円

一、中米 百廿石 代金 五百七十一円

一、下米 百八十石 代金 八百十八円十八銭

一、麦 五十四石 代金 貳百七円六十九銭

一、小麦 九石 代金 貳拾貳円五十銭

一、大豆 四十石 代金 十四円八十銭

一、小豆 三石七斗 代金 拾四円八十銭

一、胡麻	三斗五升	代金	拾五円九十銭
一、栗	六石三斗	通價	十弍円六十銭
一、菜種	拾石	通價	四十円
一、インゲン豆	四斗	通價	三円廿八円五銭
一、醸造酒(清酒)	八十石	通價	七百廿八円五銭
一、味噌	千斤	通價	百六十円
一、筵(むしろ)	千三百枚	通價	十九円五十銭
一、薪	千弍百段	通價	七十弍円
一、煙草	弍拾五貫目	通價	六円二十五銭
一、綿	四十目	通價	八円
一、薩摩芋	三百五十俵	通價	六十三十銭
一、沢庵漬	弍拾四樽	通價	十弍円
一、菜漬	弍拾六樽	通價	七円五拾銭
一、茄子漬	弍十樽	通價	十一円
一、蘿蔔(大根)	弍十貫目	通價	弍円
一、菜	三十貫目	通價	三円五十銭
一、牛蒡	百廿貫目	通價	四円十銭
一、胡蘿蔔(人参)	百廿貫目	通價	四円十銭
一、鶏	八十羽	通價	五円六十銭
一、鶏卵	四百十	通價	一円九十二銭
一、肥菌馬踏	弍千段	通價	百六十円
(干草ではないか)			
一、イサジャ	百樽	通價	五十円

一、小魚	五十貫目	通價	弍十円
一、鰻	弍十五貫目	通價	十七円五十銭
一、タン貝	四百樽	通價	八十円

右の通り産物取調奉書上候也
 明治九年二月 釜谷村

副戸長 大川 重三郎
 戸長 大川 麟作

今度潮来史編さん事業で釜谷区所蔵文書を町史編さん専門委員の先生方に整理して頂きました所、明治前期より大正年間にかけての古文書三百八十点余りが整理されました。

この文書については村として所蔵されていたのは大洲に続いて二番目であるとのことです。その中から今回明治九年頃の生活様式を記された一部を町史編さん事務局の藤島氏に御指導を頂きまとめましたので御紹介致します。

(郷土史研究会員)

潮来沿革史 第貳

関戸 忠 男

まえがき

此の潮来町沿革誌は旧潮来町のもので、第一巻と第二巻にわかれ、第一巻は桜山文庫に所蔵されていて、茨城県の名人の原稿用紙に毛筆で丁寧に清書されている。それを今は故人に成られた新莊直潔(桜涯)先生がコピーして、潮来町郷土史研究会が保管している。第二巻は暫く存在が不明であったが、先般潮来の窪谷孝彦氏が所蔵して居ることが判明した。これは普通の原稿用紙に毛筆で丁寧に書かれて居るが、一部雑な所や訂正したり書き込み等がある。これも郷土史研究会がコピーを保存している、私の所にはその一項づつの原稿が、バラバラに幾冊か保存してあるが完全ではない。然し第一第二巻とも、先祖の書き残したものと等合わせて、関戸覚蔵が編集したものと思われる。

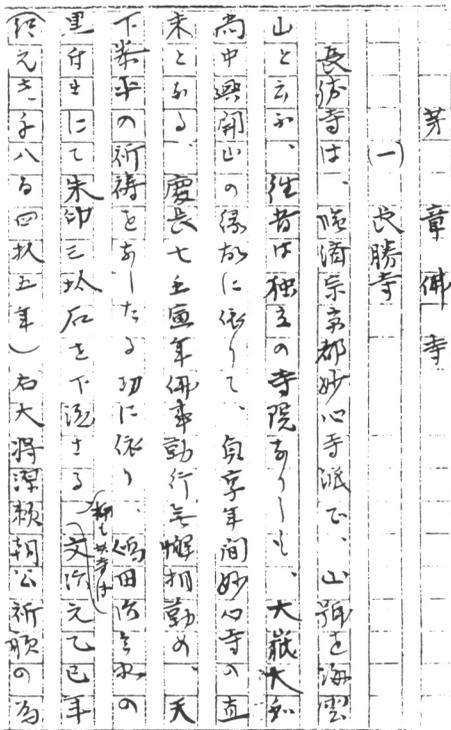
潮来町沿革誌の第一巻は潮来の名称、変遷、二重谷村、役員、村掟、村規約、神社の各項から成るが、その大部分は二重谷村のことである。

第二巻の目次には、仏寺、故蹟、水府の遺訓、人事、遊廓、雑則とあるが、雑則はちぎれて一枚も無く、第一巻の神社の一部が最後に綴ってある。

第一巻の内二重谷村は、既に新莊先生が「ふるさと潮来第三輯」に、二重谷村沿革史として大部分を載せている。

其の外、沿革誌に一項くらいの枚数で、第一第二巻共に載せてない浪逆浦がある。これは、私が現代文にして、「ふるさと潮来第六輯」に載せてあるが、第一巻の二重谷村に続きたい内容である。

第二巻は全く未発表であるので、今回二回に分けて発表することになった。巻末の神社の項は他の関係から、編集替えて最初の項に入れた。全て原文の仮であるが漢字の一部は当用漢字にあらためた。漢文まじりと古い仮名使いで、少し読みにくいのが、潮来の歴史が良くわかると思われるので、全文を紹介することにした。



潮来沿革史 第貳

目録

第一章 神社

- (1) 素鷲熊野神社
- (2) 稻荷神社
- (3) 稻荷神社
- (4) 鷲宮

第二章 佛寺

- (1) 長勝寺
- (2) 浄國寺
- (3) 西圓寺
- (4) 恵雲寺
- (5) 石塔場

第三章 故蹟

- (1) 於里
- (2) 仙台蔵地跡
- (3) 津輕蔵地跡
- (4) 文武館址
- (5) 城の内陣屋跡
- (6) 郷蔵敷地付貧民恒救の情態
- (7) 膳棚山

第四章 水府の遺訓

- (8) 訴訟記念の水神森
- (1) 教諭八箇條
- (2) 米穀輸出の特例
- (3) 仕法金の貸出
- (4) 育子金
- (5) 長寿者平助の名誉
- (6) 製菓の売下

第五章 人事

- (1) 宮本尚一郎
- (2) 芳川波山
- (3) 窪谷婦人妙真
- (4) 戌申役の殉難者

第六章 遊廓

- (1) 貸座敷
- (2) 菖蒲踊
- (3) 潮来節

第七章 雑 (以下原文散逸)

- (1) 巨松
- (2) 南北領の富豪
- (3) 大洲の産物
- (4) 椿
- (5) 濱木綿

第一章 神社

(1) 素鷲神社、旧記に曰く、文治三丁未(一一八七)夏、

磯山源兵衛なる者、浪逆湖上に、漁りしに、網に入りしものは、魚にあらざして小木像なり、源兵衛奇異に思いをなし携さい帰りて、現今の津知村大字辻と延方村との境なる稲井川の西岸に着船陸揚げす、是ぞ牛頭天皇の神像なりき、今に至るも、此の陸揚げしたる土地を天皇原と唱ふ、その後小祠を今の潮来村四丁目河岸通りなる、俗称天皇河岸に建て移し祭る、祠前に祈願せる者靈驗著しく、感応顕然たり、今に源兵衛の子孫と称する磯山聿蔵宅に「奉懸板久牛頭天皇嘉吉三癸亥(一四四三)十月十七日」と鏤刻せる鰐口を保存す此鰐口中央の経約九寸ばかり、頗る古色を帯び稀品なり、其後村民遍ねく信仰するに至り、村内重立たるもの、二十八戸申し合わせ、各々資を投じ、毎年当番を定め祭儀を営むに至る、是実に寛正元年(一四六〇)なり、其後元禄九年(一六九六)藩主義公の命により全村の鎮守と崇め、大六天山に社殿を造営し歳時の祭りを致すに至りたり、当初神体を掬い揚げし即ち六月七日を祭日と定め、豫じめ四丁目河岸に仮宮を造り、六日の朝、源兵衛の子孫、頭に白布の鉢巻きを施し、身に同じ浄衣を着け(明治維新後麻上下にあらたむ)手に又手(小網)を持ち神輿の台に分乗し、無数の壮夫此を担ぎ下山して仮宮に遷御す、翌七日期兵衛裸体にて前日の如く神輿に分乗

し、裸体の壯夫数百人担いで水中に入り揉み合うこと良久し、了して神輿を仮宮の前の河岸に安置し祭典を執行す、これを渚祭りと言ふ、それより錦旗、神籬、弓箭に神宝列を整え、神官、役場吏員、旧八人頭、氏子の人々皆之に従い、村内渡御あらせられる、此の三日三丁目より底抜け花車を出し、猿田彦命に仮装せる者一人先頭に立ち、又獅子面を舞はし、之を大神楽と唱え、鼓譟して供奉するを例とす、本神幸祭典中、参拝人四方より輻輳し、各丁内に於ては花車等の余興の催し種々ありて終夜雑踏す、八日大六天山帰社に為る、近来此祭日を変更して八月七日八日九日の三日となす、抑神幸祭日には前掲の通り、古来より歴史を有する日限なるに、猥りに之を変更し歴史を破壊するが如きは甚だ忌むべき事に属し、当事者の責軽からざるなり、

七日大祭 祝詞

元香取神宮 小宮司 伊能頼則 撰

(祝詞本文省略)

渚祭 祝詞

社 司 関戸主禮 撰

(祝詞本文省略)

例年陰曆二月七日祈年祭を執行す、古来此祭りを村祈禱と唱う、村内安全、五穀豊饒を祈る為なり、此祭り元は祢宜中田外記(後に祢宜勘三郎と呼びし者の先祖)庄屋宅に来たりて、大般若経を展読するを例とせしも、牛頭天皇を大六天山

に移し鎮守と崇め奉りて以来、この村祈祷も同社前に於て鎮守当番にて営む事となりたり、然れども祢宜が庄屋宅に來たりて行う儀式は依然たり、外記死亡後、上戸村茂木左近これを奉仕し、後に八大房これを繼ぐ、

牛頭天皇を大六天山に移し奉る其の以前の潮來村の鎮守は現今素鷲熊神社の末社として、其の境内に祭る大六天宮なりと伝うれども、抛るべき書類見当らず、然れども此山を大六天山と唱えるより考えれば、牛頭天皇の遷祠以前に此の大六天宮の勘請しありしを知る可し、

例年陰曆八月朔日風祭りを行ふ、蓋し疾風甚雨の天災無く、五穀豊饒を祈るなり、諸方より力士來たりて相撲の興行あり、但し都合によりては相撲を停止して行わず、

熊野神社は同じく大六天山に鎮坐せらる、毎年陰曆三月三日神輿を担ぎ村内渡御の例祭あり、素鷲熊野神社合祀以來は此の例祭を廢し、六月七日素鷲熊野神社同時に渡御せられる、本社の創立は古老の伝へるところに因れば、元本村五丁目宮本平太夫宅址に在りしを元祿五年（一六九二）大六天山に曳社したるなりと、然れども宮本平右衛門（尚一郎の父其の當時の庄屋なり）が小宮山郡宰に提出したる文書によれば熊野権現は、元拙者の宅内に祭りありしを今のところに遷したる由は先代より申し伝え之在り候も、色々吟味罷在り候え共是れと云う証拠は之無く云々、之に依て考うるときは、宮本家の宅地内に在りたるものなりと云うは信じ得らる、とするも、



素鷲熊野神社拜殿

元祿五年と云うは付け加えの説ならん、

神仏両部禁令發布と共に、牛頭天皇を素鷲神社、熊野権現を熊野神社と改称し、明治九年（一八七六）五月二十二日両社を合祀し、素鷲熊野神社と号し、明治十二年（一八七九）四月三十日社格を郷社に昇せられ、同年八月二十一日関戸主禮祠官に補任す、窪谷足穂、佐竹一丸祠掌となる、主禮左を告ぐるに及び孫衛其の後を承けて祠官となり、数年にして停職、後佐竹一丸祠官に就任し、祠掌には国安吉之允任せられ、窪谷足穂は明治 年 月 日死亡し、後内務省令を以て

祠官は社司に、祠掌は社掌と改称すべきを令せられる、

(2) 稲荷神社、二丁目に在り元は関戸家の氏神なり、延宝

二年(一六七四)九月今の処に遷し祭りしものなり、関戸玄

蕃諱は辰尚なるもの文録三年(一五九四)七月佐竹義宜の詭計に陥り自刎す、其の遺子長を国松(七才)次を岩松(五才)

難の其の身に及ばんことを恐れ、從臣十三人之を擁して下総

国津の宮に通る、玄蕃の室お里は什器諸建物等を焼き払い、

居を稲荷山下現今の小里に構ひ、髪を剃りて尼となり、専ら

亡夫の追福を祈りつ、居りしこと十数年にして死す、その後

又数年して国松、岩松等潮来に帰り農となる、国松は関戸脩

太郎の始祖、岩松は関戸衛の始祖たり、古来関戸家の氏神と

して此稲荷山に稲荷神社を勧請し、一丁目、二丁目の者等之

れを鎮護と崇め祭祀絶えざりしが、右お里死亡に後、関戸の

一族皆無となりしにより、稲荷山は領主の命により没収せら

れ、これを長勝寺に下付せらる、故に後の世に及ぶまで長勝

山と云はずして稲荷山とこそ呼ぶなり

後源義公領内に大寺大社を取立て、小寺小宮を破却せらる

るに会し、此稲荷神社も其の列に加えられしを関戸利右衛門

(瑞澤)自己の宅地内に移し奉る、然るに一丁目、二丁目の

ものども、鎮護の神を失い嘆く者ありしにより、更に之を現

今の二丁目屋敷に移し、宮殿を作り、永代祭祀料として田畑

を寄付し、中田外記をして別当たらしむ、然るに外記追々身

代不如意となり、無断にて其の田畑を他に売却し、尔来陰曆

二月初午の祭典は二丁目の区費を以て償うに至る、明治三十

九年中関戸衛先祖の意を継ぎ字内洲田 歩を寄付せしに、

二丁目の者等協議の上に、明治四十三年これを内山某に売却

し、現今の稲荷神社社址が債務の為に他人の所有となり居り

しを買い戻しの資に充て、其の社址は自今は二丁目の共有地

となり居る、

(3) 稲荷神社 西一丁目稲荷山に鎮座す、元の稲荷神社は

前項の如く二丁目に曳社したるを以て、元文二年(一七三七)

十一月長勝寺住職たりし長州和尚これを勧請したるものにて、

其の神主は下一丁目関口有文の宅地内にありしを移したるも

のなりと伝う、

(4) 鷺宮 七軒丁に在り、承応元年(一六五二)五月、仙

台船鹿島沖に破船す、この時船夫船内に祭りありし鷺宮の神

像を携え辛うじて溺死を免がれ板久に来る、後各地の船頭ら

各々自資を投じて祠を板久河岸に建立す、その後南部往復の

船は、海上安全を此宮に祈るときは、靈驗著しと旧記に見ゆ、

第二章 佛 寺

(1) 長勝寺

長勝寺は、臨濟宗京都妙心寺派で、山号を海雲山と云う、

往昔は独立の寺院なりしも、大嶽和尚中興開山の縁故に依りて、貞享年間（一六八四）妙心寺の直末となる、慶長七壬寅年（一六〇二）仏事勘行無懈相勤め、天下泰平の祈禱をなしたる功に依り、嶋田治兵衛の墨付きにて朱印參拾石を下渡さる、抑も此寺は文治元乙巳年（一一八五）（紀元壹千八百四拾五年）右大將源頼朝公祈願の爲め創建せられたるもので、鎌倉の名刹巨福山建長寺と同開基なりと伝ふ、

桜門は、横式間、堅參間參尺、元は海雲山正嚴寺の正門で、現時西圓寺本堂の正面数歩のところに、西向きに建てあつて、正嚴寺廢毀の処分を受け不用となり居りしを、藩主義公の指図にて、元禄十三庚辰年（一七〇〇）六月今の処に移しきたりしもの、此時公儀より毛繩料として金五拾兩、水戸藩よりも同じく金五拾兩を下賜せられ、此工費を補助せらる、正嚴寺にて此桜門を建築したるは、慶長年間（一五九六）と言伝えに存ずれども、よるべき証左を發見せず、桜上に十六羅漢を安置せる由は古記録に詳にして、明治十四、五年頃兒童等の悪戯の爲之れを破壊して今は其形跡を止めず、

本堂、南向き、間口奥行とも七間宛、朱佛殿造り、柱其他の用材は概ね櫻材を用ゆ、中央に仏壇を設け総土間なり、屋根は厚萱葺にて、頂上に箱棟を設く、箱棟は銅板を以て包み、頼朝公の定紋たる笹籠膽の鍍金を施したる紋が、前と左右に合せて五箇つけてある建築上の技術は傑出したる手際を認めざれども、水戸藩一流の節儉と堅牢とを象徴して居る、抑

の此寺は、天正年間（一五七三）佐竹氏の兵燹に罹り、爾來僅かに本堂其他の殿宇の礎石のみ旧態を偲び居たるを、大嶽和尚來任し之れが再建を發企し、其徒弟瑞雲和尚と共に自ら各地を巡錫し、喜捨を得、水戸藩よりは合力米と云う名にて毎年、御藏米より百俵つゝ、を支給し其功を援助せられ、元禄四辛未年（一六九一）再建の工を起こし、全七年甲戌年正月竣成す、これ実に現在の建物なり、

本尊、本堂佛壇上に安置す、中央は阿弥陀如来、右は觀世音菩薩、左は勢至菩薩、此三体の仏像は土佐の住人雲慶の作にして、創立当時頼朝公の寄贈と伝ふ、將して然るや否や疑問を存ず、勢至菩薩の前にある立像が、迦葉尊者（身丈五尺四寸）で、此像は往昔本堂の後なる竹林中に遺棄し、更に顧みざりしを、偶ま義公之れを發見し、其面貌が迦葉尊者に似て居るより水戸に持ち帰り、坐像を立像に改修し、之れを本寺に返付せられたるものと言云ふ、全身の釣り合い総べての技巧は、美術上一顧を有す、義公自書の像背の記あり左の如し、常陸国行方郡潮來邨、海雲山長勝寺、自中改派、雖有歷住之像、不知誰某、散在堂之側、我偶視之、殆似迦葉面貌、是命工新彫刻、以作迦葉尊者肖像、安彼佛殿云、

元禄戊寅三歳（一六九〇）

源 光 圀 印

梵鐘は古來著名なるものにて、明治四十四年八月九日古社寺保存法第四条に依り、内務大臣より国宝として指定される、此鐘は元徳式庚午年（一三三〇）（紀元千九百九十年）十月、

相模国北条高時朝臣（鐘腹に縷刻せる崇鑑は高時剃髮後の法名）下総国府城主千葉道暁の兩人の寄付せるもの、鐘銘は鎌倉瑞鹿山圓覺寺の清拙大和尚の作、其全文左の如し、

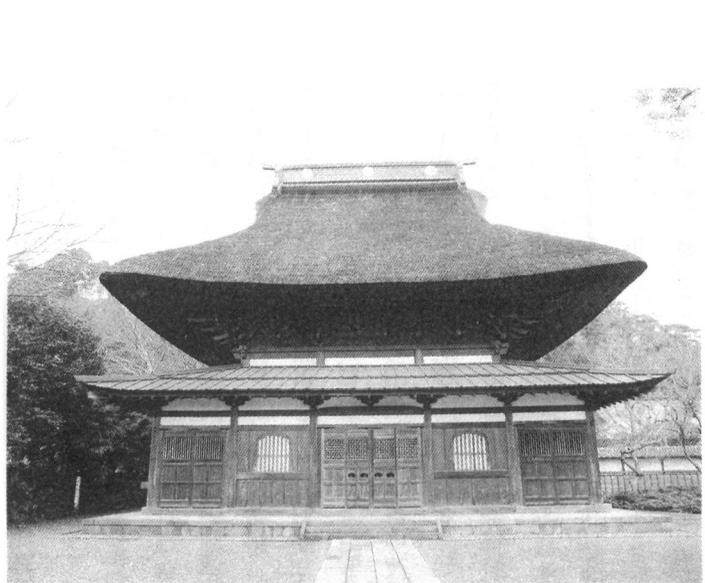
寺始於文治元年右大将殿時所立也、迄今元徳庚午百式拾餘歳、乃為鎌倉殿御願所、大壇邦道暁禪門、以古鐘未宏、與貴眷等共施財、新而大之、住持如節長老、請於圓覺清拙叟、之為銘曰、推古蘭若、長勝厥名、寸挺微撞、今器未宏、爰命晁氏、鎔範捉成、鏗々^{こう々}、殷雷吼鯨、音聞佛事、開聲啓旨、大哉圓通、十虛廓清、霜天月暁、落景初更、真機普發、衆夢齊驚、深禪偃仰、苦趣休停、客船夜泊、常陸蘇城、上延睿算、下息戈兵、壇門茂盛、梵刹堅貞、海雲日橫、青山崢嶸^{さうとう}、人天號令、相道通享、

元徳庚午（一三三〇）十月一日書

大工 甲斐 權守 助光
住持 傳法 沙門 妙節

大施主 下総 五郎 禪門 道暁
大壇 邦相 模禪 定門 崇鑑

天保年中（一八三〇）藩主烈公攘夷論を主唱し、領内の社寺に蔵せる、銅像梵鐘を破壊し、大砲を鑄造せしとき、此鐘も同じく破壊の部に編入し、既に門外に搬出せるに、関戸幸蔵（衛の曾父母）之を聞き、即時旅装を整ひ、東茨城郡紅葉村の水戸藩南領郡奉行所に至り、奉行吉成又衛門に面会し、長勝寺の梵鐘は鎌倉右大将菩薩の為高時朝臣等の寄進せるも



長勝寺本堂

の、妄りに破壊の不条理なるを力争し、又衛門之を賛し、直ちに水戸藩社寺奉行今井金右衛門（惟典）に申し出で遂に其厄を免がれ従前之通り保存する事を得云々南領記に見ゆ、元來此鐘は、本堂の東方数歩にありし鐘檜に揚げ置きたるものなるが、明治三十九年十一月此鐘檜焼失せるを以て今の本堂内にかかげ蔵せり、従前此の鐘は長勝寺にては頗る大切に保存し、容易に撞くことを許さず、時を報じ其他法要等の必要にて撞料として、別に一個の鐘が客殿の東隅にあった、是鐘

は永正十五戊寅年（一五一八）壇徒の寄附せしものなりしが、天保年中藩命に井出 酒井依りて取り上げ、水戸に運搬して大砲に改鑄せらる、其鐘の銘は長勝寺の歴史研究の好資料なれば、左に掲ぐ、

常陸州海雲山長勝禪寺、有古鐘一口、鐫云、元徳歲在庚午、外藩相州牧平崇鑑、功德主千葉道暎、與親族偕鑄焉、妙節長老請圓覺清拙為之銘、寺創立於文治元年、事見干序、如其規制、即雖初不載筆、以今視之、蓋亦鎌倉氏所營、而丹綺離婁可以知已、惜哉石誌泯滅、無知其詳也、獨徵古者宜莫若古鐘、然文治之始、見性之說、未盛行于世、亡論彼南北之諸家、而未及其淵源、豈不遺憾乎、雖日隸東五嶽亦廢、而多曆年所、事跡不可考焉、自豊臣氏之末、蓋可說也、當此之時、国制搶攘、諸侯力征、四分五裂、戰国並競、佐竹氏雄視是州也、一旦為兵争之地、燒夷城郭声舎、殃及池魚、而梵構蕩滌、唯中堂巍然存、是以五聖自若乎焚燬赫烈之餘、而古鐘亦無恙矣、五聖者鎌府之舊物而所謂蓮地三聖、與不動、多聞二壬也、五聖脱火也奇矣、古鐘並在存也又益奇矣、其裂而複合、嗶而嗶吼、膾炙人口、以屬世豈眩無取也、後元禄中安置不動像於寶鏡院、付多聞而奉三聖者皆從義公命也、於夫逐鹿之際也巫祝處焉、羽流處焉、而市井之亡頼、且莫相徵逐、飲博縱橫屠宰狼藉莫不至、而膏腴竭干豪奔、招提亦日腹布金之跡、鞠為茂草攘廢極矣、元和、寛永之際、有周巖道人、固鍊中錚々者也、概然支柩以籍華園、傳而四

世至靈陰、營繕粗具也、越貞享乙丑歲、義公礼致於吾嶺梅、命以中興之業、使為世々不易之宗也、而波及瑞雲龍禮弗裏、繼辱遺命乃至賜社倉之地贅縣人界及隣院之故址其天王門也、且曰可以制其廣輪焉、豫備取材之用、自爾而後、殿堂輪魚殆比乎神居之壯觀矣、嗚呼公深仁厚澤、施及草莽、此所以欣載於百世也、蓋自神祖混一區宇内太平則興復天下之名山故蹟、然未及窮裔也、迄乎猷廟之時而賜璽書土田使齒於名利者實古鐘足徵、而基業之不可廢也、然則古鐘之於我也、不謂九疇大呂哉、某嘗謂世載物以遷物逐世以亡、消息盈虛、不其然乎、後之視今、猶今之視古也、則封藏古鐘而使微于世不亦善乎、唯憂冶鑄費耳、於是乎、往々自起經畫、屢當檢藏而止、居亡何告老弗杲矣、今茲戊寅之冬會山窪氏者、倡而大傾貲、青木氏者能繼先人之老而旁乃二三檀越、議以克合、於是特命于工、山主寶長老不堪抃歡云々

文治梅、本堂の前庭にあり、花色乳白重瓣、頗る芳香に富む、或書に長勝寺の建築成り、入仏式を挙ぐる為め頼朝公親臨す、其時梅樹を杖とし来り、是を堂前に衝立置きしに自然に發芽し、斬次生長せしものなりと、其信偽は分明ならず、兎に角最初に植へたる樹幹は年月の経過と共に枯損じ、今のもは根株より發芽成長せるものと云ふ、文治梅の名蓋し文治年間に植へたるに基因す、前の梅樹は根幹四方に蟠居し、恰かも臥龍の如くなりしを以て、元禄中臥龍梅と名付け候様との上意云々、常陸事蹟考に見ゆ、上意とは義公の命を云う、

客殿は間口 間、奥行 間、総瓦葺、一見越格なる寺院なるを想起せしむ、此の建築も本堂と同時に成功したるもの、此客殿は明治七年（一八七四）十二月より、明治二十年まで潮来小学校の教場に使用せるを以て、頗る破壊に及びたりしを、明治四十三年（一九一〇）大修繕を加へ舊觀に復す、奥座敷の床の間の壁代の白紙に龍虎の二大文字を書いてある、此は徳川昭武候（舊松戸藩主となりし人）十一才の時に揮毫せられたものだ、

座敷の庭につきて後苑あり、其山頂に瑞雲和尚の代に建立せる茶室があつた、之れを遺愛亭と名づく、歳月の経過と共に破壊せるを以、天保年中之を撤廃す、義公嘗て此亭に遊び、左の二絶句を賦す、

巫山一段雲、 遺愛亭

亭是雖依舊、人非而則亡、潮来音烟海雲狂、草木亦悲傷、
風落暗星斗、月寒照屋梁、昔時遺愛不能忘、寐□見善牆、
瑞雲和尚が之れに和韻したる詩は、

舉直人焉瘦、依仁道不亡、淵才雅思發、詩狂有志老何傷、
仰德一天地、興家大棟梁、西山月色永無忘、常照寺門墻、
藩主烈公また此寺に臨まれしとき、扇面に和歌を揮毫し與へられた、其歌詞は、

あかきおは 心のうちのならひとて

やみの夜にさへ たちよりにけ里

前掲の大嶽大和尚は、学徳兼備の僧侶にして、京都妙心寺

の住職を勤めること前後式回、後ち福島県二本松の松岡寺の住職となり、転じて水戸上市江林寺（江林寺は寛文六年（一六六六）廢寺となる）に駐錫中なりしを、貞享二乙丑年（一六八五）藩主義公特に命を下し長勝寺の住職たらしめたるもの、此寺は天正以降本堂其他の殿宇の設備なく、住職又欠員にて法燈明滅に及ばんとするを、大嶽大和尚老齡を提けて來任し、尔来拮据奮勵、特に水戸藩よりは、其身一代限り扶喰米として米百俵つゝを下付せられ、ようやく舊觀を復興したるもの、故に大嶽を中興開山を仰ぎ、義公を中興開基と崇む、世間往々義公の対佛方針を説くもの滅佛に存ずと是は甚だしき誤解にて、水戸家累葉儒学を宗とし、佛を目するに左道邪教を以てしたるには相違いなきも、決して滅佛を主とせるものにあらず、治蹟最も著はる、寺院、由緒正確なる佛閣をは、反つて保護を加ひ之れが存置を謀りしなり、いま長勝寺に於ける取扱振りを見ても其一斑を知るべし、大嶽大和尚の法嗣瑞雲また卓越の才能を有し、大嶽を捕け再興に尽力すること少なからず、寶永元甲申年（一七〇四）瑞雲其住職を徒弟に伝へ、自ら延方村徳島に一小庵を建立移居す、蓋し瑞雲の此挙たるや、水戸南領最東端の地に居を占め、自ら鎮護を以て任じたるもの、此小庵後に則霖寺と名つけ長勝寺の末寺となす、則霖は蓋し瑞雲の雅號なりき、

(2) 淨國寺

淨國寺は鎮西派増上寺稻敷郡江戸崎町大念寺末にて淨土宗

なり、この寺を大永山と称す、文録元壬辰年（一五九二）法
普徳翁上人の開山、石田縫殿の開基なりと伝ふ、

此寺の元除地は式石壘斗式升也、朱印は無し、開基より元
禄迄約百年許は、檀家等少なかりしも、寛文六年（一六六六）
正厳寺破却となり、又元禄四年新町遊廓の裏手にありし墓所
に埋葬を禁じ、何れも、改葬の儀勝手たるべしと云ふお觸出
しによりて以来、此寺に改葬するもの頓に増加し、檀家漸次
多きに及び、本堂若しくは庫裡の設備また整頓し全く寺院の
体裁を備ふるに至りしものなりと、

元禄十三庚申年の春、窪谷藤右衛門、窪谷太衛門、関戸喜
右衛門の三人、これまで先祖の墓所は正厳寺にありしを、這
回浄國寺に改葬せんと欲し、社事奉行に差し出したる願書の
一節は左の如し、

（南領社寺雜録より転載）

訴人等は、これまで海雲山正厳寺の檀徒に有之候処、同寺
は寛文六年の御掟により破却被仰付候、訴人等の先祖の儀は
各々の勝手を以て、浄國寺に改宗御聞濟被成下度、同寺はこ
れまで檀家少なく、維持の方法難渋に有之候処、先年中永代
供養料として藤右衛門に於て、米二十俵餘入付お御田地を寄
附致し、更に今般太衛門、喜右衛門兩人にて畑地七反歩を買
求め、浄國寺の永代所有として高入いたし候に付き、差当り
住持等の扶持米にも必迫有之間敷と奉恐察候、此先々も何事
に係わらず、萬事肝入いたし、寺塔盛立候様可仕候間、改葬

之儀御聞濟之段奉恐願候

梵鐘は萬治二己亥卯月二十五日鑄造と、鐘腹に鑄刻しあり
き、此鐘は天保年中、藩命に依り破壊して大砲に鑄造せられん
とせしを、時鐘として潮来村に保存の儀を庄屋より願出て聞
濟となり、文久三癸亥年四月之れを天王臺に移し、毎日撞きて
正午を報ず、慶応元乙丑年七月今の鐘樓に移し引続き保存す、
此寺は年代不詳（寶永、正徳の頃ならん）盛んに工を越し、
七堂伽藍の設備全く備わり、境内には寂常院、称名院等諸庵
を設く、然るに其後火災に罹り一炬に付し去る、現今の諸建
築物の如きは外観舊美に及ばざるや遠し、加ふるに維新後頗
る荒廢に帰し居りしを、明治三十五年（一九〇二）檀徒より
資金を募集し、大修繕を加ふ、現在の庫裡はそのとき新營し
たるものなり、

寺域内東隅に観音堂有り、文化、文政の頃は賽するもの足
跡を絶たざりしと伝ふ、本尊は正観音菩薩、延享元甲子年五
月鑄造の青銅坐像なりき、

本堂の西方、小径を隔て、小森有り（今は畑地）其の中央
に退休庵と称し、浄國寺第七世念譽正山和尚の隠居所あり、
此の正山和尚は高僧の聞えあり、元禄年中此の隠居所より再
び出て、向山常幅寺の住持となる、是れ藩主義公の命に従ふ
と、その後退休庵は破壊したるを以て取払ひ、今は其の敷地
は民有に編入せらる、

浄國寺住職第四世に天誉上人崙山大和尚なるものあり、生

國は上総にして、寛文十二壬子年八月十六日示寂、後日本高僧傳に載するところ左の如し、

常州淨國寺沙門崙山傳

積崙山未詳生國本貫、住常陸板久淨國寺、當時有深解之名、風神秀朗、蕭酒投俗、人咸貴於節操、崙山恒痛念唾羊僧奔走利名、落虛頭、嘗命冶工、鑄小鉦、掛之胸間、念仏市塵山野、居無定所、分衛自活、一時詣伊勢皇大神、尋寓大湊、昼夜巡遊村落塚間、勵声念佛、土俗婦仰、棄捨米錢、創金泰寺、請為開祖、一日路傍見乞兒屍、喫其飯、提弊囊口、這箇担越、美膳嘶儀、正納受意、慇懃回向而去、後遊于淨國寺矣、

此寺の境内に窪谷妙真婦人の墓所あり、其の性行並に琴歌を刻したる碑銘は本堂の前面に建立しあり、

(3) 西圓寺

西圓寺は、真宗大谷派本願寺派にして、東茨城郡磯浜町字祝町盤船山願入寺末なり、山號を梅龍山、院號を淨心院と云ふ、元禄十丁丑年、正嚴寺破却跡に此寺を建立す、是れ義公の意に基くと云ふ、現今の本堂は享保十八癸丑年（一七三三）に建てたるもの、開山は見真大師、開基は妙信上人と云ふ本田家の出也、其縁故に依り、住職は本田家の子孫之れを世襲す、本堂の前面に不動堂あり、大正三年中に勧請したるもの、抑も此に安置する不動尊像は、もと長勝寺に蔵し、文治年間右大将頼朝公寄贈五聖の一なり、元禄中義公の命に依り、之

れを寶鏡院に移奉したるもの、（其事實は前葉掲記長勝寺鐘の銘に詳なり）此の寶鏡院と云ふは潮來村寺町（現今の小学校敷地内）に住し、修験職にて、本姓名を中田外記と云ふ（他人は外記を欄宜神左と呼び、鎮守大六天宮の奉祀者なり）然るに外記酒ぐせわるく、敬神の道に欠けるところあるを以て、寶永年間大六天宮の奉祀を免ぜらる、其後外記は、二丁目の稻荷神社の別當となり同所に移住し、前住宅と不動堂とを併せて八大房に讓渡、（元禄十五年の儉地帳には中田外記所有の屋敷六反五畝歩とあり）其の顛末は載せて南領寺社雜録に詳かなり、尔來年月の経過と共に該不動堂々宇破損したるを以て、八大房にては之れを自宅内に保存す、明治二十二年八大房の後葉佐竹一丸更に潮來町の内田源助に與ふ、源助は堂宇を宅地内に建立保存す、源助死亡後、右宅地他人の所有となりたるを以て、榊原吉之れを引受け自宅内に勧請す、同人又死亡せしに依り、信徒等相議して今のところに堂宇を造り安置す、不動像は、立像にして身丈五尺七寸、左右に矜迦羅（こんから）制多迦（せいたか）の二童子を添ふ、彫刻精功の評あり、

(4) 惠雲寺

惠雲寺は、法華宗、津知村大字築地本圀山妙光寺の末、山號を徳大山と称す、元禄年中潮來村の北端字臺下（現在の所在地より稍東北方）に一小庵あり、世人之れを談義所と呼ぶ、（現今の念仏堂の如きもの）僧惠雲なるもの來りて足を此庵に

駐め、仏門の信仰を説く、偶ま佛寺破却の儀に遭ひ、此の小庵も廢毀に及ばれんとせしを、築地妙光寺の付属佛舎となし遂に其の厄を免かるゝを得、後ち藩主義公の指図に依り此小庵を變じて佛寺に取立て、辻村地内にて死亡せるものは、総て日蓮を宗とし、此寺の壇徒となるべしとの御意あり、而して寺を徳大山惠雲寺と名す、蓋し徳大は開祖日其上人の號にして、惠雲は住僧の名を襲用命名したるもの、抑も此の日其は妙光寺の住持なりしも、來たりて此寺を建立し、頗る高德の人にして、藩主の寵を受けること厚く其の寄贈の書簡に徴するも知ることを得、元禄十丁丑年現在の敷地並に其接続せる畑地山林を賜り永く租税を免除せらるゝ、同十三庚辰年右小庵を現在の地に移転し寺院たるの規模全く成る、元文二丁巳年火災に罹り焼失す、のち本堂を新築し輪魚の美を添ふ、現在の建物はなり、

年號不詳水戸寺社奉行飛田直藏より此寺に贈られし左掲記の達書あり今に保存す、是れ前掲載するところの義公の御意云々を立証するべきもの、明治維新迄は此達書を厳守せしものにて、天保年中潮來三丁目小林小四郎なるもの失火に罹り、津知村親戚方に避難中、偶ま同人の父死亡す、小四郎は携ひ還りて自己の菩提寺に葬らんとせしに、遂に惠雲寺の爲めに故障せられ、止むを得ず惠雲寺に葬りたりと、又た延方村の人長七なるもの、辻村に仮寓中、偶ま其妻死亡す、元より普門院の檀家なるを以て、葬儀の執行を普門院に頼み、依りて

其日限に普門院の住職出張す、然るに惠雲寺の住職も又た之れに臨會し、一葬儀に二寺の僧侶會同し、各自己の寺院に埋葬せんことを出張す、其の結果処理方を寺社奉行に伺い出て指揮を受けべしとの内儀となり、伺い出てたる其の返答は即ち惠雲寺に於て金城鍊壁と頼みつつありし左の達書なり、

延方村普門院檀中同村長七と申もの、辻村へ引越し住居罷在候由の処、同人妻去る四月中相果て候節、其寺へ致葬穴候儀に付、先達て相尋候儀も有之候処、其村方へ参り住居の者は、何れの旦中にても、其寺にて所仕舞いたし候儀は、先年尊慮も被為在候故を以て、古來より右の通り仕來り候旨、此度前振出委細書出し申出候趣も有之ば、以後前例の通りに相心得、可被取扱候、此段相達し候也

五月二十七日

寺社奉行

辻村

惠雲寺

また目下同寺に保存せる、寛政九年（一七九七）鑄造の鐘銘を掲ぐれば

寛政九年鐘銘云

常陸行方郡潮來村有一小庵、元禄中僧惠雲者來住說法、土人呼曰談義所、不知其奉何宗、国家既有浮圖廢興之令、乃以小庵屬干築地妙光寺、而為精舎、號曰徳大山惠雲寺、藩

君義公之所命也、開祖諱日其號徳大院寂干築地、即門人日進為二世、戊寅之春有公命、以辻村百餘家、悉為檀越、更賜山園數畝、免其賦也、十三年庚辰壇徒胥儀移寺於東北山足所賜地而堂宇始新、其後第七世日敬特鑄槌以備法器募縁四方、享保乙卯之春洪鑄適成矣、元文丁巳、罹祝融災鐘又焚焉、享保丁卯延寶堂宇已復舊觀、而鯨鐘未遑再鑄、野祇掛錫、十年于此、常以為憾、謀諸壇信故老、今茲寛政丁巳之春、所願既滿、歎喜不啻、叩為之銘云々

此寺域内に榊原柳齋の墓あり、柳齋は津知村大字辻の人、名を善明と云う、通称を啓介と唱ふ、柳齋は其號也、代々醬油の醸造を業とし、水戸藩五十石號士なり、居常公共の事業に盡粹し、殊に窮民賑恤の功多し、稲井川の石橋の如き同人慈善の一端を發揮せしもの、嘉永六年九月宮本球撰の墓碑銘今に存す、

(5) 石塔場

石塔場は、元海雲山正嚴寺の墓所なりしが、同寺破却後、延方村龍雲山普渡寺普門院壇家の共葬墓所に充てらる、此正嚴寺は、普門院の記録に依れば、天安元丁丑年（二二九九）二月僧秀賢なるもの、本郡上戸村字小野詰に一小堂宇を建立す、其後四百六十餘年を経て正長元戊申年（一四二八）に及び、島田治兵衛此の堂宇を潮來村に移し、海雲山正嚴寺と命す云々とあり、然れども此島田治兵衛は慶長に頃の幕府の吏員なり、正長と慶長とは其間実に百六十餘年を距つ、故に此の島田治

兵衛が移転を行うべき筈なく、普門院の記録信を措き難し、

正保四丁亥年（一六四七）九月、正嚴寺住持尊榮が、水戸藩寺社奉行に届出でたる書面に依れば、同寺の朱印は、慶長七寅年（一六〇二）島田治兵衛の墨付証文（長勝寺と同一文句）にて、先高七石、當高九石八斗四升二合、（當高は年の振合に依り御意次第の付札）合せて十六石八斗四升二合なり、寺の開基は應永二十一甲午年（一四一四）（紀元二千七十四年）にして乗賀法師、開山は府中（今の石岡市）常陸大椽家の先祖某、中興開山は島崎左衛門尉長國の祖空山、（本山は醍醐寺光基院とあり）正嚴寺の末は式箇寺、門徒三十四とある、其他常陸事蹟考（市毛幹規著）所載もこれと同一なり、然れば正嚴寺の起縁此記を信用するが正当ならん、

此の正嚴寺は、天正の始めの頃は、現今の三丁目、四丁目の裏通り即ち字寺町全体を敷地とし、松、杉、雑木鬱蒼として天を被ひ、其なかに七堂迦藍宏大莊嚴を極め、多数の僧徒居住せしも、天正十八年佐竹義宜城南を略奪するに會し、遂に兵燹にまかり罹り、建物総て燼灰に帰す、慶長、元和の頃に再建し、目下長勝寺にある楼門は此ときの建築なり、寛文元辛丑歲（一六六〇）六月又々火を失し、堂宇概ね消滅し、独り楼門と念仏堂、庫裡の一部のみを残す、此際寶器什物等概ね類焼すと舊記に見ゆ、

寛文六年丙午年（一六六六）三月、藩主義公、領内の淫祠及び由緒なき佛寺を破却し、其の神職住僧を逐ふ、同年九月

領内にて破却の処分を受けたる寺院は実に式阡八拾八箇寺、内真言宗多数にして壹阡四百八拾六箇寺、其他天台、済家、法華、浄土、同新宗、曹洞、時宗等合わせて六百一箇寺なり、正厳寺も真言宗にて此破却の中に編入せらる、抑に此の処分は緇衣の輩をして戦慄を極め、怨謗の聲は噉々として四方に起る、於是狂詩歌、落書等盛んに行われ、又た馬鹿臣菝（ばかとみはらい）と名つけ有司の妄状を非議したるもの巷間に流布す、狂詩の一例は、

暴政起兮佛寺倒、砲響驚耳無鐘聲、八家緇徒尽迷道、十萬億土杲何行、祠官文盲佩双刀、浅見猥笑般若經、和訓漸適神代卷、等閉自榜神道盛、

狂歌

佛は滅び、百姓枯る、世の中に

何にとて町は、つれなかるらん

鉄砲よろこべ、半鐘は御役に立つたはやへ

俳句

鶯や、高天原と なぜなかぬ

正厳寺は寛文六年破却の命をうけて以来、元禄九年まで参拾年間は有耶無耶の間に現状を維持し、同年藩主義公潮来に巡視に際し、遽かに其楼門を長勝寺に賜り、其敷地を割いて西圓寺に與ひ、又一部の宅趾を修験職寶鏡院中田外記に下賜せらる、元禄十五年檢地帳所載六反五畝歩は即ち此地なり、墓所は速かに改宗改葬をなすべきことを命ぜらる、如此処分

を了したるを以て、時の住職は去つて延方村州崎龍雲山普渡寺普門院に入る、然れども旧檀家より法要の依頼あるときは、之れを行ひたるが縁故となり、尔来石塔場は普門院の檀家たるを認むるに至りしなり、

口碑の伝ふるところに依れば、普門院は元禄十四年に藩主義公の命に依り、正厳寺を曳寺したるものと、普門院の記録又同じ、然れども此は頗る疑はしきことにて、既に正厳寺は寛文六年中に杜寺の籍を脱したるものにて、其以後寺社公簿中更らに記録を發見せず、元禄十年義公自から建家宅址の処分を命令し、根本的破却お事実を徹底したるに係はらず、其後僅かに四年目に再び曳寺を令するが如きは事実と認むるに躊躇す、恐らくは曳寺云々と云うは普門院が对檀家の關係上捏造したる言にはあらざるか、後世に虚偽の事実を伝ふるは甚だ嫌ふべきことなるを以て、聊か寓存を述ふること如斯、識者幸に明鑑を垂るるを吝む勿れ、

第三章 故蹟

(1) 於里

関戸如水の記録に曰く、於里は丹波守関戸辰兼の室にして、玄蕃允辰尚の母堂、島崎左衛門尉長国の曾孫安定の長女なり、安定の男を安重と云ふ、天正十九辛卯年（一五九一）二月十九日安重其子徳一丸と共に佐竹義宜の詭計に陥り薨去す、後三年目即ち文録三甲午七月二十五日和睦と偽り佐竹の為に招

かる、玄蕃允馬首を水戸に進め、上市三の丸の坂口（今の上市柵町公孫樹坂）に至りしに、敵は鉄砲數十を乱発し遂に挟み責めに逢い自ら剄死す、時に年四十也、其没後於里は、稻荷山を後ろに控ひたる、今の小里の中央に屋形を構ひ之れに住し、自ら髪を流して尼となり靈源院と号し、元の家臣多く付添へ最も豊かに其日を送り居たり、後十数年にして没す、世人之を於里姫と云ふ、率後墓側に庵を建て遺臣之に住し、其追福を祈りつつあり、今の浜一丁目山来某所有の屋敷内公孫樹の大木あるが於里姫の墓標にして、其樹下に靈源院祥雲慈慶大姉と刻せる石碑今に存す、於里後に小里と改め字名となりて存す、於里姫の屋敷跡と云うは、現今の小里の中央にて、屋敷の西南へ押廻して大きな土手形あり、其内にカラ堀の体あり、畑地になりて居候へ共、雨降り候へば水溜り、作毛腐り損んず、之れに依て、元禄中綱正（如水の実名自ら云ふ）多分の入足を以て、右土手を切り崩し、平畑となす、東北の土手は長勝寺の竹藪に連なる云々如水の筆記に見ゆ、

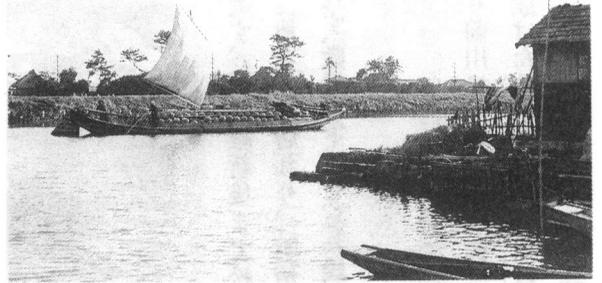
長勝寺の住職たりし長州和尚の撰文、丹波守其子玄蕃允及び於里姫の牌記あり（牌記とは位牌の裏に書きたるもの）関戸脩太郎其の原本を、関戸衛其の謄を保存す、前掲如水の記録と畧同じ、丹波守は弁財天山字城之内に城を築きて居住し、島崎氏の配下に属し一方の大將分にてあり、

(2) 仙台蔵地跡

仙台蔵は、潮来村の東端、津知村大字辻に接壤の水岸にあり、敷地反別約式町步余（旧高五石目）を水戸藩主威公の代に、仙台藩より倉庫建設に付き、借用の儀を申来たり、其許諾を得て、慶安式己丑年（一六四九）仙台藩より係官出張指揮を掌り、倉庫数棟及び事務所を建築す、承応式癸巳年より其敷地に対し村高に永引を立て租税を除かる、仙台藩より吏員常に詰居り、江戸表に回送すべき、米穀に関する諸般の指揮を司とり、村方より窪谷庄兵衛之に参与し、元禄前後には日々千石積海船の出入数十艘、職工人夫の往来織るが如く、一時の盛況筆紙に尽くし難きほどなり、享保十七壬子年五月右庄兵衛が、郡奉行に差出したる願書の写（潮来町役場に保存しありしもの）は左の如し、

乍恐以口上書奉願候事

仙台御米積込海船、夏初より段々当所へ着船仕り候処、別て当月式拾日頃より、海船四十艘程入津仕り、米高七万俵程の儀、兼ての通り拙者共取計ひ、御領他領共に高瀬相雇い運送仕り候処、右海船の積荷分は高瀬百式拾艘余の儀に付き、存候趣に雇出兼、当分運送滞申候趣きに御座候、依之乍恐奉願上候は高瀬に御座候、当村方へ船廻し仙台穀運送仕候様に御仰付被成下候儀奉願上候、去年中以御威光、大分の穀船無滞運送仕難有奉存候、仙台穀の儀、銚子にても当所同前運送有之候処、当分銚子にて、高瀬不足の由にて、右の海船も当



前川の高瀬舟 (写真草野氏)

所へ少々過分に相廻り申候程に候間、此上当所高瀬手支無之候ハバ銚子に支申候船を以て此方へ相廻し候様に可有之之由にて高瀬可有之哉、右の儀此節時々仙台屋舗役人衆より被相尋申候得ば、当分の入船分にも高瀬不足に御座候間、増て余分被相廻候様にも申兼候旁、高瀬差支申儀、御威光にて村々高瀬相廻り、運送無滞候様に奉願候、此は潮来村の為にも罷成候儀御隣愼を以て、願の通り高瀬御座候村々へ被仰付被下候ハバ難有奉存候以上

享保十七年子五月二十八日

庄 兵 衛 印

御郡御奉行所様

桃蹊雑話卷之式の抜録

潮来村（古来は板久と書く）に仙台侯の蔵あり、此は威公様の御代、仙台侯より立つての無心にて、用地を貸与ひたるもの、慶安二年に御蔵御普請出来、其の土地五石余は、承応二年より村高の内租税永引となる、その頃は仙台領内より江戸への廻米は毎年三四百艘つゝ、入津の由なり、正徳、享保の頃より蔵屋敷前の川漸くに埋まり、又た海船も次第次第に大船になりし故に、着岸なりかね、仙台侯より兼て水戸藩にも御相談があり、享保十七年七月辻村地内に新川を堀割る、此費用金六拾九両二分は仙台侯より御手伝いに相成り、人足は潮来村より出す、夫れよりは辛くも着岸出来たりしも、数年ならずして又々浅瀬となり、海船は浪逆海に鎗を卸し、穀物は小舟にて解け御蔵入をなす、かくては諸費用相嵩み候より、直ちに房洲沖を渡海し、江戸入津すること多くなりて、寛延、安永の頃は壱箇年三十五・六艘に減少せりと言ふ、それも極小船にて積俵は壱千四・五百俵位、天明に至りては、銚子河口浅瀬となり入船困難となりしより全く止む、されとも享和の頃までは、屋敷の構ひいかめしく、彼の村の洗濯女子等の俗歌に「思ひは仙台河岸の建てし行馬の数より」と云ふかある、其繁昌は御領内にて屈指の方なり云々

右雑話に所載の如く、銚子港口狭隘となり、海船の往復断



仙台川岸のあった前川通り（写真草野氏）

絶せるに依り、倉庫又廃す、明治維新後まで松平陸奥守殿廻米穀地の名称を以て除税地と成り居れり、明治九年中窪谷孝太郎（庄兵衛の子孫）に該敷地を下付せられ民有となる、

(3) 津軽蔵地跡

津軽蔵は五丁目浜通り前川に沿ひたる所に、奥州南部より江戸廻米を入れる為に設けたる倉庫なり、寛政六己年（誤記か？）津軽藩自ら資を投じて新築せしもの、其宅地壱反六畝

十九歩は水戸藩より貸與ふ、倉庫の構造は仙台藩の如く大規模ならず、又終歳の廻米を比較するも仙台の約三分の一位に過ぎざりし、村方にて宮本平太夫此を世話したり、同家の宅地内に、大石塊多数存在したるは、みな此の津軽船が底積みとなし来りしものと云ふ、津軽舟は仙台船よりも形状稍大にして、銚子港口の出入不便となりしより、宝暦式壬申年（一七五二）廻船を廃す、而して倉庫は水戸藩に引渡しとなる、水戸藩にては之れを、凶荒予備畜穀用の倉庫に充て保存したりしも、明治十年頃破壊せるを以て取払ひ、敷地は官有地に編入せらる、然るを明治二十六年三月中潮来町にて役場建設敷地として代金三十九円余を以て払下げを受け保存せるに、不用に属したるを以て、明治三十三年十一月、町村制第二章百二十七条に依り郡参事会の認可を受け競売に付す、之れを関藤次郎落札し今に保存す、

二重谷地内に船掛けと称する字名あり、此は海船を繋留したる縁故に依りて此名あり、往昔は此辺一体に流海の内にて、津軽の海船此所に碇泊し、是より小舟に積替へ倉庫まで漕搬したるもの、由、今は付近一般に耕地と変し、大丸杭の朽ちて株のみ存せるもの処々に点在す、此れ纜を維ぎし杭なりと云ふ、

(4) 文武館跡

文政元戊寅年（二八一八）南領郡奉行小宮山次郎右衛門

(昌秀号楓軒) 藩廳より費用の支出を仰ぎ、郷校を行方郡延方村に建て、専ら庶民文学の普及を謀る、謀る北総津の宮村久保木蟠龍等之れが講師たり、安政三丙辰年藩主烈公命して更に之れを潮來に移さしこむ、是に於て惠雲寺の西側とトし、新に家屋を建築し、安政四丁巳年(一八五七)正月十九日開校す、潮來村宮本千蔵、石田縫殿之助(後改補) 津知村榊原啓介等文武世話役を命せられる、文庫には和漢古今の図書類を蒐集し、郷党薰陶の便に供す、武場は、大弓、擊劍、鉄砲、鎗、長刀、柔道等の諸術稽古場の設備尽く成る、之れを文武館と命ず(俗間にて潮來館と呼ぶ) 館外の空隙地には蜜柑数百株を植へ窪谷足穂之れが培養を命せられ、細大の事全く整頓を告ぐるに至り、水戸藩士林五郎三郎、林忠右衛門以下同志三百余名此館に集会し、攘夷の論を唱ふ、水戸見聞實記の一節を左に録す、

時世に泰否あり、人事に窮達あるは從來免れ難き所なり、爾れは順公の天盃、御大刀拜賜の如きは実に水戸家の面目にして、御威光も天下に輝き、是れを水藩全盛の極度とす、而して水戸の景況は是れより漸々傾頽に趨り、遂に元治甲子の国乱を惹起せしは即ち氣運も然らしむるところに由ると雖も、抑亦当局者の失策に出ると云はざるを得ず、爰に其起源を記さんに、文久三癸亥年十月初旬の頃より、那珂郡湊村、茨城郡小川村、行方郡潮來村の学館へ、神官、郷土、農民の類大勢集会し、攘夷の論を唱ひ、他邦無頼の悪

漢等も亦一時糊口のため相加り、屢々此の地方豪農、富家等へ押入り、攘夷の軍用金差出すべしと無体に金錢を強奪し、右金錢は彼等が大抵酒食の費用に致し、至るところの村々難渋に及びけり、是に由て各村より郡方役所へ訴へ出ると雖も、埒も明かざるのみか、水戸有志の士も許多是へ加担し居るを以て、右三館の激徒は一層勢力を得、殊に潮來館に集合せるもの尤も横暴乱行をたくまじうし、香取郡佐原、小見川辺まで押出し、無法の金作をなし頗る不穩の趣き江戸へ聞え、順公深く憂い玉ひ、潮來館集合の輩速かに解散する様御下知あれども解散の様子見えざりき云々以下略

此とき將軍上洛、幕府より左の如く達し

近頃浪人共の内水戸殿浪人或は新徴組と唱ひ、所々身元よろしき者共へ、攘夷の儀を口実に無心申掛け、其外公事出入等に立さわり、彼是と申し威し、金子為指出候類有之候所、追々及増長猥りに勅命杯と申觸し、在々農民を党數に引入候數も有之哉に相聞へ、今般上格被仰出候折柄難打捨、依之以来御料私領村々申合置候て、帯刀指し浪人体にて怪數見受け候分は無用捨召捕致し、手向候ハバ切殺候共打殺候共可致旨被仰出候間、悪事に不携者共は、早々旧主へ帰參の儀相願神妙に奉公可致、若し悪事に携り或は仔細有之旧主へ難立戻分も有之候ハバ訴出候様、其始末に応じ、罪を赦し又は難儀不相成様取計ひ可遺候、

同時に水戸表より諸向達し

戊午御国難以来攘夷の儀切迫に存詰、他出等致し候族も有之候所、此度公辺諸家々来之内、国事慷慨の余り一時の心得違を以て亡命致し候類、其家々に於ても悉く探索の上篤と教諭致し引戻候様可被致旨公辺より被仰出候に付ては、寛大の思召を以て、是迄の過失御宥免御召使被遊候條、頭々並に親類の者共、居所相尋引戻候様可被致候、尤近来水戸浪人と唱ひ、不法の所業致し候者も有之趣に相聞候処、万一心得違右へ紛敷振舞有之候者は、屹度御所置振舞之候ては、御家の模範とも相成り御立場柄別て御不都合不少候のみならず、追々被仰出候厚き尊慮にも相背き以の外不相濟儀に候条、其旨精々教諭相加へ帰宅の上為慎候様可被致候

元治元年甲子正月、執政武田耕雲齋水戸へ下る、右は潮来館の激徒佐原辺へ踏込み、金作狼藉の処業追々長しなれば、幕府より在館の者共早速引戻し候様御沙汰に付、武田は鎮撫の命を受け下りけるが、更らに鎮靜に趣くの光景もなく、却つて渠焰は益々猖獗を極む云々（以下略）

是れよろ水戸藩重役の交代あり、市川三左衛門の一派要路に登用せらる、田丸稻之衛門、藤田小四郎等は奔りて日光山に屯集し、夫れより大平山に移り、更に筑波山に立籠りますます同志を叫合す、世に之れを波山組と呼ぶ、軍旅堂々水戸に入り遂に湊村に転じ幕府より追討の兵と接戦連日に及ぶ、此とき潮来館の一派は波山組に加勢し、祝町、額田等各所に

転戦し、主魁林五郎三郎大貫村に於て戦死す、

元治元甲子年幕府潮来館並に攘夷党追討を麻生藩主新庄駿河守に命ず、同年九月三日麻生藩士津久井輟多人數引連れ、文武館に入る此時、既に林等湊村へ出立の後にて人影を止めざりき、津久井は再び郡居を防がん為館の建物に火を点んじ之れを焼払ふ、文館の内文庫壱棟焼け残り居たりしを其翌四日佐倉藩主堀田相模守の軍勢来りて之れを焼棄す、而して敷地は維新後に至り窪谷作太郎に下賜せらる、

元治元甲子九月十六日付を以て、麻生藩主より発したる論告書は左の如くなりき、

移 論 之 事

今度寡君公辺御主意を奉し、水戸家御為を存じ、且良民の暴虐を除かんが為め、僕等に命じ潮来館等に嘯聚浮浪の悪徒捕斬として出張に及び候間、通行途次村々裏宿に至るまでも、右等の兇徒潜伏致居候ハバ捕出し候とも、訴来り候とも可致、若し匿し置き候に於ては、踏込召捕討取可申、左にては村役人共迄落度可及曲事候間詳かに取糺しつつまず可申出、且浮浪の族徒に不限、動もすれば名義を仮称し、免許も無之に、猥に双刀を帯び戒具等携立回る狡民は、是又無用捨捕誅は勿論、既に改心致し、平生に立復る者に於ては、因より宥恕之事にて、当家に於ては更に意恨無之候間、安心致し秋収之折柄、別して農事專一に取掛け、小前の者は尚更惶怖に不及、家業に就き候様可致候

平民の家にて取拵之刀鎗、砲器之類は、御主意も有之候儀に付、預り可申候間、速かに取揃ひ出張先へ可指出、是又かくし置においては立入候ても、嚴重に相改め候条、村々家々不洩様、為其意御大法に不可觸様可致候

子九月十六日 新庄 駿 河守 内

津久井 輟

(右は石田潤之介所蔵記録に依る)

(5) 城之内陣屋跡

辨財天山字城之内へ、水戸藩士武田正生通称伊賀守(号耕雲齋)幕府の命を受け陣屋を新築す、是れ海防に備ふるか為めなり、軍師彦坂甚蔵一切の設計を掌り、栗田兵蔵工事監督を拜命す、地方にありては潮来村大山守石田丹後普請掛を、牛堀村須田重作同添役を命せらる、関戸蕃之允潮来村庄屋在職中にて此又斡旋の勞を取る、元治元甲子年二月工を越し、陣屋、望楼、牆壁、大手門、通用門等略は竣工に近づきたるに、今年六月二十二日普請見合わせとなる、此等諸建築物の屋根は総て瓦葺にて、白亜を塗りたるを以て、浪逆浦辺より望見すれば、恰かも雪の山の如くありしと、田尻俊介外数名陣屋詰を命せられ、未だ赴任せざるに、甲子難起り文武館と同時に焼払はる、石田潤之介所蔵記録に依れば陣屋へ放火被致不残焼失、御普請御用書類は用筆筒の俣前々より引取置き候に付無事なりし旨記載あり

(6) 郷倉敷地 付貧民恤救の情態

水戸藩始祖威公以来、累世名君相続き、部民撫育の方法の如き最も周到を極め、特に烈公天保八年(一八三七)登營の途次、餓殍の横たはれるを見て、泣然流涕し、直ちに有司に命じ、我封内の民をして一人も餓死せしむる勿れと、依りて郡宰相始め各村役人等専ら貧民恤救に尽力し水戸藩貯蓄米廩を發られ、貯米稗等を領内各村に頒ち、猶欠乏せるを以て九州地方より穀物を買入れ此れを頒与す、潮来付近は天保三年以降、氣候不順殊に天保八年は、盛夏寒冷にして、六月祇園祭典供奉に綿入を下着とし、其上の麻上下(あさかみしも)を着用したる程にて、霖雨洪水あり、秋収連りに空しく、穀物次第に失乏し、是歳其極端に達し、草根木皮殆んと喰ひ尽し、饑餓交も至るもの全村戸数の半数に達し、此人員老千七八百人に及ぶ、依りて差当りの恤救方法として、村内の豪農富商を勧誘し、各貯蓄の米穀を寄贈せしめ、其他水戸藩よりの救米を合せて百式拾石余、其他村用金を支出し江戸に於て玄米百石を買入れ、一人一日白米式合宛の割合にて、約六十日間施与し、其間自ら炊事をなすこと能はざるものには炊出所を設け、餡粥(あなかゆ)を作りて配分し、小川、高浜地方より藁を買入れ、此を各農戸に配布して、縄、蒔を作らしめ、其製品を村役所にて買上げ、而して幾分か各自の懐合余裕を生ずるに至っては米穀の救与を廢し、白米の安定をなす、

夫れは時価百文に付四合の相場を標準とし、貧民には一人一日の所用を式合と限定し、百文に付五合に売る、此安売は搗米屋を村内に拾四軒と定め、一軒金七両つ、の保証金を納入せしめ、米穀の売揃専売権を与ひたのなり、其当時村役所より搗米屋拾四軒に渡したる証書並に掟書、定価表等、下壺丁目橋本平太郎の保存するものを写し左に掲げ、平太郎の祖父を良助と言う、当時搗米屋を営み居りしものなり

鑑札

一、搗屋 壺棟 下壺丁目 良助

但 白数勝手次第

右者当丙申凶作に付、村内窮民為救、株数都合拾四軒に取極め、壺株に付金七両の株金指出候心得を以て願出候間、村役人一同判談の上、株数相定め候、若此上休株に相成候節は、向五箇年相立、寅年より右指出置候金七両は此鑑札引換ひ村金より相返し可申候、又は讓株に相成候節は、村方へ申出、名前書換可致候、此上春屋株にて白米、玄米、大小麦、大小豆都て豆類升売の儀は取極の通り、かづぎ売、俵売の儀はこれまで通り足るべく候、穀物高値に相成候節は、其時々村方へ申出の上直段免許を受け引上らるべく候、第一私欲を以て我假失当不被申候様心掛專要に候、一同後証鑑札依て如件、

天保七年丙申八月

潮来村庄屋

宮本 平衛門

年寄 石田 半衛門
 全 宮本 山三郎
 全 窪谷 仲衛門
 全 窪谷 庄平衛
 全 窪谷太郎衛門
 全 関戸 半次
 全 関戸 兵次郎
 組頭 五郎作
 全 平七

定

一、当申凶作に付、窮民為救、町々名前取調べ時相場より一合宛下値に売候、就ては搗屋株十四軒に相定候上は、此後とも穀物高値の節は、村方へ申出候上に免許を受け、値段引上候可致候事一、白米之儀、春屋株に限り、其外大小麦、大小豆都て豆類の升売り、店売り之儀は、搗屋株に相定め申候、玄米の儀は前通り勝手に可致候事、

常年たりとも。諸人為救格外下値に売出候ものは升売りたりとも、故障致し申間敷候、是は株数に限り不申候事、

一、私欲ケ間敷儀無之様心掛けられ可申候事、

一、此度取調べ候貧民売値に記し候名前のもの、人数高に相違致し候買高も候ハバ、随分気付候様可致候、尤も觸頭元にて通帳相渡し候節相たたし候上に渡しつかはし候事、

右之通り堅く相心得商買可致候 以上

申八月

定

村役所

救米	百文	五合
並木	百文	四合
搗麦	全	四合
小麦	全	七合
大豆	全	八合五勺
小豆	全	四合五勺

右之通り仲間一統相定め申候也

酉正月

仲間

潮来村に於ける恤救施設としては略ぼ前件の通りにて、その外に裕福なるものは夫れ夫れ應分の金穀を醸集し、友救と称して之れを分施す、如此注意保護普及せるを以て、村内一の餓死者を見ざりし、其当時窮苦の状、今日之れを聞き猶ほ酸鼻に堪えざるものあり、故に水戸藩に於ては、天保八年九月領内に諭告を發し水害地に対し、特に貯蓄を奨励し、領内各町村に郷倉を設け、穀稗を購入貯蓄せしむ、潮来村にては天保十一己亥年、三丁目裏通り、西田寺馬場の東側に、奥行四間、間口九間の瓦葺倉庫を建設し、同十二庚子年より毎歳村用金の残余を以て穀稗（からひい）を購入貯蓄す、其稗は年月を経て古くなりしものは売却し、更に新穀を購入し、又た希望者あるときは、古穀を貸出し新穀にて返済せしめ、新陳代謝の法を行い専ら新稗を貯ふるを主眼とす、元治甲子の

難以来貯稗の保管其当を失し、槽に散乱す、明治に及び倉庫破壊したるを以て、同六年取毀す、大字大洲にも倉庫の設けあり、村田健之助宅地内にありしもの是なり、潮来村と同様穀稗を貯ふ、維新後に及び破壊せるを以て取毀ちたり、

(7) 膳 棚 山

潮来の西端に松林あり膳棚山と名つく、元は水戸藩林たり、水戸藩に於ては、天保十年諸藩の政治向の改革を行ふと共に、郷村に大山守、山横目の職を置く（南領にては大山守と唱ひ、他郡にては山横目と云ふ、共に同職なり、七八箇村に一名宛を置く）地方名望あるものより郡奉行之れを任命す、其職林保護を主とし庄屋、組頭の上席にあり、潮来地方にては石田丹後、天保十一年二月大山守に任せられ、沼田伝左衛門小山守に就職す、実に此の膳棚山は維新前は大小山守の保護監督を受けつ、ありしもの、該山は廃藩後官有地に編入せられ、明治四十年山林反別菅町六反壱畝歩を潮来町の基本財産として払下げらる、右払下代金を償ふ為め明治四十一年四月松立木百七十八本を売却せり、其後明治四十一年石田潤之介町長在職中松苗千五百本を植込む、現今の立木是なり、

新編常陸国誌に左の記事あり、

西の入口に潮浪里（ちよろり）と呼ぶ小坂あり、うしほの差引ある故にさは名つけしならん、爰より遊女町まで十余町、其間を浅間下とて、イヤ高き並木なり、イタコのはらばら松

とて、沖乗船の目あての森なり云々因に記す、膳棚山は地方にて浅間山と呼び、今の西壺丁目の西端一体を浅間下と唱ふ、

(8) 訴訟記念の水神森

流海は元より何村の所屬たるべきや、一定し居らざるを以て、泥沙沈殿、洲渚をなす都度此れが所屬に付き争論を生じ、相互の折衝にて叶はざる為め、結局表沙汰となり、訴訟の上に所屬を決したるもの幾何の多きに達し、就中著名なるは新洲の争論とす、元禄十二年（一六九九）より正徳四年（一七一四）に至る十六年間で路者は勿論下々農民に至るまで、或る一部の人を除くの外は何れも一致結合臥薪嘗膽、神に祈り、仏に念んじ其勝訴を希はざるものなし、遂に其功德空しからず正徳四年十月十八日二重谷村勝訴の裁許申渡さる、依りて同年霜月朔日勝訴の祝宴会を屋留川口（現今の字内洲）に催す、潮来村民老幼男女相集まり、無礼御免の大饗宴徹宵に及ぶ、此日訴訟相手方の加藤洲、扇島の民家何れも戸を閉ぢ、家内に引籠り、此の盛宴を見るものなかりしと伝ふ、右の縁故に基き正徳五乙未年正月十五日水神を此地に懇請し、永く記念となし、二重谷壺割を祭田となす、其作徳にて祭儀を営む、俗に之れを水神免と唱ふ、後ち故ありて右祭田を廢し、毎年二月七日村祈祷と同時に祭典を執行す、後ち又其祭を下壺丁目にかかせ、村方より金壺分つ、を補助するに至る、

第四章 水府の遺訓

(1) 教諭八箇條

烈公襲封以降、時々訓告書を領内に下し、遊手惰民を戒しめ、専ら農業を励まし、勤儉貯蓄をすむ、傍ら嚴に博奕を罰し、墮胎を禁んじ、鰥寡孤独救助の方法等至らざる所なし、訓告書中往々千万言に渉り、郡奉行所にては重要な事件は之れを印刷して郷村に頒布す、其中教諭八箇條と云へるものあり、領民たるもの、心得方を示されたるもの、潮来にては、長さ六尺、巾壺尺五寸、厚さ壺寸五分の杉厚板に細書し、五丁目の掲示場にか、げ置く、人民撫育の懇致なりし一斑を窮ふに足らん、

教諭八箇條

- 一 父母を大切に致し、目上の者を敬ひ、目下の者へ情けを加えへ、家内むつましく致し、年寄りをば親類他人にやらず、常々大事に致し、咄しをも承り可申事
- 一 朝起を致し、専ら農業を勤め可申事
- 一 儉約を守り、吉事凶事に付ても手輕専らに可致事
- 一 育子の義は、時々触になりし通りを守り、其外何に寄らず、触になり候事は、家内一同へも申し聞せ、堅く守り可申事

一 博奕、はる遊び並に大酒、喧嘩、口論いたし候事堅く慎み、一村睦敷可致事

一 去申年の大饑饉にて、艱難辛苦致し候事を必ず忘るべからず又子々孫々へも申伝可申し事

一 麦、粟、稗てを多く作り、面々貯ひ置き可申事

一 葛、蕨の根は勿論かでになり候品々は、何によらず、

日々に用ひ、穀物を大切に致し可申事

天保八年酉九月

(2) 米穀輸出の特例

水戸封内にて産出せる米穀類は、必ず他領へ輸出すること
を許さず、義公以来此禁を設け、烈公殊に此を嚴禁す、此事
稍や人民營業の自由を拮束するに似たれども、封建時代に在
りては唯一の便法にして、穀物は常に市場に充実し、何時軍
事上の必要起ると雖も立どころに弁ずべく、其他市場に於け
る穀物の増減少きを以て、穀価は常に平均を保ち得るの利益
ありて農民何れも安堵従業するを得、且つ水戸地方にては米
を市場に送るには粃のま、を以てす、此れ保存に堪ゆる為め
と称すれども、抑も当路者が粃保存を奨励したるは、粃は荷
積多にして、運搬不自由なれば、自然他領に搬出するを予防
することを得るにあり、独り南領の内潮来付近十二三箇村に
みは除外例を設け、何処に輸出販売をなすことも特許せられ
つ、ありし、これ潮来地方は飛地にして、四圍総て他領なれ
ば常に軍備を蓄積するの必要なきを以て、反つて江戸其他の
需求地と直接売買をなし、可成高値に売り、主として民福を

計らしむるの意にて、此の特例を設けられたるものなりと云
ふ、因に記す、直接需要地に仕向くるを主眼となせるを以て、
総て農家が秋収と共に玄米となし売買するが慣例なり、

(3) 仕法金の貸出

仕法金とは、水戸藩より藩金を支出し、領内の人民中資本
欠乏し、不如意のものに貸付け、一身の方法を立てしむるは
勿論、国益振興の義務を保護するにあり、其貸付方法は、一
季貸(満一年)年賦貸(三年乃至五年より三十年に至る)の
二種に分ち、毎歳十二月郡吏各村に出張し、新規貸出し願の
当否、返納の金額等を調査して、現金の受払をなす、門地旧
家の窮因せる者へは特典を以て、低利長年季の貸与をなす、
營業者には概ね一季貸を用ふ、夫れで利率は低きものは六拾
兩一分(年五朱に当る)高きも參拾兩一分(年一割)以内、
此の方法に依り、潮来に於て貸与を受けたるもの、文久三年
末の統計は、元金貳千四百余兩、借入人員八拾余名に達し居
れり、金融機關の設備なき時に於ては、此の貸付は地方産業
上に顯著なる便益を与へたるものである、

又潮来村にては、村補金と称するものあり、村の積立金を
農家なれば春期に於て肥料、農具等の購入、田仕付の扶喰米
に差支ゆるものに貸与ふ、返済期は其秋收穫を終りたるとき、
商業家に貸付くる者は、商品仕入の必要其他店舗改築の為め
等にして、期限は一年乃至八ヶ月とす、利子は何れも年六分

乃至啗割、其他鰥寡孤独にて田方仕付に資に差支ゆるもの、火災にて焼失したるもの、家作料に差支ゆるものには救助又は救貸等をなす、此等は総て無利息にて、救助は返済をなさざるも督促せず、救貸は二年若くは五年の期限を付す、此の村補金の貸付は天明以来文政の頃まで行はれ、天保三年頃より不作の爲め元金を村用金に使用し尽したるを以て貸出しを全廃す、前記の方法に依り収入したる利子は、村の費用を補ひ又は元金に組入れ貸出しの資に供す、

(4) 育子金

常陸地方は、古来墮胎歴殺の悪風俗行はれ、細民概して多子を育せず、妊婦薬を服して墮胎し、或は生児を歴殺す、之を間引(まびき)と唱ふ、累世の藩主苦心禁制せられしが遂に救ふこと能はざりき、烈公新たに一法を案出し、村吏に命じて各村毎に懐胎出生取調帳を備へしめ、総て婦人妊娠するときは、其妻何月懐胎、何月頃分娩すべき旨を登記し置き、出生を其下段に記入するものにして、甲月の異同を乙月郡奉行に届出づ、而して實際流産のものは、詳かに其事由を具申し、郡奉行更に此を覆審す、懐胎の届ありて出生なき者等一々尋問し、不実あれば責罰を加ふ、又た十四歳以下当才とも三子以上養育せる貧民へは、年末金若干を褒美として下賜せらる、此れを育子金と云ふ、是に至りて間引の幣幾んど跡を払ふ、潮来にては毎年末に、庄屋より育子金を貰ふべきもの、

人数を取調べ、郡奉行に届出づ、奉行所にては、其金円を庄屋に回送し来る、庄屋は此を各自に配当す、各自は喜悦を満面に浮べ、をし載きて帰りしものなりと、

(5) 長寿者平助の名譽

水戸神崎に七面堂あり、其地遙かに筑波山を望み、近く仙湖を下瞰す、青林白屋時に掩映し、樵径秧田斜めに連接す、四時の眺望に富み、昼夜の景趣を兼ね、雅客は云ふ、彼の支那の西湖に彷彿たりと、烈公之を愛賞し、七面堂を見川村妙雲寺に遷し、満地植るに梅を以てし、其数三千余株、溪流に沿ふて垂柳を栽え、庭前に白胡枝(しらはき)と紅躑躅(ぶにつ、ち)とを点綴し、柴門竹籬悉く野趣に適ふ、中に亭院を設けて遊息の所とせり、天保十二年冬功を竣ふ、因て亭を好文、樓を楽寿と名つけ、園を階樂と称す、公此に於て有功を勞らひ、長老を慰め、上下貴賤打渾じて遊遊和樂するか爲めに経営せらる、即ち今の常磐公園是れなり、天保十三年九月二十五日養老の典を挙ぐ、領内より士族八十歳以上、平民九十歳以上の男女を召す、士族にては神原淡路守外二十五人、平民にては潮来村の小池平助外二十四人之に應ず、町奉行原田善衛門、郡奉行吉成又衛門其事を周旋す、公親臨して宴を張り、盃を賜ひ、優遇甚だ厚く、殷勤の談時を移す、宴半ばの頃、公自ら料紙筆硯を出して揮毫の所望あり、潮来村の小池平助(当時九十六才なり百四才にて没す)梅花満開の図を

いがく、其他のもの数名筆を採りて大文字を書きたるものあり、此とき縞縮緬の表地と、紅絹の裏地に真綿と添えて平助始め長老一同に賜る、最初は時服に調整し下賜はるへき筈にて、士分には縮緬を表地に、平民には紬にて仕立てたり、是日公観て色を作して曰く、衣服は士民共に一様ならざるべからず、且つ斯る廉末なる品、余等の自用としては可なるも、何そ之を長老の進呈物となすべけん、有司恐懼し、急ぎ人を上下市呉服店に馳せて買あつめたるを以て裁縫の違まなく原品のまゝにて、平助外一同の長老等に分賜したるなりと、是れより平助の名遠近に知れ渡り、来りて揮毫を乞ふもの常に絶へざりしと云ふ、

(6) 製菓の売下

水戸藩に於ては、原南陽其他多数の医師を召抱ひ、医学館なるものを設け、紫雪、鶴血丸、牛酪其他の秘方薬数十法を製し領内各所便宜の地に、取次人を指定し之れを売捌かしむ、但し窮民に限り無代施療をなす、是れ医師の救療を受くること能はずして、空しく死亡するものを救ふの策に外ならず、嘉永式己酉年三月、潮来村にては石橋運平之れが取次売捌きを命せらる、小売は各町売薬店にて取計ひたり、

以下は次号に掲載予定です

(郷土史研究会副会長)

水原と濱野家の先祖

濱野元市

濱野家は桓武平氏より出で鎌倉より水原の地に移居した由井国光を祖となす。次に桓武天皇より国光までの系図を記すと次の通りである。

相渡中一礼

古佛毘沙門天王

一辨

右は古傳云長祖由井但守字國光法名は持者とい
隨之を古傳教世お修く抄も是積の速朽際ば度
に元感得を果成を山。納後と白類十未。行
和山山地先帝、信昔某業祖由井國光某積山勝光
創立く精舎也亦其元親父者某伯父はは先由碯
右之故位為修來抄も古傳任諸談也。抄之於奉
安置也靈場信傳の多行冥助の信強を海山地

明和元甲申九月

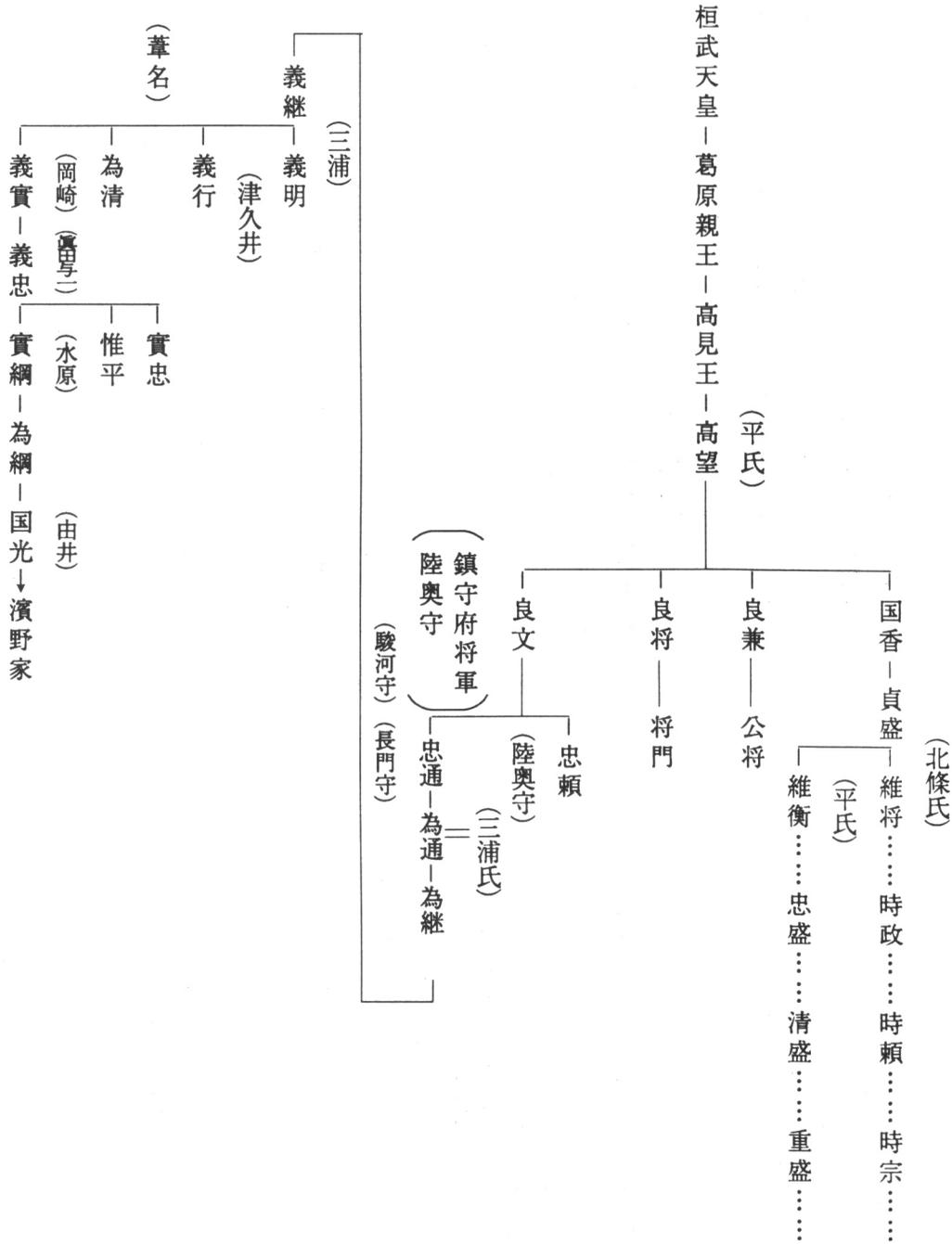
水原村 濱野但了

築地村

河口倉吉藩殿

日村 河口吉藩の殿

はしく水原信口口氏見身はあはれよの
生者杉岳 美之丞



桓武天皇の曾孫高望は平氏を賜り其の子、良文は鎮守府將軍、陸奥守となり良文の長男忠頼は、陸奥守次男の忠通は駿河守に任ぜられた。又忠通の子、為通は長門守として仕へ三浦氏を名乗った。為通の孫が義継その四男が岡崎氏を名乗り義實である。義實は源頼朝が石橋山で源氏再興を謀つて旗挙げした際、長男義忠(眞田与一)と共に頼朝の軍に加わり義忠は副將軍として奮戦したが戦、利あらず戦死した。其の時頼朝と共に落ちのびた人の名が濱野家可心得事に次の様に記されてある。

「濱野家可心得事」

昔頼朝石橋山依難戦主従七騎

落云者土肥二郎實平同太郎遠

平土屋三郎宗遠新開二郎忠氏

藤九郎盛長岡崎四郎義實也

岡崎四郎五代嫡孫

由井国光姓者平也

国光從鎌倉此国移居者永二

年乙丑二月也

鎌倉將軍者宗尊親王之御代也

右執権者北條相模守時頼則

時頼入道而最明寺也

義實は其の後の戦にも度々出陣し鎌倉幕府の重鎮として頼朝に盡くし正治二年(一一二〇年)六月二十一日八十九才にて死去した。其の子、義忠は眞田与一と云い石橋山合戦に副將軍

として出陣したが、敵の長尾新六定景に討たれた。三十三才であった。(治承四年八月)義忠の三男、實久は千三郎と云い水原の姓を名乗った。それより国光の代まで水原の姓であったが国光が鎌倉より水原の地に移居した時に自分の姓水原を地名とし姓を濱野に変へたと云ふ。濱野家の家系に次の様に記されている。

代々姓水原住祖州鎌倉由井之郷

故氏由井復姓濱野至国光之世有

所以伴横山氏某移居於常州水原以

姓名地号水原亦名濱野

この様にして水原の地名は生まれたものと思う。又一緒に水原の地に移居した横山勝光の姓が地名となって水原の台地



天門沙昆

に横山と云ふ部落がある。国光が鎌倉より水原の地に移居したのは文永二年二月で昆沙門堂に祀られている。又国光は宗教心が深く日蓮宗を崇拜し横山勝光と共に日連上人の弟子日門上人を詔請し文永二年一字を水原の横山の地に建立し、本国山妙光寺と称した。常陸日蓮宗、最初の寺院である。正応年中第三世日正上人の時今の隣村築地に移した。そして前建立の地を法華堂と呼び、今にその地名は伝承され、建立より築地へ移るまでの二十六年間は水原妙光寺と称していた。妙光寺の鐘銘の写しがあるので記してみると次の通りである。

鐘銘

常州行方郡築地村本國山妙光寺初在郡水原開祖諱日門称
 一乘阿闍梨受業高祖之門資性聰敏夙通其有二檀越曰横
 山勝光日由井國光皆食邑行方文永二丑歲二檀齋議創精舍水
 原為開祖師乃呼山曰本國号寺曰妙光州置本化精舍
 莫先於此正応中第三世日正上人移寺於今地土人称水原
 遺跡為法華堂云相伝昔。(以下略)

国光が鎌倉より水原の地へ移居したのは幕府の日蓮宗に対する断圧が強かった為であらうと思われる。国光より代々水原に住み十世孫が為継、それより七代目が吉右衛門正清、八代が吉右衛門正信である。水原愛染院と濱野家について記みると次の通りである。寛文四年頃には水原には愛染院の他、成就院など数多くの他宗派の寺院がありそれが為各宗檀家との折合が悪く村内の円満を欠きつつあったので村内有志並に各宗

派の代表相集り部落の円満を計る為少数檀家である他宗の寺院より離檀して最も檀家の多い愛染院一本にしようとなし濱野吉右衛門、組頭、百姓総代十一人各宗派代表と協議し各派の寺院と交渉したが成功せず終り次に寛文十二年九月再協議の結果少数檀家寺院より離檀に愛染院の檀徒となることを契約し離檀願書調印取りまとめの上江戸表宗務所へ出頭したが他宗普門院、妙光寺、長国寺等の反対により敗訴となった。改めて元禄三年六月麻生藩主新庄侯に願い出で御裁可を得て、江



昆沙門堂

戸表室町寺社奉行に宗範妨害の訴をなし、名主吉右衛門組頭源兵衛百姓総代五郎左右衛門外十一名願書調印取りまとめの上字内元右衛門の高瀬船にて江戸表に着し、呼出に応じて白洲に出廷し漸くにして上訴状御裁可になった。時に元禄七年三月再訴以来三年九ヶ月愛染院の勝訴となり茲に他部落に例のない一村一本の寺院となった。其の年十月名主吉右衛門、組頭源兵衛、組頭源兵衛百姓総代五郎左衛門元右衛門八郎兵衛、利右衛門、惣右衛門、源左衛門、仁兵衛、勘兵衛、清兵衛等檀家有志発起となり寺院の興隆と再建事業に着手し落成に及んだ、藩主新庄侯より再建事業の竣工を嘉賞され愛染明王の御尊像一体と金一封を寄与せられ毎年御参堂御祈願の光栄に浴したと云ふ。再建事業竣工以来名主を始めこの事業に盡力した者及び有志の方々正月二日寺に参上し新年の祝賀と村のことについて色々の協議が行われ之が大盤会と言われ今も人数が多くなり盛大に行われている。又筆者の曾祖父幸作は村より依頼され明治十二年―明治十三年に水原の田、畑、^(宅地)屋敷、山林、原野道路、水路の測量を行って今の土地台帳の基礎を作った。その時の台帳の写しが我が家に残っている。田、畑、山林、原野については小宮名、地番、田畑等の別、面積、等級、所有者名等又道路水路については長さ、巾、坪数と何番地より何番地までと隣の所有者名を入れて記してある。大変苦勞のあったことと思う。以上「水原と濱野家の先祖」と題して書いてみた。

(郷土史研究会員)

大洲御殿川ごでんかわの由来

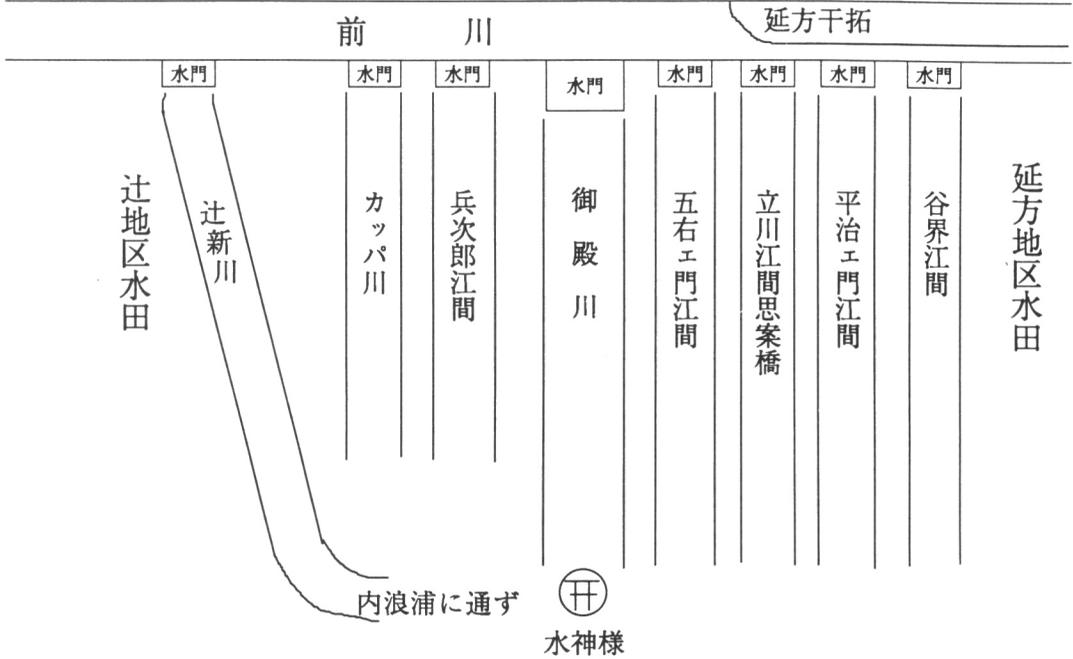
紫村政雄

潮来出島地区の水田には一筆毎に大小無数の水路が網あみの目の如く堀割り宅地も水路で囲まれていた。その一つに徳川光圀ゆかりの御殿川(ごでん川)があったが、昭和四十七年土地改良区画整理完域によって姿を消した。同川は潮来町中央を流れる前川から分れて大洲地区中央を蛇行する川幅5mの清流で沿岸の人たちに親しまれていた。大洲地区内の江間で特に大きな川は西は辻新川で辻上米川岸から五十米位東の前川堤防に川入口の水門が今もその名残りを留めている。辻新川は、川幅の広い処で十米位あり内浪逆浦に直接通じていた。東は延方地区と、大洲地区の境に谷界江間があり、辻新川水門と谷界江間の間の前川堤防には約二〇〇米間隔かに水門があり五・六米位の江間が流れていた。

昭和四十年から四十七年にかけての県営圃場整備事業によりこれらの江間をはじめ小さい江間も悉く埋め尽くされ新しく舗装道路は完成した。

「大洲徳川三百年の歴史」の著者、村田正さんは、その中にこう記している。御殿川は前川を入口として勘三(屋号)さんの処から入って、佐平治、伝右エ門、勘三隠居(紫村政雄)の側を流れていた江間で、元禄年間徳川光圀は鷹狩りの

潮来 辻 須賀 曲松 小泉
 仙台川岸 上米川岸



為めに何回か村田庄屋を訪ね、案内役として仮御殿を勘三隠居の前当りに建てて休息所としたが、これは腰かけ程度の質素なものだろう。

その節、光圀公は庄屋宅に腰を下され、御鷹を村田城主有通が植えた松の木に休めて、其方呼名を島太郎と称せよと仰せられ、此の松を行末長く秘蔵せよと申されて御盃を拝領したのです。これから御殿川と云ふ名が生れた。

私は光圀ゆかりの御殿川を後世に残す為に同志とはかり若竹俳句大会の協賛をいただき、平成三年一月六日句碑を建立した。句碑には、

「光圀公の狩場の名残り水温む」と私の一句を刻みました。今でも当時の御殿川の一部が水田の排水路として残り、春先の水温む頃となると、眞菰や苜が出て次第に伸びて行くの見た時、遠き日に御殿川附近の芦原で狩りをした光圀公が、髻髷として浮んで来ると云ふ内容の感動の句です。子供の頃からの思出を辿れば、自宅のすぐ前を澄みきった水が静かに流れている川幅は広い処で六米あり。そこには濯場（井戸端）があり、毎朝ここで顔を洗った。タナゴやヤキ等の小魚が目立った川岸には二艘のサッパ舟が着いていた。飲料水、風呂の水、洗濯用と日常生活に欠く事の出来ない川で亦釣りをし、うけを置いた漁場でもあった。里道に出ると御殿川橋があり、夏になると友達と橋の上から飛び込んで水泳をした楽しい川である。農作業に従事するや、サッパ舟に牛を乗せ農具積ん

で野良に出かけ、別の舟には揚水の為め水車や発動機、電動機パーチカルポンプも据え付けてあり、肥料や苗の運搬や、秋には稲や藁の運搬、調製した米俵十八俵づつ積んで農協に出荷する為め往復する。「潮来花嫁さんは舟で行く」通行の川でもあったが、今は四米幅の舗装道路と変り八月三日の祇園祭のお浜下りお山上りの神輿の渡御行列に使用されている。御殿川とサッパ舟は私の人生八十年の歩みで忘れる事の出来



大洲の史跡として

ない貴重な存在であったが、各戸二艘づつ持っていたサッパ舟は自動車に姿を変えて、潮来娘船頭観光船としてその名残りを留めている。

昭和四十年以後に生れた若い人達は、前川と浪逆浦から通じていた数限りないクリークを、農作業その他に利用した百姓の姿を知らない。「古きをたづねて新しきを知る」ために若い世代の人達に出来る限りもっと詳しく語り伝へ記録を正しく残したいと念願し止みません。平成五年十一月二十一日―二十三日の町文化祭に短冊句を展示させて載きました。

「花芦や光圀公の狩場跡」

（郷土史研究役員）



潮来あやめ園の設立に尽した人々

菅谷 尚保

現在のあやめ園の設置に努力した方々

潮来のあやめ 現在のあやめ園に至るまで

「潮来出島の真孤の中に あやめさくとはしおらしや ショ

ンガエー シオラシヤ」

江戸時代中期より歌いつがれた潮来 歌のみ流行して花が咲かなくてはと、あやめの苗を真孤の中に捨てさせ、それが潮来のおやめの盛んな姿になったとも言はれる。野口雨情は、「水郷なりやこそ潮来のおやめ花も真孤の中に咲く」とよまれた。そのあやめが大正時代末期、今の旅館あやめの西の方に、大きくはないが「あやめ園」が作られた。潮来町延方の柏崎六弥氏が作ったものと言はれる。

昭和九年六月十四日付のいはらき新聞に、あやめ咲き、潮来賑ふとして 水郷潮来のおやめが咲き始めたので同地観光協会では行燈型の電灯数百を點じ、遊覧客を歓迎連日各地から団体殺到し非常な賑いを呈し、数日前敦賀の団体六百余名が来町した際は各旅館は勿論、浜町一帯の待合に分宿辛じて収容した盛況であるが、来る廿四日には大阪府三の宮団体五百余名が来町する筈で、不況をよそこにこことも潮来は好景気である。

昭和十年六月十五日のいはらき新聞は、潮来名物あやめ咲く、との見出しの記事がのせられている。

こうした潮来のおやめも戦争のために一坪の地も食糧増産に使はれるべきであるとのことで、あやめ園は米作田と化してしまったのである。

あやめ園設立の功勞者

昭和二十五年、潮来町潮来の公民館主事本田潤哉氏、梅竜山西円寺一仲寺の住職から、当時公民館長であった小生に「公民館審議委員会」を開いてほしいとの申出があり、その理由を伺ったところ、それは聞かないでほしいとのことだったが理由なき召集は出来ない、ことわったが頑として申述べないので止むなく召集することとした。会議開催について本田主事の申入れで理由は主事よりと挨拶した。本田主事の説明、次の通り

「潮来のおやめは全国的に有名であるのに戦争のためにあやめ園がなくなってしまったことはまことに残念であり、これを作り上げたい。尚、作り上げるだけでなくあやめの株を売ることによって産業の発展につくしたい。そのためには、相当の経費がかかるが経費は在京の成功者よりの寄附によって苗を買って来たい。賛成を願いたいとの事であった。審議員一同あやめ園の復活には全面的に賛成であり、特に産業に寄与したいとのこと感激し、一言の質問もなく全員賛意を表し、今後の御協力に大きな期待をかけたのであった。

快哉をうけた本田主事は在京の、成功者の綿密な調査の上
当時交通甚だ不便でバス等木炭をたいて走る時代であったに
もかわらず、在京の成功者をたづね、一万三千円の寄附を
受けた。寄附者の氏名は残念ながら忘却してしまった。ただ
ちに明治神宮菖蒲園に花菖蒲の買付にかり一株百円として
百三十七株（何種類かは売却した）を購入し帰郷した。それ
からも容易でなかった百三十七株をどうして育てようかと思
慮した結果三十余名の花造りを好む方々に三株乃至五株の栽
培を委託し明年六月の切花展に備えた。六月の切花展は、ピ
ルピンのやうなものにさして今は取りこわされた水郷ビルに
開催した。さし花の中一鉢の鉢植が出展された。おすなおす
なの観覧者がその鉢をみて鉢へ指したものと思つて聞いて見
て鉢植であることがわかった。切花展の表彰会の折、その鉢
植が壇上に備えられ明年からは鉢植会とする様、決定した。
現在の陳列展から考えると夢のようであるが鉢植はこうして
始め作られたものである。

この切花展覧会が終つたあと、藤岡鉦次郎先生によつて現
在のあやめ園が創設されたのである。

当時のことを、昭和二十五年五月十五日附のいはらき新聞
には次の記事が出ている。「水郷潮来観光協会では、アヤメの
大増殖を計画、県のあつせんで一万五千本価格十五万東京方
面より移入、アヤメ公園浜町附近に植付けた。この増殖で来
年からまこもの中にしおらしい花を咲かせ外来客に昔ながら



在りし日の菅谷氏

の潮来情緒をしのばせる」(写真が入っていたが不明のため
入れない)と、のせられており、本田、藤岡の両先生のこと
は一言もふれていない。これは或人物が茨城新聞記者に談つ
たので、自己の名前を売るためのものであり新聞記者がその
まま記事にしたのであった。ここで非常に遺憾なことは、重
ねて町の将来のため献身的に努力をなされた御両先生のこと

には、一言もふれていないことであり、潮来町民の方々にも両先生のことについてほとんど知っておられないことである。私は何とかして両先生が現在のアヤマ園を作られた姿を町全体の方々の心にきざんでいただきたいと念願するものである。

ここまで書いてきて、町民の方のなかには新聞はうそは書かない新聞のほうが正しいと考えられた方もあるかも知れないと考えて重ねて、当時のことを記したい。私は当時潮来町公民館長で本田先生は公民館主事であり、公民館運営審議後、本田先生の活動は、一切館長宛報告を受けており寄附金一万千円：当時の玄米六十キログラムの価格は二千四百円であり、当時（潮来中学校長）私の月給は一万円であることを考えると、一万三千円は相等多額の支出であったことがわかれると思います。寄附された方は「絶対氏名を公表しないでほしい」とのこと、今でも氏名は書くことが出来ません。

本田先生から「アヤマメのことで藤岡鉦次郎先生が何ふとのことだからよろしく」との連絡があったので、どんなことだろうと待っていたら茨城県会議員で副知事に推薦され之をことうった藤岡鉦次郎先生が従者もつれずにお出になり「本田先生から預っているアヤマメの株を分けてほしい」と言はれ七株を持っていくことになったが、この時、「この代金として一株七十円として七株、四百九十円を受取ってほしい、尚領収書をほしい」との事であった。私は本田先生から無料で預ったものを金銭にかかること出来ないと強く拒絶したところ君の

心は良くわかる、わかるからこそ今後三十余人の方々には御協力願うのに君の様な態度を取るだろうこともよくわかるので君の受取を示して買い取りたいので、是非との事だったがそれなら別な方を説得してほしいと断ったところ「この金銭は鹿島参宮自動車会社から支払われるので私の支出ではない。領収書は会社に渡さなければならぬので、是非とのことで止むなく領収書をお渡ししたのですが、藤岡先生は七株のアヤマメを袋に入れてお茶もやらずに帰られたのであった。こうして三十余人の宅を訪問されこの集めたアヤマメ株の不足分を購入し、潮来ホテル西側にアヤマメ園を創設されたのである。その後も先生は、アヤマメ園の拡大になみなみならぬ御努力をなされている。

茨城新聞、昭和二十八年六月十四の記事に「水郷潮来の名物アヤマメは今真盛り、北利根河畔をはじめ浅間下のアヤマメ公園など昨年咲きはこつている。同町観光協会では、この開花時に来町する観光客のため水郷ビル（現在は取りこわされていない）鉢植アヤマメの展覧会を開催、三百余株を展示公開、優れたものを表彰し、その品種の増殖につとめる計画である」
：原文のままではありません。

昭和二十九年六月十四日付茨城新聞に三段ぬきでアヤマメの名所潮来の由来記事を写真を添えて掲載しております。

同年六月十五日私の甥が友人三人と自動車アヤマメ観光に来たので、自動車は私の庭におかせて案内した。松崎薬局から

あやめ旅館迄は人混みで歩くのにも骨折る程だった昼食を私
の家でといったところ友達三人も一緒なので、自分達で店を
さがすとのことで、あちこち食堂にあたって見たが、見つか
らないで困った姿を見て居れず、上町の塚本そばやに空室は
ないかときいたら全然ないとのことであつたが、私の顔を立
ててもらつて子供部屋に入れてもらい待つこと一時間余り、
やっと昼食にありついたのであつた。当時のアヤメ公園係の
賑々しさが想像できるでしょう。こう書くとは今は言はれる
方もおありでしょうが、その後全国的にアヤメ園がつくられ、
当時程の賑わいはないが、やっぱりアヤメは潮来と観客で賑
わっている。

このアヤメ園のまわりに本田先生が考えられたアヤメ株の
販売が年を追って盛んになり、現在の如くアヤメ園のまわり
や近くの道路に店が並ぶ姿となり産業の一つとなったことは、
本田先生の卓見によることをわすれてはならない。

藤岡鉦次郎先生は昭和三十年三月二十四日まで県会議員と
して御活動なされ全年全月二十五日潮来町長になられ各方面
に亘り偉大な業績をあげられた極めて多忙の中にありながら
アヤメ園の拡充充実に当てられ、在職中に完成を見るに至つ
たのである。

昭和三十三年六月十五日付茨城新聞に一頁全部を使った潮
来あやめ花盛りの記事と挿絵がのせられた。その概略は、水
郷潮来のあやめ祭りが去る七日から幕をあけた。今年は冬か



あやめ園 (写真草野氏)

ら暖かい日がつづいたのと、園の手入が十分だったため花も
ちも非常に良好開花も例年より、二、三日早く水郷一帯は、
三百種にのぼる色とりどりのあやめが文字通り満開、水郷一
帯は旅館も超満員というにぎわいを見せている。潮来町役場
は、あやめの期間中一日平均一万人の観光客を呼びよせ一億
円の金を吸収しようと全商店も参加して拳町一致のあやめ祭
りを行い、「ミス船頭」「娘船頭」競争を行い、それをNHK
テレビやNTVで全国に紹介したのを始め、「アベックボー

ト競争」「水郷俳句大会」「あやめ撮影会」「児童写生コンクール」「県南野球大会」など盛り澤山の催しを行うほか「全国あやめ展示会」を行い観光客の目を楽しませている。

忘れられた、いや知らなかった、ではよくない。町民の心に焼付なければならぬ。この大事業を遂行された両先生、その努力がどんなに御骨折であったか、町の発展を念願した



あやめ船頭

両先生の偉大な成果を胸にきざみこんでおきたいと念願するものであります。

附記

何年前かに群馬県と長野県境の碓氷峠を列車で通った時、車窓から斜に切立ったつつみに紫のアイメの花が見事に咲いているのを見て故郷潮来のアイメの姿が思われてならなかった。アイメは乾いた土地に生え育つことが出来るが、潮来のアイメはハナシヨウブで、いづれがアイメかきつばたといわれるように、アイメ・カキツバタ・ハナシヨウブの三種類は漫然と見たのでは区別がつきにくい。重ねて潮来のアイメはハナシヨウブであること認められたい。ただ五月の末にアイメ園のまわりに花をつけたのは、カキツバタであり、他の花より早咲きなのでイチハツといはれている。

(郷土史研究会員)

戦後48年いまでも悪夢が去来

窪谷 益雄

終戦時ソ聯軍が満洲に大挙進駐

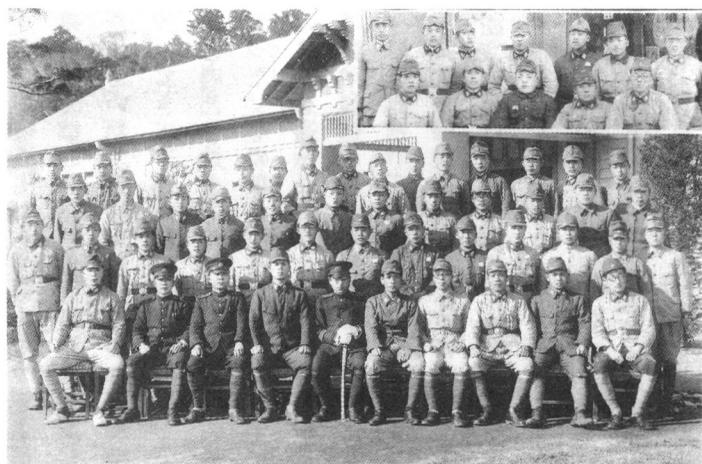
旧日本軍へ抗戦中止のピラ撤き命令

断ると銃殺刑を宣告

終戦時私は、関東軍司令官（山田乙三大将）第一方面軍司令官（喜多誠一大将）第五軍司令官（清水規短中将）ら、百二十二師団長（赤鹿理中将）と歩兵二六五聯隊、聯隊長（出村耐造大佐）の第六中隊に拝命聯隊の先兵中隊として、牡丹江省の西南部にある鏡泊湖の最北端寧安県北湖頭で陣地を構築し、集積している糧秣被服の警護の任に当たっていた。八月九日未明ソ聯軍がソ満国境を越えて進攻してきたニュースやラジオで知り、中隊全員にそのことを知らされ牡丹江から吉林に通ずる国道に幅約六メートル沿いに歩哨を立て、昼夜兼行で、戦闘態勢を整えた。

八月十三日の晩、北方約六十キロの牡丹江市衛が、ソ聯空軍の空襲を受けたため、夜空を真っ赤に染めぬいていた状況を見て、わが中隊もソ聯軍との交戦が時間の問題になったと感じた。

八月十七日のお昼前聯隊本部からの無線連絡があり、八月十五日をもって停戦が成立したので、ソ聯軍が貴中隊に進駐



昭和19年当時の戦友と共に
上段右より四番目（私）

した場合でも交戦をせず、ソ聯軍の指示に従うことと尚牡丹江市衛の在住邦人が避難してくるので、一応北湖頭の仮兵舎に収容して糧秣を与えるようにとの連絡を受けた。その夕刻から続々と国道を徒歩で着のみ着のままの姿で高齢者や、子供婦人たちが逃げ込んできた。真夏の暑い日が続く八月十八日の午後四時ごろ歩哨が中隊の中に飛び込んできて、ソ聯軍が戦車を進駐してきたとの報告を受けた。その直後、ジープでソ聯軍の将校二名、通訳の婦人将校一名、警戒兵二名が中

隊長の部屋の前まで乗り付け、通訳が「キャプ^{中隊長}タン」出てきなさい、と片言の日本語で呼ぶので中隊長はしかたなく拳銃と日本刀をさげて外に出ると六尺近い赤ら顔の将校がニコニコして中隊長に日本軍の極光たばこの大箱を渡して握手を求められたのでこれに応じた。通訳が中隊長に日本軍は降伏したので兵器を残らずこの広場へ集めなさいという。中隊長は先任将校に指示して三八式歩兵銃、銃剣、手榴弾などを集め終わりこれを鏡泊湖に投げ込んだ。夜になるとソ聯兵が自動小銃と突きつけて腕時計とか万年筆などを目標に略奪にくるようになり、また若い婦女子を見付ければ強引にどこかえ連れ去り、強姦されて泣きながら帰ってくる事件が毎晩のように起きるようになった。いろいろ考えて婦女に対して女性の第二の生命である頭髮を丸刈りにして、軍服と戦闘帽を着ければ強姦事件が未然に防げると思い、実行したところ完全に防ぐことができました。

九月三日お昼過ぎ、将校一名と婦人将校の通訳と警戒兵二名がジープでキャプタン「中隊長」を迎えにきたジープに乗りなさい。というので「玉田郁生陸軍少尉」に後のことを頼み、中隊長は避難民の方々にお別れして断腸の思いでジープに乗り込むと、うしろには警戒兵二名が中隊長の背中から知らぬ存ぜぬで精神的な苦痛がここから始まった。山のなかへでも連れ込まれてプスーツと撃たれて殺されるのではないか

と、不吉なことばかりが頭のなかに浮かんできた。約一時間足らず走り続けて着いた所は、牡丹江市郊外にあった日本軍の飛行場であった。

八月十三日の晩、ソ聯軍の爆撃を受け、格納庫や兵舎も焼失して、焼け野が原と化していた広い営庭には、日本軍の八垂形天幕が点々と建てられソ聯軍の軍司令部が駐屯しているとのことであった。通訳に案内されて八垂形天幕のまかに入るアンペラの上に、日本軍の毛布と枕がきちんと置かれてあった。日本人は誰一人もおらずみんなソ連人ばかりだった。八垂形天幕の外では、自動小銃を持った警戒兵がぐるぐると警護に当たっていた。毛布を敷いて寝転んでいると婦人通訳が食事を持ってきてくれた。日本軍が使用していた洗面器の底におコメと肉との炊き込みスープを入れ「スプーン」を差し込んであった。そのほか、パン・牛乳などだったが腹は空いているのに喉を通らない。よほど精神的にまいっていたのだと思う。尚、食べることもできないし、夜も眠ることもできないようになった。二日後通訳からきょうは、ソ聯上級将校から貴方に対する取り調べを行います。素直に答えてください。と注文をつけられ、取調室に案内された。中央に座っていた人が将官だったと思う。その将官が、婦人通訳を通じて私の身上調査を済ませて関東軍は、ソ聯軍に無条件降伏をしたが貴中隊や聯隊師団が抗戦して、ソ聯軍が思うように進駐できません。貴官が日本語で抗戦をしないよう「ピラ」をつ

くって、印刷をしてソ聯軍の飛行機で師団、聯隊の頭上へ「ピラ」を撒きなさいといった。そのときの気持ちとしては、捕虜になったわたしがどんなことになるうとも、いままでお世話になった上官たちの頭上へ案内することはできないと、きっぱりと断った。そうするとその将官と通訳がお互いに話し合っていたが、通訳が机を叩いて大声で私に向かつてそれができなければ、銃殺刑に処すと宣告された。そのときには目の前が真っ暗になり、一瞬茫然となった。その後不安な数日をそこで過ごしたが、その銃殺刑も脅し文句で、二ヶ月前に別れた中隊及小隊と合流して、十一月初旬に「シベリアアムール洲地区アレキサンドルフカ收容所に入所。「ゲームスキーソホーツに従事す（農場）。イワノフカセーナコースに従事す（冬期の飼料・牧草刈）。そして、昭和二十二年三月いっぱいまで農場作業に従事し、同年四月十日ヤウリン收容所に入所。シベリヤ鉄道ヤウリン保線区の鉄道点検作業に従事す。昭和二十二年九月いっぱいまで鉄道点検作業に従事す。同年十月十五日ライチハ收容所に入所。ライチナ炭坑の作業に従事す。ソ聯の石炭掘りは露天掘りである。そして昭和二十四年十月ナオトカ收容所に入所し日本より迎への船がくるのを待っておりました。私達は信洋丸で舞鶴港に上陸致しまして、懐かしいわが家へ六年二ヶ月ぶりに無事帰宅できました。全く夢の様でいまだに想ひ出します。

（郷土史研究員）

代燃車の時代

篠塚 平一郎

戦争後五十年の歳月を経て、もう自動車の人々の足となっている時代では想像も出来ぬが、ガソリンの替りに薪炭を焚くかまを車に取付ける事を生活の糧としていたのである。昭和十六年戦争は益々拡大、アジア全域に及んだ。連合国の経済封鎖による被害が、日本全土に広がり輸入品目は日増しに減り砂糖、ガソリン等はなくなり、そこで代用調味料、燃料等が次々考へ出された。先づ、さつま芋からデンブ、その中からアルコール、松の幹を傷つけ松やから松根油、更に木炭から出る一酸化炭素を冷却してエンジンに燃焼する等、檜、樅の薪を燃やして一酸化炭素を取出し等、そのうち一番効率の良いのは薪炭をたくのがよいという事で営業車は全部それを取附けた。最初救急車は、月何リットルかのガソリンを配給されたが、そのうちそれもままならぬ様になっていった。木炭は主として乗用自動車、薪車はトラック、バス等の大型車、当時茨城全土でバス会社が三ツ位しかなかった。一つは茨城南部が鹿島参宮鉄道バス、これは石岡に本社があり、土浦・水戸・鉾田・鹿島奥の野、佐原・潮来・玉造・牛堀等に営業所があり、石岡・鉾田間に鉄道を持っていた。それに日立電鉄バス、茨城鉄道バス、小さい会社数社は三社に合併



関東鉄道株式会社70年史より

されていた。更に木炭車に全車輛がなる頃、県下全部百台位になっていった。

この全車輛を木炭車に改造すべく、最初水戸柵町日産自動車水戸工場がはじめた。社長は加藤さんと言った。私の父儀十がそれを委任され、一週一台位の割できめて、その内二台位は出来る様になっていった。従業員、私とタクシーの経営

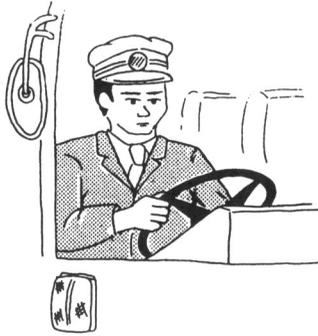
者だった川井さん、黒須さん。他に日産自動車整備工の人達二人の手伝いを受けていた。瓦斯の発生炉は日本燃料研究所といった半官半民の団体で研究されたもので、特許でその会社直接売買でなければ使用出来なかった。そのうち全国一斉なので製品が間に合はなくなって仕事にロスが出はじめた。又最初に取附けた機器が、使用法の不なれの為か仲々うまくいかなかった。そのうち炉の一部を改良して特許を取ったので、自分で全部造り取附ける事が出来る様になった。大体茨城全土の車が曲りなりにも取附け完了と同事に、延方へ帰り自宅で作って取附ける様になった。従業員も多数になり、取附けは各自動車会社の車庫の一部をかりて利用する。その頃になると、各車庫の空いた場所は薪の干場となっている為、その一部を空けて貰うのも大変であった。

取附の道具機具等は空車のバス、トラックで取りに来てもらったが、自分達職工は定期のバスで通わなければならない。佐原の営業所に行く時など村山停留所でまつのだが、バスは満員スシ詰め、乗れない客は一時間待たなければならなかった。私共は自動車の炉を積んである後の部分(勿論外の部分)にへばりついて来る。満員の客を乗せて力のない自動車は、一寸の坂でもノッキングする。釜に火が逆流し、着ていたオーバに火がついた事があった。

鹿島の営業所に行く時、坂の途中で車掌さんがお客さんに「車が上がりませんので下りておしてくれませんか」と声を

かける。満員のお客さんはブツブツ言い乍らも下りて後からおしている姿がある。そんな車がめずらしくない時代であった。乗用車で水戸まで客を乗せて行くのにも、燃料は配給制なので途中で買う事も出来ず、車の屋根の上に炭二俵をつみ出掛けた。水戸に向う途中、磯浜街道わきに小川が流れていた。そこでススのつまった清浄器をはずし、川で洗って又取付け、真黒なススだらけの身体でそのまま運転する。お客さんもおこらず待っている。そんなのんびりした時代でもあった。当時を知っている運転士さん、自動車会社の従業員の方々、お会いしたいものである。

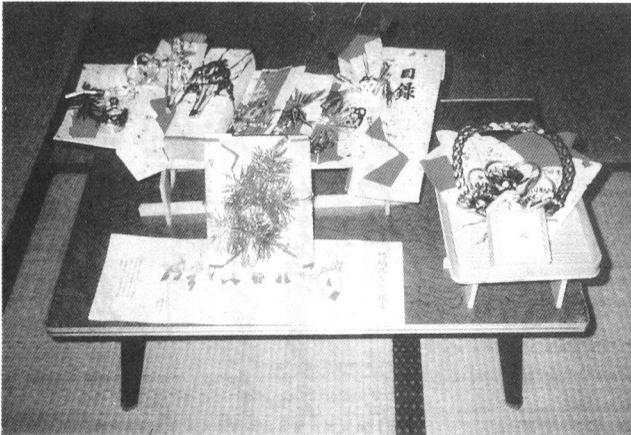
(郷土史研究会副会長)



祝言と謡について

新橋 稔

前役員の荒原権、森佐左衛門両氏のお話を伺い、又荒原氏の所蔵の「観世流小謡稽古本」という冊子を見せて頂いた。この地方で約三十年位前まで行われていた結婚式の一端と、そこで歌われた「謡」などについてお話や、資料をもとに述べてみたい。



結納品・目録

結婚式はその後、社会や生活環境の変化から、旅館、ホテル等で行われるようになり、新婚旅行も一般化して、盛大に華美なものに変ってきた。以前は結婚式は「祝言」「御祝儀」などと言われ、家の行事の性格が強く、料理は料理番と呼ばれる人があたり、当家で作られた。儀式では、はじめに、桜茶、そのあとおめでたい縁起物としてであろうか梅、松葉が、又吸物として、餅、鳥、貝、鯉こくなどが出された。大盃による酒の順盃（所謂まわし飲み）も行われ、座くずしになるまでは、緊張が続いた。

謡は地域の有志が頼まれて担当した。水原の林、横山地区では、昭和七年前後には六、七人の方が青沼（麻生町）から師匠を迎えて、冬の夜などに練習をしたという。謡は御祝儀ばかりでなく、新築、紐解、旅立、神事など御祝いの席用のものがそれぞれきまっていた。ただ祝言でも格式通りやることは、時間の関係や、かた苦しくなることから接伴人、仲人などの協議により略式に進行されることも多かったようである。これらの謡は、能の言葉として物語ながら美しく、おめでたい文体で書かれていた。作者としては観阿弥・世阿弥が有名でことに世阿弥作は多く、又優れていると言われる。次に祝言に歌われる謡について述べてみたい。

(1) 高砂、世阿弥元清の作藩播州、高砂の浦、そのの松の木陰を友白髪の老人夫婦が掃き清めている。都に上る途中の肥

高砂 想子合節
所高砂の屋上の松も年少老の波も
寄来や木の下の蔭の落葉かくなら
る命ながらへを何時までもか生か
それ久しき名所かなそれ久し
か高砂の浦

後の国阿蘇の宮の神主、友成は高砂の松の所在と、国を隔てた高砂と住吉の松が相生と言われるわけを尋ねると、夫婦は私共が相生の精であると言ひ、夕波の汀の小舟で沖の方へ消え失せた。友成も舟で住吉へ行くと月下に住吉明神が現われ、神舞を舞ひ、御代の万歳、国土安穩を祝われる。季節は春の初め、長閑な気分で常に変らぬ緑の色、千年の齢を保つという松を象徴した老人夫婦には、夫婦仲が変ることなく、共に長寿を保つというめでたさがある。又住吉明神の威厳もある。そしてこの「高砂」から親子引合せ（所は高砂の……）、嫁婿引合せ（四海波静かにて……）、千秋楽納盃（ありがたの影向や……）などとして、部分的に、それぞれ独立して歌わ

四海波 懷賢才合市
 四海波 舞臺才合市
 枝ま鳴らぬ神代なれや。あに相星の
 松そめたのしれげにや。仰きまも常もあ
 らやかゝる代に住める民も豊か行る君の
 恵みあまたき。君の恵みあまたき。

れたようである。

(2) 鶴亀 作者不詳 鶴が千年、亀が万年の齢を保つことは、中国から日本に伝わったものである。何れも目出たいもので、古くから言いならされたものである。話は新春、中国の朝廷で事始めが催され、不老門で天子は百官の拝賀を受け、万民も群衆して礼拝する。拝賀が終ると鶴亀を舞わしめ、天子も舞楽により、自ら舞ひ、やがて長生殿にお帰りになる。自ら目出たいお祝いことばに満ちている。この中からは、祝言の準備の(島台の出る)時の(庭の砂は金銀の……)と立派なご殿と、おめでたい鶴亀の様子部分が歌われる。

(3) 狸々 作者不詳。中国金山の麓揚子の里の高風は親孝行

であったが、ある夜不思議な夢を見る。揚子の市で酒を売り、次第に金持ちになった。市がたつ毎に酒を飲みにくるものがあつて、どんなに飲んでも平気であつた。その名を尋ねると海中にすむ狸々だと答えて立去つた。そこで高風は酒を用意し、潯陽の江で待っていると、狸々が現われ、酒を飲み、舞を舞い、高風の淳な心を賞めて、永久に汲めども尽きぬ酒壺を与えたという。不老長寿の薬である酒への礼讃、また心の淳なる者に対する嘉賞を強調する物語となつてゐる。この中では納盃のとき、「狸々」(世も尽きじ万代までの……)の部分が歌われる。

祝言では、謠は三三九度、親子引合せ、などの儀式に合せて障子のかげで歌われたが、座くずしになつてから、余興としても歌われこともあつた。観阿弥、世阿弥によつて約五百年以上前の南北朝、室町時代に作られた謠が、いつごろから、どのように歌われるようになったのか、まだまだわからない点も多い。祝言は所謂地風として作法にもかなりの違いがあるようである。当地域における祝言と謠について書き進めたが、ご指導をお願いして擲筆する。

参考文献

- ・ 観世流小謡稽古本
- ・ 観世流稽古用謠本奥附
- ・ 新日本文学史(東京書籍)

(郷土史研究会役員)

潮来町文化財指定 文殊院の考察

藤 島 一 郎

潮来町大賀の文殊院 大生山神宮寺と稱し、天台宗牛堀町堀の内、二本松寺門徒となっています。二本松寺の由緒沿革によると、平安時代天長年間（八二四年）現在の牛堀町茂木に創建され、のちに鎌倉時代建久二年（一一九一年）に平氏一族、島崎氏初代左衛門尉高幹が島崎城の鬼門除けとして現在地堀の内に建たものである。以後佐竹氏、徳川氏の祈願所となり最盛時には末寺二十五ヶ所をもっていたとされ、現在残されている寺は、大賀文殊院、大生延命院、矢幡千手院が無住になりながら残されているといわれています。（二本松寺法灯）文殊院の創建については不詳であるが二本松寺沿革を見ると早く建てられたものではないかと推測される。これはこの寺が大生山神宮寺であることから、大生神社、鳳凰台城が近かくにあり、大生神社は鳳凰台城主によって、代々守られて来ている。大生にも寺は吉祥院（焼失）延命院があり鬼門として設けたのではないかと思われる。江戸時代になると、文殊院は寛永八年（一六三一年）の大賀村御水帳（土地台帳）に「堂の後」という小字があり阿弥陀堂には、寛文五年（一六六五年）の厨子が作られています。観音堂には、元禄十一年（一六九八年）宮殿と須弥檀が作られた棟札も残さ

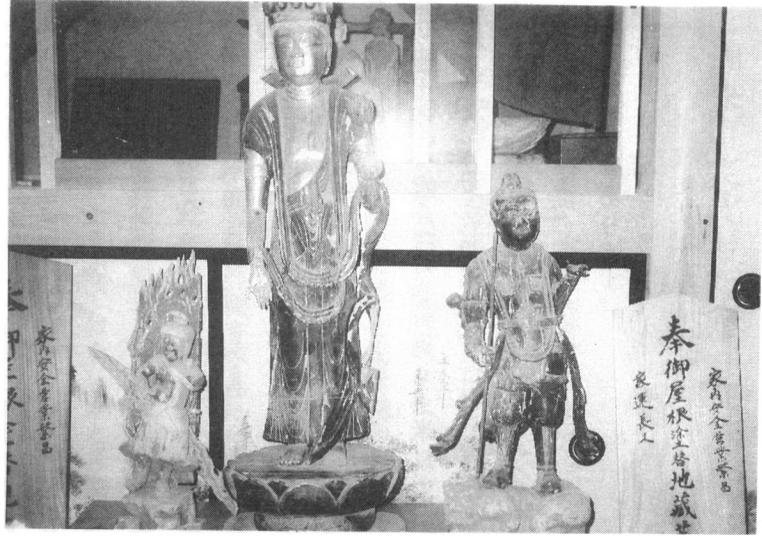
れています。

僧侶についても出来るだけ調査を進めたが、寛文五年（一六六五年）別当光契はじめ、明治二十二年（一八八四年）の浄念まで九人を数えるだけである。大生、吉祥院に寛文の年裕榮、寛政の年恵昌、延命院正徳の年、孝将という僧侶がいるので大賀と兼務もあつたのではないかと思う。これは、文化文政年間文殊院の住職に大生大明神別当隆昌がいるので大生と大賀の寺院を兼ねていたのではないかと思われます。

文殊院の石高について、箕輪家文書に見ると文政二年、十一石一斗五升四合で、天保十四年には六石九斗三升六合となっている。これは文政七年に村役人と住職との間で水田の訴証がありこれによって少なくなつたかと思ひます。またこの時の天台宗人別帳によると檀家数三十九軒、人数百十三人であつた、以後明治八年三月の三十三万供養塔から見ると大賀村四十五軒、大生村六軒、釜谷村十二軒、矢幡村九軒が記されています。これは檀家として関係があつたのではないかと思ひます。

また過去帳のことについて次のように記されています。

抑当山過去帳の儀 住古よ梨 いえ登も 去る天保六年乙未年 一字客殿再興造営の砌 門下最神寮え 諸汁物並過去帳 とも当分相遷し置候処 不計出火烧失相 成檀中殆歎息いたし 比節諸精靈 相あらため縁日都合の回向をも 手向



盗まれた十一面観音・不動明王・毘沙門天（平成3年4月）

文化財指定堂について

このたび潮来町指定文化財に指定された文殊院建物は阿弥陀堂・観音堂・地藏堂が三棟横一列に建つ景観そのものが珍しい。建築としては観音堂の宮殿棟札に元禄十一年（一六九八年）とあり、お堂そのものはそれよりも年代が古いと思われるが。蛙股・束の様式からみて一七世紀末と思われる。ま

た阿弥陀堂はこれよりも若干年代がさがるであろう。地藏堂については、明治初期に立替されたと思う。調査の結果が出たことよって今後歴史的価値の高いものとして永久的に保存することが大切である。

今度の調査にあたった建築文化史家・元県文化財保護委員一色史彦先生の総評であります。

阿弥堂 二間堂

阿弥堂には阿弥陀如来像が安置され、厄除け・安産・子育て・疣取りとの功德を持っております。特に疣取りには近郊近在からも参詣されています。この阿弥陀如来の厨子には寛文五年（一六六五年）願主権住俊光契が奉納されたと記されています。運慶の作ともいわれている。またこの仏像は寛文七年（一六六七年）盗難に合ったとされ、享保十四年（一七二九年）仏の教へにより六二年役の九月八日香取郡六間村飯田形加藤洲領の庄屋から返還されたとされています。

阿彌陀如来立像 一尺六寸 横七寸 厚三寸 木像金箱塗運

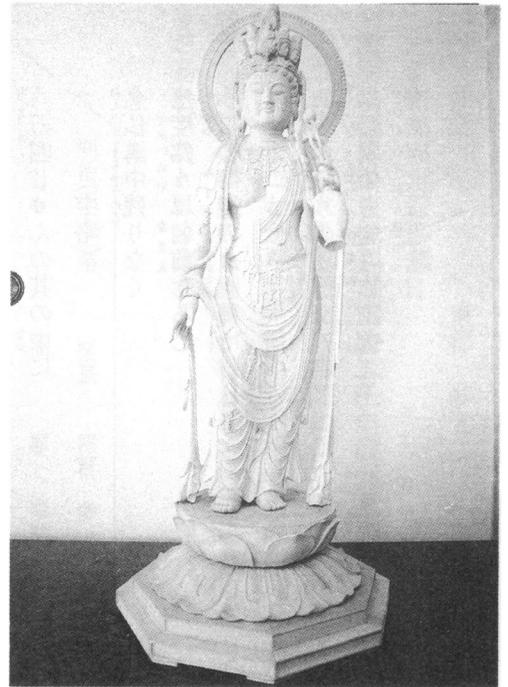
慶之作 阿彌陀如来の前札に左の記録あり 原夫當院本尊阿彌陀如来者運慶之作語實難不知何國言々從爾已來嗚呼不得拜而當年六十三焉既而不思議因縁也來享保十四己酉仲夏下旬焔光而奉安置當寺龍華三會晚迄奉拜事誠衆人喜悅非所及凡慮而已享保十四己酉大國九月八日吉辰 御帰本取持下總香取郡六間村飯田形 加藤洲 飯田長左工門 全 飯田長右工門 大

賀村庄屋 松兼庄兵衛 組頭 箕輪平左工門 全全與兵衛
 惣老中 惣村中（行方郷土史から）

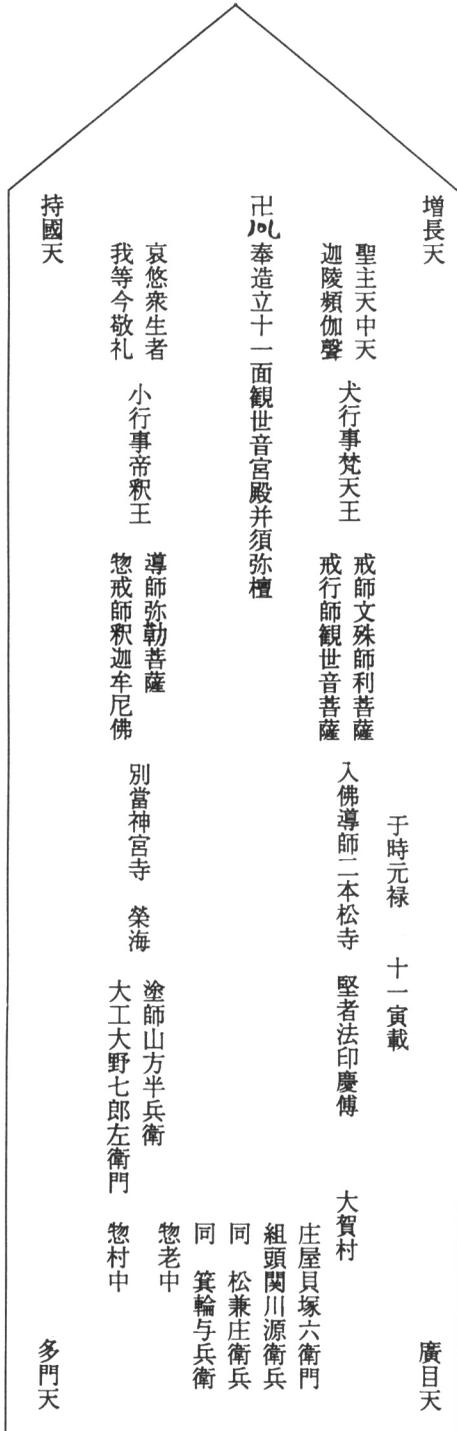
またこの仏像は昭和二十二年頃近在でも頻繁に盗難にあつた時、同様に盗まれてしまったのです。そうして昭和二十六年に、築地の加藤仏師によって製作されて今日まで御利益に授かり参詣されています。

観音堂 二間堂

御本尊は十一面観世音である。右に毘沙門天、左に不動明を従えている三尊であります。安産・子育て・家内安全・福德・厄除けなどになって婦人方の信心仏として知られていて地元もとより近在からも参詣されています。



新調された十一面観世音



この堂には元禄十一年（一六九八年）の棟札があります。これは観音宮殿と須弥檀が奉造されたとあり、今回修理に当たった須弥檀から元禄十一年十一月吉日 栄海形見と記された部材があった。これは貴重な資料であると思います。また観音堂は行方板東三十四札所にもなり二十一番札所とし御利益があつたとされています。現在の玉造町手賀の西蓮寺を一番とし北浦辺を廻り、大賀・水原・西浦を廻つての三十四札所である。この札所には観音巡拝御詠歌がある。大賀二十一番札所には

おふらかに浮身のかめと思いわひて

仏のみ法いつも忘れじ

とあります。この年代を追つて見ると享保十一年、北浦村中根正福寺に十三番札所の棟札があり、麻生町天掛にも十八番札所の御詠歌が奉納されています。

文化元年（一八〇四年）観音様に奉納されている鰐口には十九夜講の女人中と記されている。またこの年大賀十九夜念佛和讃が奉納されている。（箕輪家文書）

十九夜和讃

文化元年甲子

十九夜本地念佛和讃

婦命頂礼如意輪尊
ねんなんさいさいつきな
年々歳々月並みに

十九夜念佛仰けれど

延亨元年甲子の

九月中ばに、ちゆうこうし

十九夜念佛唱えれば

諸仏菩薩の其の中に

如意輪菩薩の御ゆいごん

中に勝れて有がたや

罪業ふかき女人とも

すくいとるとの利益なり

八万四じゆんの其の中に

（中略）

念佛講中残りなく

三度銘々に名前しるし

小松の御寺の永々に

あらん限りの功德なり

息心成仏南無阿弥陀仏

南無観世音菩薩

十一面観音については立像三尺九寸、横一尺一寸、厚さ八尺金塗木像であって、語りかけるようなお顔をしていたのです。また修理も棟札による二回、明治三十二年、昭和十九年に修理をしている。しかし平成三年四月十五日夜何者かによって盗まれてしまったのです。茨城県歴史館の先生に見せてほしいと連絡があったが時すでに遅く残念であった。

俳諧

文化十二年正月には新庄直計越前守様出席して俳句会が行われ、奉納された額面が見つけられ参加者は、東京をはじめ麻生・小高・南・山田・武田・吉川・潮来・大生・小牧・鉢田・中根・清水・青沼・橋門・手賀・玉里・釜谷・水原・延方から九十二人が参加している。額面が薄くなり名前や俳句などは読取りにくいので次の機会に紹介したいと思います。

額裏 判者、蓬窓燐風君
新庄越前守様

補助達杯庵朝長

御典醫師

朝倉 長達

願主

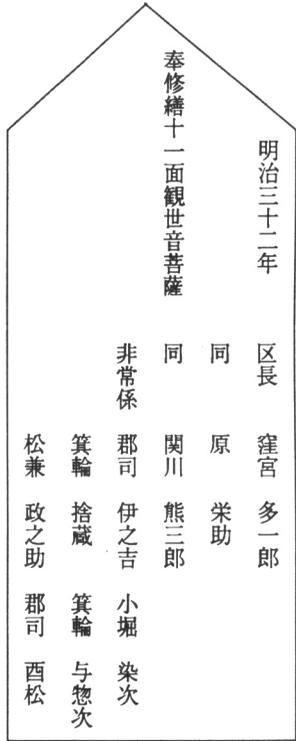
苑齊・柳枝 大賀 箕輪 作右衛門
笑亭・草歌 小堀 嘉衛門
玄窓・義眼 郡司 寅次郎
常盤亭・青山 水原 村山 判兵衛

額工

吉川 根田 豊藏
東都 多七

文化十二亥正月吉日

大生山額についても、宝暦二壬申歳九月吉日に文殊院住職充雲が宇崎村大工山口友右衛門に作らせて奉納しています。このようなことから、元禄から文化年間の文殊院にかけては僧侶を中心に盛んな回興が行われ檀徒総代等によって出入りが多かつたと思います。



地藏堂 一間堂

地藏菩薩は立像一尺一寸、横八尺、厚さ三寸木像であり製作年代不詳である。奈良時代から信仰され地藏信仰には極楽浄土に導くといわれる六地藏、延命地藏、水子地藏などがある。このようなことから、葬儀の終わりの地藏参りなどは忘れられない。又水子供養、延命地藏として参ることもその信仰の域とされています。

地藏和讃

皈命頂礼しもつけの
 岩舟地蔵のめす舟は
 お舟は白金をは黄金
 柱は金のまき柱
 山経法華経帆にかけて
 極楽浄土の真中で
 機おる姫とてただ一人
 何機おるやと問ひきけば
 お地藏菩薩のけさ衣
 それが眞のけさなれば
 一の関所も通すべし
 二には御門もひらくべし
 三途の川は舟でこす
 死出の御山はお手をひく
 導き給ひや地藏尊
 導き給ひや地藏尊

僧侶と文殊院石高 檀家

文書 石碑記録によると僧侶

光契 寛文五年 一六六五年 阿弥陀堂厨子
 栄海 元禄十一年 一六九八年 観音堂須弥檀 棟札

孝□ 享保十四年 一七二九年 石塔
 充雲 宝曆二年 一七五二年 大生山額面
 傳榮 明治六年 一七六九年 石塔
 祐明 文化八年 一八一一年 古文書・大生明神別当
 行圓 嘉永元年 一八四八年 過去帳・留守
 浄念 明治二十二年 一八八九年 石塔

文殊院石高

文政五年 十一石斗五升四合
 天保十四年 六石九斗三六合

(箕輪家文書)

天台宗人別帳

文政二年 家三十九軒 馬二十四
 文政五年 家三十八軒 馬二十四
 文政十二年 家三十九軒 馬十九匹
 天保十四年 家三十九軒 馬二十五匹
 人百六十三人
 人百七十三人
 人五十九人
 人百九十九人

禅宗 長国寺

文政二年 家四軒 馬二匹
 人二十一人

文政五年 家四軒 馬二匹

人十九人

文政十二年 家四軒 馬二匹

人二十二

天保十四年 家四軒 馬三匹

人二十七人

今回須弥檀の改修に当たり調査したところ須弥檀の屋根部分より元禄十一年十一月十一日と記された木片が出て来た。また屋根の裏板からも墨書が見つけられました。これらの調査には潮来町史編さん委員監修者の植田敏雄先生に御指導頂きました。

断片的な書き上げとなったが出来るだけの資料を求めてかと思いが、今度潮来町指定文化財に阿弥陀堂・観音堂・地藏堂が三堂横並として珍しい貴重な文化財として永久保存に努力してほしいと、これからの保存に期待するものでありますので、この機会に照会させて頂きます。最後に、関係者の御協力、御指導ありがとうございました。

(潮来町文化財保護審議委員会副会長)

古谷の弁天様

篠塚 平一郎

昔延方が、洲崎村、古高村、須賀村の三つに分かれていた頃、洲崎村では、田畑の肥料のもとである草刈り場がなかった。そこで川などにはえている藻を刈り取り、試しに使ってみたところ、なかなかよかったので、今の徳島の前川のあたりまで行って藻を採り、使っていた。土地の言葉で「もくとり」と言った。利根川のたつぷりと養分を含んだ泥土は藻の繁殖を助けていた。藻は唯一の肥料源として、尊ばれていた。そのうちもくとり場所が、利根川に流されてきた土が推積し、立派な陸地になり、作物が作れるようにさえなった。その土地は年貢のかからない隠し田として田んぼが作られる土地となった。

ところが、その土地がもとと下総、鹿島、常陸の三国にまたがっていたのが悩みの種となった。ついには領主達も見捨ておけなくなっていた。そこで幕府の指示をあおいだ。

その頃の洲崎村の庄屋小峰孫衛門は、そのことに深く心を痛め柳川の弁天様に公事に勝つべく願をかけ、一年間の月参りを始めた。庄屋は、対岸の賀村まで船で行き、上陸し、一里半ほどの道を行き参拝する。そして帰路に着く。これを一年間続け、満願の日、庄屋がいつも通り参拝に行くと、白蛇

が庄屋の持っていた提灯の中に入った。庄屋は、これは良い知らせであるとひそかに喜んで帰路についた。庄屋が物揚げ場に船をつけると、へびはするすると出て庄屋の土地に入っていた。そこに祠をたて、弁天様をまつた。

公事は色々の証明で勝訴になり、水戸領となった。そして鹿島吉田神社の相撲祭りのもととなったのである。

庄屋は祠に田、五反歩をつけ、村の人々に祭事を頼んだ。もちろん村の人達も事情を知っていたので、喜んで引受、今でも祭りが續いている。

そのためか、延方郷も三度の大火に見舞われ、残っているのは江戸の商人の佐衛門奉納の鈴と、焼け残った絵馬だけになったが、今でも部落の人達の信仰を集めている。



弁天様の鈴

角屋の頼知ばなし

篠塚 平一郎

昔々延方の須賀部落に雑貨屋さんで角屋さんという店があった。主人は仲々の遣手でぬけ目のない男であった。銚子、波崎、佐原、銚田、等、船で商賣を手広くやっていた。近所の店にない品物でも角屋さんに行けば揃うと評判になった。當時仕入先の近かくで、貧乏で子供の沢山いる家族から子供を貰い受け、子供ずきの嫁さんに四、五才位迄養育させ手の中からぬ様になると、農家の地主さんや金持の家に養子に世話をする等のこともしていた。義務教育のない時代のことであり小さい時は子守七八才になれば女の子は小間使い女中に、男の子は小僧さんから番頭に、年頃になれば男の子には嫁を、女の子には嫁ぎ先を選んで世帯を持たせた。

新田の開発が盛んに行われていた労働力のほしい時なので結構しやわせに暮らすものが多かった。又親元という事で其の家に皆んなも、時折集まり話し合う事も多かった。その後店も益々繁昌し財もなしていった。そうしたある頃、近所のそねみか、角屋の品は高いと言われる様になっていた。ある夜の事、店の前の戸袋に狂歌が張られていた、延方の須賀の角屋の品々は富士の山より尚高い。それをよんだ主は狂歌の書いてある紙をはがさず、すぐ、下の句を書いて張り出した。

高くとも品がなければしかたあるまい、とのんびりした時代ではあったがこんな頼知のある主人でもあったので商賣は益々栄えたという。

(郷土史研究会副会長)



父の遺稿

石井芳子

父は、明治十五年に曲松の農家に生まれました。その昔『白菊』という銘の酒造家でしたそうですが、何代か前に微録し、(糸造という延方小学校へ松を(がんばり松)を寄附した人の頃だったという)祖父の代は農業だったので、父は何とかして家運を挽回したいと、苦学して検定で教員の資格を取得し、沼前小学校を振り出しに、徳島小学校を昭和十四年に退職し、後延方青年学校の指導員等もし、苦勞の多い人生だったようです。(明治四十三年の台風で、延方郷校の舎屋を拂い下げた住居が傾いた為に、建て直しをしたりと。)

日露戦争には陸軍の兵士として従軍し、中国・韓国での体験や、国情・民俗などを、折にふれては、その体験等を話してくれるのでした。

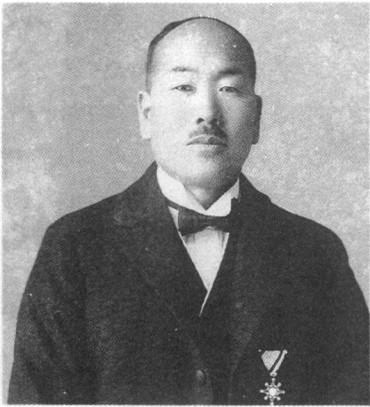
その上多趣味で子煩悩だったものでしたから、四季を通じて休日には野山に私達を連れて行き、自然に親しませるとともに文物の謂われ因縁故事来歴を説明し、時には、実物に即して教えてくれるのですから、私達も飽くことを知らず、父と共に楽しく四季折々の風物に接することができました。

そのひとつの例ですが、稲荷山に『ヒカゲノカズラ』が自生している場所があり、そこへ私達を連れて行き「これは『シダ』

の仲間で、「ヒカゲノカズラ」という科の植物で、(神がかりカズラ?)ともいい、天の岩扉の前で踊ったアメノウズメは、このカズラを肌を巻いたとも。いまもアジアの各地でヒカゲノカズラやカニクサ類を祭時などに用いる。というが、潮来にはここにしか生えていない貴重な植物だから、少しでも採ってはいけないのだよ」という訳で稲荷山までの遠足の理由がわかりました。

潮来の祇園祭には道々、「ほら今曲が変わったろ、あれは「アムバ囃子」という曲なんだよ」という具合で、何処へ行って何を見ても、父の話に耳を傾けていると、興味・関心が沸々と湧いてくるのでした。又書くことや描くことも好きで、戦時中出征兵士を送る幟を廊下いっぱいに広げた白布に、腕のような太筆で威勢よく揮毫していた姿を思い出します。

その様な父でしたから、今回の措置を泉下でどんなにか喜び感謝していることでしょう。只々感謝あるのみでございます。



花見基四郎氏

平成六年一月十日 記

郷土の研究

本研究の趣旨

最近に於ける我国教育改良意見中、郷土を中心とせんとする思想の勃興こそ最も顯著なるものなり。「郷土は教育教授の出発点にして又帰着点なり。」とはよく郷土の教育的価値を道破せるものなり。

郷土の教育的価値は今更喋々する迄もなく、之を仔細に観察するときは、決して地理のみか歴史のみかより管見すべきものに非ず、如何なる教科も郷土が基礎的根底を与へざるものはなし。

郷土科を単に郷土地誌と称して地理教科の一附属とし、若しくは一小準備とし形式一遍の作業を課するに満足したりし時代は既に去り、近來は歴史地理の方面よりは勿論修身よりも読方・理科よりもその他の方面よりも郷土科に於ける要求は遙かに広くなれり。

郷土が児童教育上如何なる関係を有するかといふに、児童の思想界を豊富ならしむる第一歩が直観より来ることは心理学の初歩に於て知るを俟たず。従ひて児童の直接観察の基礎的既念にして不完全不充分ならば、如何に教師が新教授に勞するも恰も砂上楼阁を築くが如き結果に終るべきは亦いと易きところなり。而して彼等児童が直観材料は彼等が日常生活しつつある郷土より大部分の資料を取れることは言ふまでも

なし。更に之を云ひ換ふれば、児童の思想界は或る程度迄郷土が作り上げたるものなり、然れば教授は常に之等の直観材料を基礎に置き、踏み段として教授を進め、又教授事項をこの点に帰着して観念の類化作用を盛んらしむるは教授上重要な要件なり。

凡そ国民教育に於て愛国心の養成を主とすべきは言を俟たず、殊に現代の時代に於て更に一層の急務となす、而して国民の居住する場所は国土の全体に非ずして一部即ち郷土なり。故に郷土に於て堅実なる公民たることは臆てそれが優なる国民たるなり。かかる優良なる公民が各町村に充実するに因りて繁栄す。之に依りて之を見れば愛国心の単位は郷土にして、愛国心養成の基礎が愛郷心の養成にあることを知る。而して真の愛郷心は郷土を理解するによりて始めて得られるべきものなれば、この郷土教育が愛国心養成上重要な一任務たることを知るべきなり。

例言

本研究は地理・歴史・国語・理科・農業の各方面より郷土を研究し、各教科の統合中心となさんとせるものなるを以つて、教材進捗の標準を左の三点に置きたり。

一、教科教授の出発点として要用なる基礎観念を与ふるものたるべきこと。

二、諸教科教授の帰結点として要用なる応用方面を網羅す

べきものたるべきこと

三、諸教科の統合中心たる任務に堪へるものたること。

四、統計の如き移動材量は時々加除訂正すべきを以つて、抜き差しに便利なるやう綴りたり。

昭和三年九月 編者 花見甚四郎 織



花見家(昭和28年頃)

郷土の研究 目次

第一章 地理的開化的変遷

一、沿革

二、小学校の沿革

第二章 神社佛閣

一、鹿島吉田神社

二、天満宮

三、普門院

四、一信殿

第三章 各所旧蹟

一、孔子廟の遺跡

二、烏帽子掛松

三、勅使塚

四、浪逆浦

五、北浦

六、旗掛松

第四章 近郷の各所旧蹟

一、愛染院

二、大生神社

三、硯宮

四、潮浪里と十二橋

五、長勝寺

六、霞ヶ浦

七、鹿島神宮

八、潮来郷校趾

九、潮来館趾

一〇、塚原卜傳の墓

二、鎌足公宅趾

第五章 篤行者・著者人物

一、孝子石田寅松

二、関沢孫作・米川信太郎・鈴木伝四郎

三、関沢四郎衛門

四、田川子之墓碑

五、澤田東瀨先生

第六章 近郷の篤行者著名人物

一、宮本茶村先生

二、考子弥作

第七章 人情風俗

第八章 自然地理

一、人口及面積

二、地勢

三、河川池湖沼及水利

第九章 人文地理

一、戸数及人口

二、交通

三、産業

四、耕地整理

五、農家の副業

六、牧畜

七、水産業

第十章 郷土の文芸

一、和歌

二、俳句

三、漢詩

四、文章

第一章 地理的開化的変遷

一、沿革

風土記云郡南二十里香澄里云從往南十里板來村近臨海濱安置驛家此謂潮來驛其西榎木成林飛鳥淨見原天皇之世遺麻績王之居所其海燒塩藻海松白貝辛螺蛤多生古老日斯貴瑞垣宮大八洲所馭天皇之世爲平東夷之荒賊遺建借間命引率軍士行略凶猾頓宿安婆島遙望海東之浦時烟所見爰疑有人建借間命仰天誓日若有人之烟者來覆我上若有荒賊之烟者去靡海中時烟射海而流之爰自知有凶賊即命徒衆褥食而渡於是國栖名日夜尺斯夜築斯二人自爲首師掘穴造堡常所居住規伺官軍伏衛拒抗建借間命縱兵駟追賊盡浦環閉堡固禁俄而建借間命大起權議校閱散死之士伏隱山河造備減賊之器儼飭海渚連舟編棧飛雲蓋張虹旌天之鳥琴天之鳥笛隨波逐潮鳴杵唱曲七日七夜遊樂歌舞于時賊黨聞盛音樂舉房男女悉盡出來傾濱歡咲建借間命令騎士閉堡自後襲殲因種屬一時焚滅此時痛殺所言 今調伊多久之郷殷斬所言 今調布都奈之村安殺所言今謂安代 之里吉殺所言今謂吉前之邑板來南海有洲可三四里許春時島行方二郡男女盡來拾津白貝雜味之貝物矣」と布都奈と謂へるは今の古高の地なり

名称郡郷考に曰く「按師靈の義にて斷声より斬を布都奈と云ふ安殺とは何と訓みて安殺とはなれるなり」と

又曰く「按布都奈は古高是なるべしふつたかと呼ぶ其音近し今其地岡陵起伏ありて今に茂林多ければ賊の巢窟も此地なるべし。

安伐は古高の安婆臺といふ所なり。

吉前は延方村の内江崎あり香取應安海史注文に水原津江崎津延方津とあり延方古高はその形體一村の如し」と、延方村は延方津といへ古高村洲崎村とあり。

延方津は其東南の腰を繞るの地蓋し瀉の延び出たる地勢よる出でたるなりと。

元禄中義公の命により後合併して延方村と改む。

元禄十五年古高の石高は、千二十九石二升一合にして、延方の石高は千五十九石三斗三升五合なり。

徳島新田

旧延方村の中に属し、前洲或は福島と称せしが、正保以後始めて分立せり。

元禄十五年の石高百二十八石七斗一升六合後延方村に併はせらる。

寛文十二年延方村と鹿島郡下幡木村と新田の所属を争ひ訴へしに時の政府の裁決により延方村の所属と定める。

その時村民は鎮守様に祈願し勝訴とならば角力を寄進せんことを誓ふ、それより年々旧七月二十七日を以つて角力を舉行し祭典を行ふこと、なれりと。



延方相撲 昭和30年頃

考徳天皇の白雉四年茨城郡を割きて本郷を置く、後古高を合併して延方郷に属し又延方村と改む、後本村を区分して十組となす。曰く古高・須賀・曲松・小泉・新宮・西東・洲崎・下田・徳島新田は移住者増加し来れるを以つて、大正六年に区を設置し之を福島と称す。

明治元年水戸藩の所属となり、同四年新治県の所属に帰し、大六区・小六区（五個村の内）に編入、同八年茨城縣に属し、小区役所を本村に置く、同十一年郡区編成の

際に行方郡役所の所轄となり、戸長役場を本村に置く、同十七年聯合区劃改正の際他村と聯合せずして戸長役場故の如し。

分合元禄年中源義公の時古高、高村、洲崎村、須賀村を併せて延方村となる。

管轄古親王の任國なり天慶以後常陸の大掾氏之之を領し、天正中島崎氏亡び、佐竹義宣の領する所となる、佐竹氏封を移して後幕府の所領となる、慶長十四年島田治兵衛代官たり、源頼房水戸に封ぜられるに及びその領地となり、明治九年水戸藩の所屬となり、同五年廢藩置縣に当り新治縣の治下たり、明治八年新治縣廢せられて茨城縣に屬す。

明治四十四年一月模範村として茨城縣知事より表彰せらる、效績状左の如し。

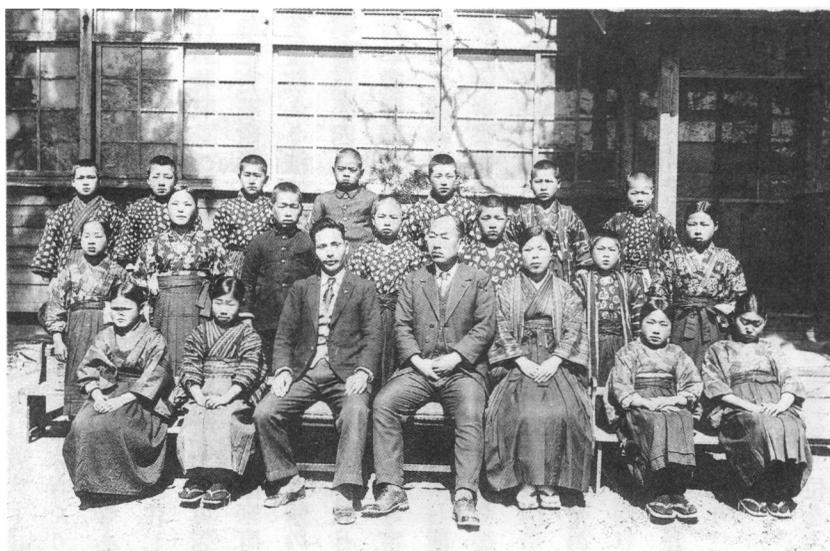
效績状

行方郡延方村

克ク協同一致シテ村治ノ發達ヲ圖リ事務ノ整理事業ノ經営共ニ見レベキモノアリ依テ之表彰ス

明治四十四年一月四日

茨城縣知事正五位勲四等 坂仲輔



二、學校の沿革

延方尋常高等小學校

明治七年新治縣の允許を得清川學舎（舎主高田清三郎）を字上の須賀に置く、旧郷倉を以って學舎に充當す、是を維新後に於ける本村學校の起源とす。

明治八年秀野學舎を字内田山に置く（舎主澤田格助）両舎共に児童を教育す。

明治十年學制の革^{あらた}むるに当り二舎を合併して延方小學校を創設し同時に、徳島小學校を徳島に置く、校舎を字諏訪下に置く、二十一坪を増築す。

明治十八年一月高等小學校となり、同十九年一月更に四十九坪を増築す。同二十六年四月

第二章 神社佛閣

一、鹿島吉田神社

村社なり新宮にあり。武甕槌神・日本武尊の両神を祀る。宮殿創設は元龜三年に係るもの、當時の棟札に曰く應安二十年卯月三日領主島崎四郎様御興修造寄進と此の時前の大輿に大同元年と記し餘は不詳とあり、之によりて考ふるに宮殿創立前既に神輿ありて鎮座せしものと見ゆ。

吉田神社は字諏訪下にありしを源義公の元祿十一年五月今の地に遷し合して一村の鎮守とせり。

本村々社として鹿島吉田神社あるは前述の如し、各区に末社あり従来陰曆七月二十七日を以って祭日とせしが、明治四十三年陰曆廢止の結果陽曆八月二十八日を以って執行することに決定せり。當日は村民一般に休業し、神社に参拝し各戸多少の賓客あり、神社にては祭典を執行し角力の

催あり。

二、天満宮

須賀区に在り菅原道眞を祀る、二月二十五日は祭典を行ふ、起因詳らかならず調査中。

三、普門院

洲崎区にあり新義眞言宗にして小本寺醍醐末寺たり、應安三年戊年の開基たり行方郡八代村上戸に末寺觀音寺あり云ひ伝ふ天安二年四月行方郡上戸村に創立し僧秀賢來住し法相宗の血脈二十八世にして絶ゆ。應安三年三月二十日眞言宗僧乘賀再興除地七百石附与（與）せられる、而して潮來町に移る西京醍醐三寶院より法傳法流して末寺となり、改宗の祖即ち乗賀あり明曆三年四月八日火災に罹り元祿十五年六月六日住職尊宥本村に換寺仰付らる、是より前この地に小寺宝珠院といふものありて廢寺となる、因て本寺を換之再興し龍雲山普渡寺普門院といふ、明和五年十月十一日火災に罹り後梵宇を再建す。

院内に地藏堂あり結構頗る宏壯傳へ云ふ後深草帝の朝忍性菩薩勅を奉じて関東下向の時創設すと

信徒群詣す近郷に死者あるときは葬儀の翌日何宗たるを問はず必ず遺族参詣して死者の冥福を祈るの風習あり。

本村の宗派

本村寺院に於ける宗派は六派にして眞言第一位を占め日蓮

之に次ぎ以下少数の檀家あり。眞言宗は本村普門院にして毎年彼岸・孟蘭盆の際は檀家寺院に集まり法會供養をなし祖先を弔慰する習慣を存せり。

日蓮宗は隣村津知村大字築地妙光寺にして年に一月・五月・九月必ず檀家寺院に詣で布施を供へ又は年忌法會には祖先の靈を弔慰するの風習あり。

参拝旅行

神社佛閣参拝として別に講社の設けなしと雖も各自日光・石尊・香取・鹿島・成田不動尊等に参拝し一家の福祉を祈るの風習あり、之が為送迎の宴を張り賤を贈ることは少なくなれり。

四、一信殿 弘法大師

所在

古高松崎平太右衛門地内に在り起因詳らかならず、年々三月二十一日には諸方より参詣する者多し、慶応三年三月頃より信徒益々増加し其の名四方に響き、明治十年六月中西京教三護国寺先の管先大宮覺法殿特に受持社長をして行方鹿島の両郡を巡廻布教せしむ、大宮覺宝殿遷化以来社長中僧正吉堀慈恭和尚教三護国寺秘蔵の古佛像一体光明講御本体として下附せらるゝに至り、地方廳の許可を得現在の堂宇を新築せり、明治二十年前後にかけて信徒三万二千有餘となれり。

第三章 名所旧蹟

一、孔子廟の遺跡

延方村内田山に在り、水戸哀公の時文化四年九月延方村小峯京藏・高田貞藏辻村内藤伴藏等公に請ひ郷校を設け孔子廟を建て有志者の義金を納れ書籍を購求し、儒生某を延て書生をして講習せしむ。始めこの校を設くる郡宰小宮山昌秀與かりて力あり、公も亦その擧を嘉し書籍を下賜せらるゝこと少なからず、因て和漢の群籍供はる郡宰部を行ふ毎に例に此の校に臨み書生の講説を聞き医生を召集し医書を講せしむ。後越後の人澤田平格を以て本校教授とし官若干俸を給ふ、子弟來りて贄を受くるもの多し、明治革新に及び藩と共に廃せられ、廟宇校舍今は存せず。

廟宇の古屋は津知村二十三夜尊として改築せられ空しく當時の面影を偲ぶのみ

二、烏帽子掛松

曲松前川の岸に瀕し矮小孤立し高さ一丈に達せずして幹枝横斜四方に蔓延するあり、古文治の頃源頼朝平氏を西海に討つにあたり鹿島に來り戦勝を祈るとき路を此所にとり烏帽子を脱して樹枝に掛け與嗽がせうせしにより烏帽子松といふ。

後数百年を経て寛延元年枯朽す、後一本の小松を植え付けたり、此の松繁茂して樹枝低く垂れ蔓延水際に臨み頗る古木

なりしが、明治元年頃本心腐朽して枯る。

今尚存するもの小松一本是も亦矮屈の状前松に垂げり。

『曲松』の字名之より起れり。

三、勅子塚

字上の須賀縣道の北側（焼き場の後方）小丘あり、古俗傳にて勅使塚といふ。

住昔鹿島神社に勅使を派遣せらる、時、海を航し延方津に至る暴風俄かに至り船覆没す。因て埋葬せりといふ時代詳かならず。

四、浪逆浦

萬葉集の和歌に「比多知なる奈左可の海の玉藻こそ引けば絶へすれなどか絶へせむ」と歌はれたる所なり。

北浦の南與田浦の東にして北利根の末會する港湾なり。浪逆は古人之を海と云ひ、鹿島・香取の間なる内海の汎名となせり。されば後世江海の形状頗る変革し今は僅に一湾の名となせど古の浪逆の海とは安是湖（今の銚子港）を海門とし、三宅瀨・香取海をも籠絡し、北浦・西浦を傍支とせる大江なりしを知り得べく、相系属せる諸水を併せ考ふるに当時之に帰注せるは衣河（毛野川即鬼怒川）大なりとし利根川は末だ來合せざりしなるべし。

昔物語に記されたる源頼信の常陸の守となりて下りけると

き、下総に平忠恒といふものありて常陸の守の仰を忽諸に附しければ頼信大に怒り軍を帥る鹿島の對岸より下総に至らんとするに内海を廻りては海を越えて直に至れば今日の中に攻め得べしとて、眞髪の高文といふものを水先案内者として渡りたりとの物語は蓋しこの浪逆の浦なりしなるべし。

古くより顕はれ詩歌に謠はる、も珍しからず。

五、北浦

本部と鹿島郡との間なる湖にして南北六里東西十町乃至六町之に帰注する野水は巴川を最大とし、西は前川によりて西浦と通じてその南は浪逆浦に連なりて利根の大江に流下す。北浦は古人之を「流海」と云ひ或は浪逆の一支湾として説きたり、仙覺法師が「流海とは其の一流鹿島郡と行方郡との中に入れり。」と記せしは是なり且つその北の名あるのは浪逆の北に連なれる内海なればならん。水戸領地理に「延方より鹿島に向ふ所古昔或は高天浦と申せしならんか。」とあれど考へ難し、今江上の航路は北浦筋と称し下利根並びに西浦より入り鹿島郡なる大船津及び札幌郡の山田等を経て銚田町を終点とする定期の汽船あり。

深芝より海岸に通ずる堀り割りは排水路として水戸藩の計畫せし所なりしが遂に目的を達するを得ざりしも今は灌漑用として利用されつゝあり。

又運河の開鑿は近世水戸藩の計畫せし所なりしが遂にその

成功を見るに至らずして止めたり。

これ北浦の北端より三里の平野を斗破して涸沼に通じて而して磯濱・那珂湊の航路に結合せしめんと欲するものなり、之を霞浦に比すれば風光に於て交通に於て共に同一の談にあらずと雖も養魚場としては格好の湖水たるを失はず。

六、旗掛松

古老曰く源頼義家公東征の途上下総の國より鹿島の地に渡らんとして浪逆の浦を航し會々暴風俄に起りて船漂流して水原の沿岸に来るや風伯益々怒りて、船首に揚げし源家の白旗見るく半より裂け飛んで岸なる松の梢に掛かる依て後世その松を呼んで白旗松とも旗掛松ともいふとぞ、かくて義家公は危難を免れて上陸し土豪の家に宿泊し、更に軍旅を整へ旗幟を作りて出發せしを以て後世その地を「旗替」と呼ぶといふ。

第四章 近郷の名所旧蹟

一、愛染院

大生原村水原に在り、古老曰く義家公出立の際土豪の家主を呼び御召の兜の中より一寸餘大の黄金製の釈尊像を出して謂けるやう吾れ此度の危難を免れしは、京都出發の際天皇陛下より武運長久の守本尊として下し賜りたるこの靈体の為な

り。今危難を免れし記念七日間の厚遇を謝せんが為之を汝に與ふ汝よく信念して危難を救へよと。土豪謂らく之れ私有すべからざること、一字を造りて之を安置す。今同院本堂内に安置せらるゝもの即ち之なりと。

二、大生神社

創立年月詳らかならず。然れども景雲年中神靈を大和國奈良三笠に分祀す、然るに平城天皇大同元年勅使關東下降の際大和三笠山より常陸國行方郡大生郷に遷座せられしが、翌二年更に鹿島に遷座せしめらるゝ、然るに一旦鎮座の由緒あるを以て往昔より明治維新に至るまで社領若干を賜ひ毎年十一月十四日祭官鹿島より來りて祭事を行へり。

此の社初めて官使東下祭儀を掌り封金を給し營造の資に給するを以て例式とせし故官使の使殿今尚存せり。又祝部物甲欄宜大夫薦鋪等の職員を置き相續きて明治六年に至れり、又鎌倉幕府・邑主大生八郎玄幹に命じ圭田圭戸を奉しめ世々幕府修繕を加へらる。天正十八年火災に罹りを以て、その翌年今の祠字を再建せり、慶長七年徳川幕府圭田三十九石餘及山林を寄進す、その後麻生累代の藩主幣帛材を供進せらる。

三、硯宮

津知村にあり祭神は應神天皇なり。口碑こうひによるに本宮元は今宮八幡神と称し、治承中源右大将頼朝鹿島神宮に詣で戦捷

祈願をなす途にこの地を過りその祈願書を記すに用ひし硯をこの宮に納む、後元禄中源義公領内を巡視しこの硯を見て大にその状態の古奇なるを愛で侍臣に謂ふて曰く、これ漢土の産なる馬蹄石硯ならん爾後この社を改めて硯の宮と称すと。一説に旗を奉納せし時用ひし硯なりと。

四、潮浪里と十二橋

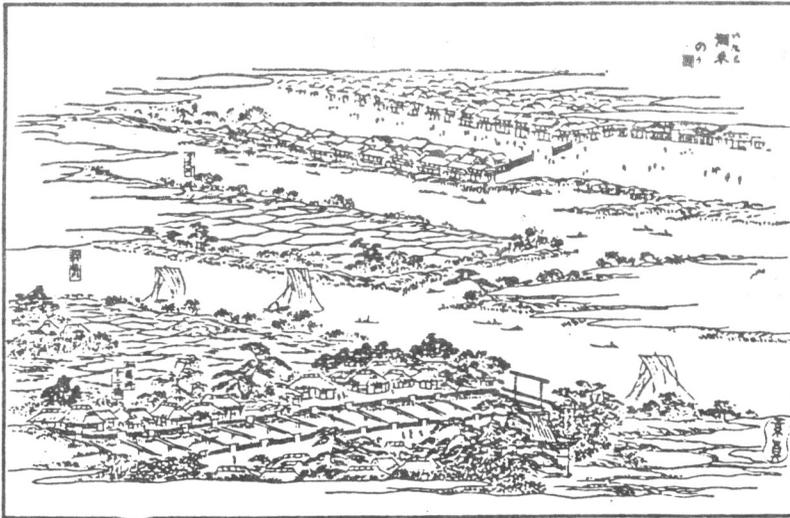
潮来町の西端に潮浪里と呼ぶ小坂あり、潮来図誌に「潮来の里は東部五町街にならし廓なり。朝夕の出船入船近き頃まで銚子口より親船引きもきらず入津せしが、淵瀬かはりて今船も入らず、唯仙臺河岸のみ残る。

また西の入口に潮浪里と呼ぶ小坂ありて、うしほのさし引きある故にさは名づけしならん。ここより遊女町まで十餘丁其の間を浅間下とていや高き並木なり、潮来のばらばら松とて冲乗船の目当ての森とぞ、此より霞ヶ浦、信太の浮島手にとる如し。」と見えたり、昔より多く風流韻事を傳へ今尚遊廓の存するありて当時の面影を止む。

十二橋

木曾路図繪には「板来港は最も景色の珍らかなる所にて加藤洲十二の橋といふあり、家は河中に作り出し、舫に乗り向ふの出島に至り農を営む、小さき所なれどもこの辺の都會の地といふ、おかしき遊女もあり諷ふ歌に「人知れる思ひなぞと蘆垣の中をへだたるうかれ船、波の枕に流る、幾瀬、これ

が誠と年を歴し、思ひ重ねて起きもせず、ねもせであかす春の夜や、すまぬ心はすまよ〜と呼ぶ声に、あさる千鳥の鳴く音かや。」



利根川図誌から

五、長勝寺

潮来町稻荷山の下にあり、海雲山といふ臨濟宗なり、馬場の両側は松の並木にして山門に十六羅漢を安置す、佛殿は南面十間四面鎌倉右府の建立なり、中世源義公の再興にかゝる堂の傍に臥龍梅、前に文治の梅あり古樹愛すべし、鎌倉より寄進の古鐘及元徳に鑄たる古鐘あり皆て烈公攘夷論を主張して、領内寺院の古鐘を以て大砲を鑄造せし際にも、特に本寺の鐘は由緒を重んじて之を毀つことせざりき。

常陸國海雲山長勝寺鐘名并序

寺始於文治元年 右大将時所主也 迨今元徳庚午 百二十餘載 乃爲鎌倉殿御願所 大檀度道暁禪門 以古鐘未宏 與貴眷等 共施財 新而大之住時妙 節長老 於圓覺清拙叟 爲銘之日

維古蘭若 長勝厥名 寸遑微撞 今器未宏 爰命晁氏

鎔範速成 鏗々訇々 殷雷吼鯨 音聞佛寺 開聾啓盲

大哉圓通 十虛廓清 霜天月暁 落景初更 眞機普發

衆夢齊驚 深禪偃仰 苦趣休停 客船夜泊 常陸蘇城

上延睿算 下息戈兵 檀門茂盛 梵陸堅貞 海雲日橫

青山嶸嶸 人天號令 祖道通亨

天徳庚午十月一日書 (中略結縁眞俗交名廿餘人)

大工甲斐權守助光 大施主下総五郎禪門道暁

住持傳法沙門妙節 大檀那相模禪定門宗鑑

六、霞浦

霞浦は本邦第二の大湖にして周圍凡そ三十六里形南北に狭く東西に長し。即ち大形了字をなし其の双角は新治郡に觸れ西邊は稻敷郡に東邊は即ち我が行方郡となす。新治半島の北より長く湖中に斗出するありて銀又分れて二となる。東なるを高浜入り西なるを土浦入といふ。又西南稻敷の地を涵すもの深く湾入して一派を起す之を古渡入と称す。浮島の東に延びて旧河内郡に近くその渡津を馬渡といふ。南は下総之を扼し我が行方郡に相對し此に一大鏡面を湛ふ。

河川の之に注ぐものには園部川・恋瀬川・桜川等その主なるものなり。湖水の下流牛堀に至りて急に窄り一は南流して横利根川と合し一は東南に流れて北利根川となり。一直線に流下して忽ちその幅員を増し小湖水状をなす是れ浪逆浦の下流なり。此に於て本利根と合して銚子港に注ぐ。

霞浦の成因に就ては二三の説を異にするものなきに非ず。往時海水にして北浦と一体となりしが海底の隆起によりて海水と阻隔し遂に淡水湖として独立するに至りたることは殆ど疑を入る、余地なきが如し。

復軒雜纂に「今常陸國稻敷郡阿波村辺は和名抄も信太郎乗浜郷にて、風土記にこの乗浜に海苔を生じその浮島に塩を焼きしことを記してあれば海湾なりしこと論なし。」と言へり。又仙覚万葉抄には「…常陸の鹿島の崎と下総の海上のあはひより遠くへ入りたる海あり末はふた流れなり、風土記にはこ

れを流海とかけり、今の人はうちうみとなん申す。そのうちうみひと流れは北の方鹿島の郡、南の方行方の郡とのなかに入れり、しかるにかのうちうみ塩のみつるときは浪ことにさかのぼる、しかれば浪のさかのぼる義によりなさかのうみといふべきなりけり」とあり、仙覚は北条経時及び時頼の執権せし頃の人なり、之によりて当時は猶海湾なりしことを知り得べし、神皇正統記に「…同じ風のまぎれに常陸の国^ノ海につきたる船侍りき。とも見えたれどこは延元三年九月北畠准后が伊勢より海路によりて奥州へ下向の時難風に遇ひて漂着したるものにて実に東條浦（今の稲敷郡）なりしなり。これ等によりて考ふる時は霞浦が往時大海に通じたることは明かなる事実なり、されば沿岸は恰も海岸に見るが如き砂地にして田甫の間より貝殻等を堀り出すこと今尚珍らしからず。

淡水清澄にして、鯉・鮒・白魚・鰻・公魚等を産すること頗る多し、又桜海老・佃煮等もこの地の産物として名あるものなり。湖水洗養にして風波暴れず船舶の往来繁くして古來水運の業開けたり。白帆悠々風を孕んで高瀬の走るはこれ容易く他に見得べからざるの光景なり。富士は晩秋最も明かに遠望し得べく西北日光の連峰も眉睫の間に集り、近くは筑波の紫峰蘆荻の間に影を落して宛も純日本派の画面に接する趣あり。若しそれ花の晨月の夕の情致に至りては短き筆のよく尽し得る所ならんや、霞浦は之を風光の上より見るも交通の上よりするも、商工業の上より考ふるも最も人文に密接なる

關係を有し単に本県に於て一大宝庫たるに止まらず実に我が国有数の宝藏たるなり殊近時行方郡に參宮鐵道敷され尚鹿島との連絡汽船あれば交通上の至便を加へたり
稲敷郡阿見村に霞ヶ浦航空隊を置かれたれば軍事上にも極めて緊要なる所なれり。

七、鹿島神宮

官幣大社鹿島神宮は遠き神代に武勇の誉高きを以て聞えたる武甕槌大神を祀れる所なり風土記に「香島天之大神天則號曰「香取神宮」地則名「豊香島」之云々」香島天之大神即ち武甕槌の大神なり旧事本記に武甕神亦名武布津神今常陸國鹿島大神即石上布都大神是也延喜式卷第八に祝詞春日祭「天皇^ヲ大命^ヲ座^ニ恐^ル鹿島坐建御賀豆智命云々」古語拾遺に「武甕槌神是甕速日神之子今常陸國鹿島神是也」
神皇正統記に鹿島神宮傳記の中に垂仁天皇の時石山にありし師靈劍を香取神宮に奉らると傳ふ。

神系

天尾張神
石折神—根折神—石筒之男神
甕速日神—樋速日神—建御雷男神

鎮座

大神は遠き神代よりこの鹿島に鎮座し給へることは諸書に見えまた疑ふべくもあらず、即ち風土記に「香島天之大神天則號曰「香島之宮」地則名「豊香島之宮」云々」

神道集に「大神始め常陸国那珂郡古内山に天降り国中を見廻り給ひ鹿島郡の吉処に御在所を定む」とあり。

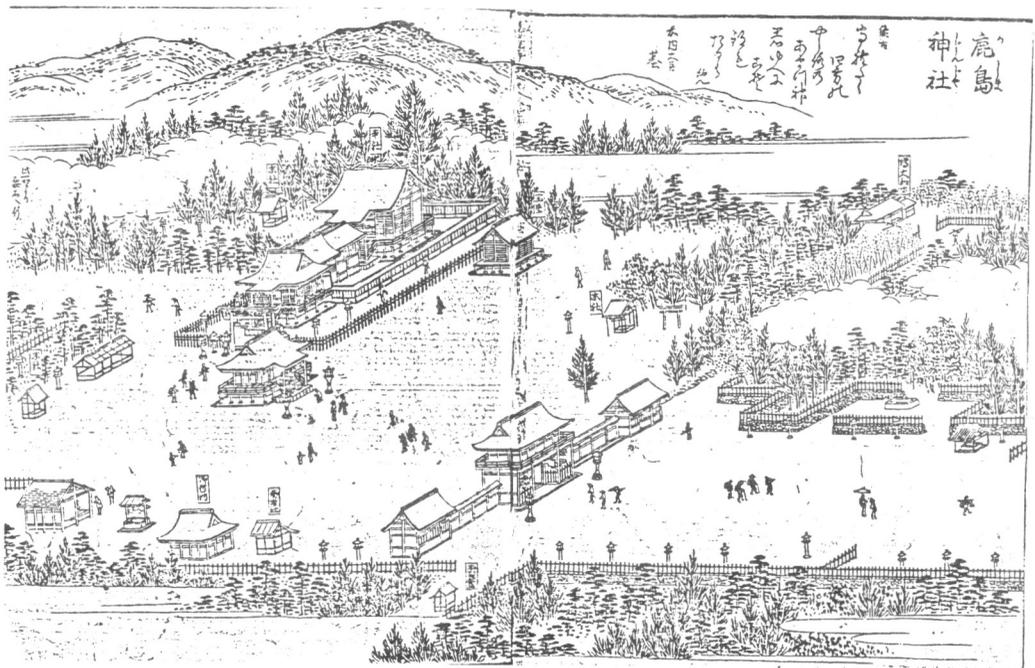
造宮

神武天皇甲寅歲皇師を率ゐて東征し戊午の歲紀伊国に入り給ふ、時に賊勢猶盛にして王化に従はざるも少からず、此時武甕槌大神熊野の人高倉下に夢に感ぜしめて劔を天降り皇師を援け給ふ。

かくて中国平定するに及び天皇その功績を思ひ紀元々々辛酉鹿島神宮を造立すと。風土記に淡海大津朝初遣使人造神之宮「自爾已來修理不絶云々」と、之によりて見ればこの時初めて造立したるが如くなれど是より先既神官造立の事あり且つ神戸に置きたることさへあればこれ或は初めて修理を加へたるものなるべし。

亦鹿島治乱記に「聖武天皇天平十九年造假宮敬拜平城天皇、大同二年宮殿御造宮云々」とあるものこれ等は皆造替にして初めて御造宮せしにあらず。大宝元年辛丑詔「神宮假殿を作る又造替の年期を二十ヶ年一回とす、その後嵯峨天皇の弘仁三年六月六日辛卯神祇官言住吉・香島・香取三神社隔二十ヶ年皆改作積習爲常其幣不尠今須除正殿外随破修理永爲恒例之許。

延喜式に曰く凡そ神社随破修理但攝津國住吉・下総香取・常陸國鹿島神社等正殿二十年一度改造其料使用神税一如無神税即充正税云々。



木曾繪図から

かく往時は二十ヶ年毎に造営したるが、中世に至り國主の修理すること、なり國司更代毎に改造あらたり、降りて戰國の世となりては國司の修理も行はれざること見え、大欄宜文書に「元弘二年己後戰爭に暇なく二十年の先例は廢れ纔に諸人の諸願によりて修理を加ふるのみなれば、年を経月を追ふて大破せると大欄宜憲親之を歎き永享六年鎌倉に訴ふ、持氏因て此の年宍戸安藝守入道小高掃部助二人を國奉行として一國平均の段錢を以て造替すべき旨命ぜられる、是に於て二人諸方を催促すれども未進多くして事行はれず、因て憲親又これを鎌倉に訴ふ云々。」

例伝記に「大永二年当社御造替時は天下よりの御社大破によりて仮御殿を造立す大宮司則久勸進帳を認め御手洗の住持に國中を廻らせその金銀を以て造立するなら乱世の故なり云々」武將にして神宮を造営したるものは源頼朝公延世にては徳川家康同秀忠の兩將軍なり今尚存在する宮殿は即ち元和四年の構造なり宮殿に金碧異彩あるは宝曆二年六月大欄宜羽生求馬近國を勸化し修理を加へたる時塗れるものなりと宮殿の造営は現今宮内省にて之を擔任す。

八、潮来郷校址

安政中水戸烈公弁天臺に学校を建て郷校と称す。更に文庫を設け広く内外古金の圖書を蒐集し読書の請願によりて之を校外に持出すことを許可す。初の文政九年聖廟を延方村内田

山上に建て山下に講釈所を設けありしを此所に移し、哀公親筆の聖牌を寄せられ次に演武館を開き大に子弟を教育し併せて武術を練習せしむ、其の規模頗る完整して領内郷校の模範となる。また館外の畑地数町に蜜柑を植ゑ年々藩廳より肥料を下附して之を栽培し其の果實を賣却して校費の補助となせり、元治甲子の國乱に兵燹に罹りて絶ゆ。

九、潮来館跡

文久三年幕府脇坂閣老を以て命を傳へて水戸順公をして潮来に砦を築き東海灣の國防に供へしむ、順公武田耕雲齊に命じて弁天臺に陣屋を建てしむ、宛然一小城の形をなすこれ大に尊壞の義徒を收容する所ならんか工事終わらざるうちに本藩二派に分れて騒然たり、此館攘夷党の根拠となるより元治元年九月幕府隣藩を合して之を攻撃せしむ此時武館共に燒失す。

十、塚原卜傳の墓

豊郷村大字須賀梅光寺山内に苔深く蒸したる一基の古碑あり。文字磨滅して明かに見えるべからざるも帰一宝劍高珍居士
仁甫妙有大師各位と刻まれたり。これぞ往年の劍客新當流の開祖塚原卜傳夫婦埋骨の地なり。翁神宮の神職吉川覚賢の二男に生れ、元龜二年三月八十三弋にして卒す。

十一、鎌足公宅跡

鹿島町大字宮中下生にあり、鹿島神宮を西に去る八町ばかり。傳へ云ふ鎌足公生誕の地なりと、老樹風に叫び荒草道を埋め一目凄然たり。址内一祠あり。公の靈を祀る。又宅址の碑あり。近年有志者の建設に係る。抑も公が此地に生まれしことは大鏡同裏書簾中抄・下学集・北条九代記・常陸國誌等の書に出で疑ふべからず。

第五章 篤行者名人物

一、孝子石田寅松

延方村曲松の人資性至孝父吉衛門に仕へて孝養至らざるなし。人呼んで孝行寅といふ。彼が特殊行為は時の茨城県知事安田定則殿より下附せられたる賞状によりて一斑を知ることを得べし。

一、金二円也

行方郡延方村吉衛門長男

石田 寅松

一、其方儀四才にして母を失ひ父吉衛門と居る明治五年五月以来吉衛門病に羅り辱に臥す其の方看護扶養助能くその心を尽す然れども家もとより貧にして負債頓かに加はり所有の田畑尽く債主の有ト属し且つ家屋陋穢風雨を蔽ふに過ぎず隣里其窮迫を憫み賑はすに残物を以てす其方一旦感奮隣家に就き

若干金員を借り資本となし潮来村に入り飴を購ひ近傍村落に鬻ぎ所得を以て吉衛門に嗜好する所を飲食せしめ所得中幾分の残りを日々同村下河其に托し置き満金一円五十銭に至りて衣一領を買ふて吉衛門に服せしめ候趣其の孝行九歳餘の兎には殊勝の事に候依て爲賞誉前書目録の通り下賜候事

明治八年十二月十五日

茨城県

二、関沢孫作

米川新太郎

鈴木傳四郎

元治慶應年間水戸藩武田党尊王攘夷ノ舉に参加し國事の爲に奔走し遂に那珂湊に割據し大に爲す所ありしと雖も遂に降伏止むなきに至り松平左京亮殿に預けられ次に武州川越に移され幾許もなくして佃島へ流寓の身となり後水戸赤沼獄中に於て殉死せり明治十二年五月六日靖國神社へ合祀仰出さる

三、関澤四郎衛門（後淇翁と改む）

居村延方の里正となり功績あり

（御杯）

関沢淇翁

其方儀天保十五年辰年中組頭申付嘉永元年より継所相勤め安政四巳都合十四ヶ年相勤め候処臨時御をも申付尚大村の儀他所向へ對し村用も不少候得共諸事厚心を用ひ小檢見用數十

ケ年精勤且中間の術へも相達土地方御改正後延方古高德島新田並に大洲村田畑反別繪図其後數ヶ村分間繪図銘細に仕立候既に安政二年卯年中仙湖分間繪図仕立方申付候処速に取調相納候儀も有之御用向は勿論村用に至るまで多年懇に相勤め候段奇特の至りに候依之本文の通御品被下置もの也

明治三年庚午五月

延方村

庄屋関沢泰助事

関沢淇翁

一、短刀一腰

右鹿島郡居切堀割普請中追々彼地へ致出張致猶当正月中木司経画被仰出御引渡御勘定等致太儀候に付本文の通り被下置候事

明治三年庚午八月

四、田川子の墓碑

君名佐迺後更称田川高田氏常陸行方郡延方人也清衛門諱惟親妣井村氏天保癸亥十月君詣江戸入水戸侯邸爲烈公第九子樂山傳婢公出承岡山侯後也尋於其邑又從徒東京恪勤於後庭者前後三十四年遂老居于本所横綱街明治八年一月十日病歿享年六十有九公深思積年之勞捐貲送柩於延方村葬其先塋之次今茲六月公俾勤石表其墓石可以瞑矣

明治十年六月 常陸高橋諸隨撰

五、故延方校教授東瀬沢田先生墓表

倚内田之麓睨浪逆之海降然離立者是爲澤田夫婦之墓以万延元年正月十五日易簣于常陸陸行方郡延方之校年七十六後八年配小林氏殉因附急門人高田草野等悲慕不措戮力購石材高安某乞表宅第予讀其行實偉其人又感門人厚於其師乃叙之曰先幻雋爽好學後抵江戸從山本北山業成而帰会兄隨元別業医先生以志有在請以後母子保名爲嗣性好遊訪高人碩士縱覽山川勝形每古戰場審英雄用武之法爲時水戸武公設校各郡闡明文教郡宰小宮山昌秀見先生於延方知面之日知心遂薦之爲本邑教授先生學宗洛闔特精于周易魯論及在莊其教人宗實踐後詩文嚴課程戒懈慢以敦篤制行儉謹文業爲先以矯浮躁文弱之風在職五十餘年稍向化人皆知學之可重且尊矣武哀烈順四公屢命郡宰加諸褒賞天保癸巳関左大饑先生奉履三人口分其膽比隣烈公聞之憾嗟爲增與二口六口分調之後與門人及郷人謀釀三百設義倉備凶荒且以金充貧子弟之學資先生忠孝天至平生追思其親每忌日謝客求其所嗜者親作饌奠之改服瑞坐哀慕如初烈公以讒廢默也悲憤長子曰公文武忠孝首出天下所以卜安危也今之蒙如久矣痛余之綿力薄才不能雪冤枉何忍自安乃是日絕食後授業已畢危坐一室以默禱順公聞之感其忠志躋士籍於戲先生宅心の懿制行之篤如此方求其比蓋無有可不謂今古人也娶牛堀村小林安則之女生女養水戸鈴木義篤配以爲嗣

銘曰

於戲先生今古人朽者雖朽者自存負石戒溜碑豕磷

東京 芳野世育撰

楫甫 高安宗悦書

明治十一年戊寅八月建

第六章 近郷の篤行者著名人物

一、宮本茶村先生

潮来の人なり父を高重といひ先生はその第二子にして寛政五年十五日を以て生る敏慧学を好みて暫も息まず、刻苦精勵して癸丑五月專念書を讀む夏夜几に對するに蚊襲ひて面嚇し皆血に飽きて落つしかも啣琅然として動くことなかりき、始め兄篁村と共に山本北山に従つて学ぶ頗る文辭に巧なり當時五山堂詩語に先生か古塚詩を載す人皆以て漢人の作なりとなす。後産大に傾く父母之を憂ひ勤儉刻苦して快復を謀る先生之を見て慨然として曰く是れ豈吾が筆硯を事にするの因ならんみや讀書修文の如きは兎をして之を繼がしめんのみと即ち父に代りて専ら産業を勵み拮据經營勉刻苦既にして業稍復するに及び則り嘆じて曰く吾れ假令茲に千金と積むと雖も是唯一富翁たるに過ぎざるのみ寧ろ道を以て人に傳ふるに如かずと、それより子弟を聚めて教授しその材を養ふを以て無上の樂となす。凡そ近郷に文学の蔓衍したるは先生の力によること甚だ大なり。殊にその響南北二總の間に及びたりと云へば勢の偉大なること知るべきに非ずや。天保三年五月藩士烈

公先生の篤学にして文を善くするを聞き俸を給ふて郷士に列す。同七年大飢饉あり父里正たるを以て官命によりその急に趣く即ち先生案を叩きて起つて曰く今やこれ非常の変徒らに讀書に耽るときに非ずと、父と謀りて飢ゑたるものを賑恤し富豪に資を募りて貧民に施貸す且つ草木の食すべきものを擇びて之を試み衆を勵まして曰く人の生るや必ず食あり今野に草木なからんには術の施すべきものなしと雖若し草木の尽きざるあれば我が命末だ尽きざるなり勉めざるべからずと当時先生の状貌黎黑枯瘦自らそが重任のほどを知るべかりき。先生これよりさき天保四年同志と謀りて義倉を建て預め凶歳に供ふ今之を發して救荒の基本となしたれば人皆その先見に服したり。

天保九年上書学校の要を議す。同五年死す。心喪三年日々往いて墓を拝し哀哭殆ど礼を尽す。孝心以て憶ふべきに非ず先生慨然としてや同十二年烈公事を以て幕史の讒に遭ひ駒込邸に整居せしめらる。先生慨然として忠憤し東奔西走して同志と共にそが善後策を謀る封内南部の士民君公の讒を訴へんとするも皆先生に詣りて計を問ふ先生指揮劃策して甚だ力む遂に君公の讒罪を雪ぐを得たるは先生の功與りて力ありといふ。爲に罪を得て獄に下り囹圄にありて憂へず詩歌を詠じて自ら樂む、先生獄にあること三十五个月嘉永二年六月宿命ありて老を賜ふ。されと大丈夫の世にあるや空しく月日を費すべからず。吾れ残年を以て生國の事蹟を編し忠臣烈婦の世

に傳ふべきものあらば之を後世に傳へんと、筆硯に親しんで暫も休まず、又山川城墟の沿革を考へ草木虫魚の微に至るまで研究怠るところ無かりき著す所の常陸志料三十五卷あり、志料中関城繹史は嘗て之を烈公に献す。公大にその勞を嘉し精誠通乎神明の六文字を書し以て賜ふ、その他詩文集隨筆雜記各若干卷あり文久二年六月病に羅りて家に歿す享年七十臨葬者一千餘人皆我父母を失ふが如し郷人業を罷めて喪を行ふこと旬餘蓋郷肅然たり其の哀慕の状言外に溢るることかくの如し先生平居瑞然恭黙にして威容あり悪衣蔬食して終身一日の如く老いて益健なり精力衰へず志料屢稿を改む文字端正にして一の欷歔するものなし、亦以て人となりの一端を見るに足らん先生が一代の事蹟を追憶すれば宛として古君子の如し作詞に巧なるを以て或は擬するに詩人を以てするものありと雖も先生は決して詩人を以て甘んじたるものに非ず。博く經史を涉獵して志専ら實用を期し常に性行を砥礪し嚴毅自ら修む誠に得難き儒者たるを思はざるを得ず曩に明治天皇親しく常南の野に臨まれて将卒の演習を御覽せらるるに当り辱くも先生の功を追憶せられ特に正五位を追贈せらる誠に謂ありといふべし誰か聖恩の優渥なるに感泣せざらんや。

二、孝子弥作

立花村大字濱の地に生る延宝年中の人天性至孝を以て顯る弥作の至孝は之を天に亨けたるもの学んで後初めて得たるに

非ず水の低きに就くが如く日の東より出るが如く何等思慮工夫を積まずして一挙手一投足すべき孝の畛域を脱せざるなり孝の権化といふべく百世に範を垂るべきものなり

弥作耕耘に出るときは必ず母を負ひて行き夏は涼しく冬は暖かなる地を撰みて座せしめ寸時も母を忘るること能はず一たび耕せば一たび母を顧み且飲食を薦めて之を慰む

霞浦は由来魚鰕に名あり弥作身貧なるを以て之を購ふこと能はず乃ち自ら捕ひ來りて母に進む

母嘗て佛に帰依し寺に詣づるを無上の樂とせり然れども老いて足痿す故に身体の自由ならざるを憾めり是に於てか弥作は常に母を負ひて參詣し以てその心を安んぜしめたり。

冬の夜寒威甚しきも家貧にして暖をとるの衣に乏し弥作乃母の熟睡を窺ひ自己の衣を脱ぎて以て母に着せしむ父は不幸にして早く死し母も亦老いて病むこと多し病めば則ち吾が膝を枕として安眠せしめ寢食を忘れて看護に尽す此の如くにして終止論ることなかりき。

弥作親に事へて至孝又能く処世の義務を果せり偶公事差役あれば母を隣人に托して出て一も之を欠きたること無くその出に及び母に飯を搏して與ふるも飢ゑて尚食せず必ずその一半を持ち歸りて之を母に進むれば母も亦悦んで之を受く

弥作始め妻と共に心を協せて生を営む既にして母病に罹り操作すること能はざるに至る弥作謂らく斯くの如くなれば則ち母の養を欠くに至らんと遂に妻を去る後母重ねて妻を娶ら

んことを命ずれども固辞して肯ぜず専心母の鞠養に焦慮したり義公嘗てその領内を巡視し弥作の孝行を聞き召して之を引見し手づから黄金を鞠へて之に賜へて曰くこれを以てよく母を養へこれ我が與ふる所に非ず眞に天の賜ふ所なりと弥作の如きは實に孝の権化と称すべきなり

孝子弥作墓表

水戸留守物頭 小宮山昌秀撰文

予嘗承乏治民管南部聞玉造濱民談孝子弥作事益知義公仁澤人民之深也蓋弥作細民無田產父母死病甞不能立弥作佃田傭作以養之居常藜藿不厭日事耜躬負母往田擇便所居之一歛一話啜畊省視容色和愉供茶食慰藉之奉養竭其力母好酒捕魚蝦勤其飲母信佛負之詣寺觀又與訪鄰舍絮話移刻寒夜脫衣襲母母不受及其睡竊掩之凡先意承色母之所欲毫釐不差母病則枕已膝抑搔扶不敢少懈偶有公事差役則懇托隣人而出母搏飲與之飢尚不貧持婦着母弥作四十母命娶不肯曰貧不能養母何妻之娶如此者二十年如一日也人未嘗睹其厭倦不平之色母是以予樂忘其貧延宝二年義公巡視之疆召見弥作手掬黄金賜之曰天賜汝也以養母焉又命村吏買田授弥作編農戶云而弥作無後田今爲他有里正大場伊衛門憫其如此、求其疎屬爲之後復還其田欲碑

其墓請予表之予未果而去職伊衛門又来請如初初弥作死距今百有餘年其骨既朽而其名益顯於戲義公天縱英邁表旌孝子以勵風俗民至稱之不容口終爲孝子立其後碑其墓何啻甘棠之遺

愛哉詩曰孝子不匱永錫爾類弥作之謂也

文政五年壬午春二月

水戸大番頭藤田貞正書及篆額

第七章 人情風俗

勸勉の風。一般に勸勉よく業務に精勵し賭博常習犯の如き遊民なく殊に女子の勸勉なる男子に伍して激勞に堪へ朝は未明に起き夜は深更至るまで繩綯ひ筵織等の副業に従事する等その勸勉なる他村多くその比を見ず休日の如き至って僅少にして休日と雖も多くは半日執業し青年等の部落の長に休日を強制して求むるが如きは無し

敬神崇祖の風。敬神崇祖の念に厚きは古來我邦の美風にして我が國民道德の根柢をなすものなり当村に於ては旧正月一日早曉齊戒沐浴して鹿島吉田神社天満宮等に参拝するの風あること初めとし、その他朔日十五日等にも参拝するもの多く敬神の風洽く行はれ之と共に春秋彼岸孟蘭盆には一般に祖先の靈を礼り墓参を行ふ等の良風あり、この良風も世の推移と共に漸次敬虔の誠を欠き形式の末に趨らんとするの傾あり

隣保相助の風、維新前に設けられたる五人組の餘習今尚存し隣保互に相助艱難相救ひ吉凶相慶吊し殆ど親族の如き親交をなすの美風あり然るに生存競争の激甚なるこの美風の減退する傾向あり

公共心に乏し、公共の念に乏しく禁制の場所に立入り集會

の時間を確保せず道路を削りて自己の耕地を廣め或は公共の事業に勞するを厭ふ等公共の利害を顧みざるは嘆すべきことなり

飲酒の風、往時生活に餘裕あり自家醸造の自由なるに任せ一般に飲酒の風ありたるが酒價騰貴の今日と雖その餘風を存し往年の如く甚しからずと雖尚他村に比し飲酒料の多きことは統計者に明示する所なり經濟上風紀上改善を要す

言語粗野にして方言多く修辭に熟せず座作進退のあまりに朴訥なるも亦欠点なり

經濟思想に乏し。一般に經濟の念に乏しく自家の収支を明瞭ならしむべき記帳をなすもの、如きは寥々たるものなり故に活氣に不足を生ずれば冗費を尋究して之を節するの途を講ぜず他借によりて之を彌縫する爲僅少の負債の爲多額の財産を失ふもあり。

衛生思想に乏し、飲食に注意を拂はず春秋二季の清潔勵行の如きを厄介視し傳染病に関する用意を欠く

改良進歩の念に乏し 研究心乏しく農業の如き徒に旧習を墨守し改良進歩の計をなすもの少し

紐解婚禮葬儀の虚榮 冠婚葬祭等は人生の礼なれば固より單に走り粗に流るゝを忌むと雖華美に流るゝは戒むべきことなり本村の状態を見るに料理献立等他村に比し奢侈に流るゝあり紐解の如き殊に然り

第八章 自然地理

一、人口及面積

本村は行方郡の東南端に位し古高、須賀、曲松、小泉、新宮、下田、洲崎、西、東、徳島の十区より成り東は北浦鰯川を隔て、鹿島郡豊津村を相對し、西は稲井川を境とし津知村の山林耕地に接し南は内浪逆浦に臨み一部潮來町大洲の耕地に連る北は大生原村字水原及津知村築地に隣す

東西一里十町南北凡一里二十五町面積〇・七五方里なり延方村地内に三角点二カ所あり其の所在地經緯度海拔高さ左の如し

所在地 字湯谷乙二一 番 山林

緯 度 三五・五七ノ二九、六

經 度 一四〇・三四ノ四五、八

標石上面マデノ海拔高さ 三三、_m七

所在地 字大切合西丙二九〇八番 宅地

緯 度 三五・五五ノ三三、〇

經 度 一四〇・三五ノ五八、四

標石上面マデノ海拔高さ 一、_m一

參謀本部発行の五万分の一地図、鹿島号につき上記二個所の三角点より延方村学校の附号ある建物中心の經緯度を算出せしに左の如し

緯度 三五。五七、一三、〇
經度 一四〇。三五、一二、〇

二、地勢

東部は地低くして一円平板田圃連亘す、西部は高低起伏し山林連接す、南部は前川、鰐川を隔て、丙号地所謂徳島新田、又向谷とも称し沖積土の水田一面に連亘す、北部は本村中最も高き部分にして岡丘連り山林多し要するに本村の地勢たるや殆ど半島形をなし全地二大部に分れ前川及鰐川を以て劃り南を徳島新田にし北を本村とす、徳島新田及び鰐川北浦に瀕せる地は土地低下せるを以て水害を蒙ること多し

民家多く居を東南部に占め上の須賀方は稍稠密なるも他は各所に散在す 徳島は居を東南端に占め上の須賀外浪逆浦及鰐川に臨み耕漁を業にす。

三、河湖池沼及水利

津知村より来り東流して北は本村南は大洲、徳島新田の間を過ぎ鰐川に注ぐ所屬の長さ約一里最も広き所十町四十間最も狭きところ十五間浅き所三尺最深一丈五尺あり、

水質清淡にして鯉、鮒、鰻、鯰、蝦の類棲息し藻草眞菰等繁茂し漁業に適し舟運の便亦多し。

霞ヶ浦積水の滴る、所一水潮来町に來り一小派を北に分ち津知村を経て本村字天神下に至り南大洲及徳島を限り東流漸

く広く鰐川に入り北浦の水本村の東に沿へるものと合し徳島の東を廻り外浪逆に至り利根川に合し銚子港に注ぐ。

徳島川

本村前川より分れ南流して徳島を經、外浪逆浦に注ぐ流程二十五町巾三間深さ三尺なり人工を以て開鑿せる溝渠にして水田の灌漑は勿論肥料稻等の運搬するの用に供するものにして徳島と本村との往來もこの川によること多し。

中横川

丙号地にあり新川より分れ東流して新堀江間及び徳島川を貫き大輪戸に注ぐ流程二十一町四間広巾三間深さ三尺乃至四尺あり徳島川の如く開鑿したるものにして灌漑運搬に供す。

新川

前川より分派し南流して浪逆浦に注ぐ流程十町五十間巾五間深さ四尺あり。

新堀江間

前川より分派す南流して外浪逆浦に注ぐ流程十三町二十間広巾三間、深さ三尺あり。

北浦浪逆浦

北浦は本村東北部を圍繞し浪逆浦は徳島及丙号地に臨む両者共に水運漁業の便ありと雖時々洪水の厄に逢ふことあり他は前述に詳なれば略す

新宮池

字新宮にあり東西三町二十間南北三町五十間面積五町六段四畝十歩あり 田二十餘町歩の灌漑に供したりしが新宮に揚水器を設けてより苗代の灌漑水に利用し後干水して水田となし収穫を得るやうになせり

片岡池

字内田と平池との間にあり東西三町十間南北三町二十間周囲十四町五十間面積六町三段一畝十歩あり田凡そ五十町歩を灌漑す。

平池

村の中央字小泉にあり東西二町二十間南北一町周囲六町十間面積一町五段四畝歩あり田十二町一段五畝二歩を灌漑す。

第九章 人文地理

一、戸数及人口

種別	専業		副業	
	戸数	人口	戸数	人口
農業	七八五	四、六三二	六七	一八〇
商業	一七	九一	三	一一
工業	一二	六四	五六二	一、一一二
漁業	四	二六	一五〇	一六一
其他	三三二	一七一	五七	一二七
無業	五	一一	一	一
計	八五五	四、九八五	八三九	一、五九一

二、交通

高濱町を起点とする鹿島街道は村を東西に貫通し東は渡舟によりて鹿島郡に通じ西は津知、潮来、麻生、高濱を経て石岡に通ず交通機関としては潮来町より高濱に至る自動車ありこの自動車は玉造に参り参宮鉄道に連絡す。

陸上の交通は不便なれども東は北浦を控へ前川浪逆浦によりて利根川、霞浦等と通ずるを以て汽船の便早くより開け西は玉造、土浦の両驛に至りて汽車に連絡し東は鹿島及び鉾田

に通じ一路は遠く横利根によりて千葉県の佐原、銚子に達するものあり故に貨物の集散は悉く水運による。近く鹿島行方を連接する神宮橋の架橋成るを以て交通上に便益を増すに至らん。

三、産業

地勢概ね平坦にして地味亦膏腴に氣候和順にして天の恵福自ら農業に適するものあり殊に徳島新田一円の地は肥沃にして絶好の米作地なり時に水害の患なきに非ずと雖も堤防の設あるを以て大抵の洪水は防止するを得。村内農を業とするもの八割以上なり農産物の主なるものは、米にして麥菽之に次ぎ野菜には延方薑延方葱の名地方に喧傳すと雖も耕作を改善し優品を出すことなきを以て單に潮來地方に販路を有するに過ぎず席は延方席と稱し第一の副産物たり風土氣候養蚕に適するを以て近來養蚕業發達し繭の産額亦多し 生産額を表示すれば下の如し

種類	産額	價格	備考
種 類			
大 豆	二六六	五、九八五	
小 豆	三三三	九九〇	
雜 菽	五五	一、一五五	
青 芋	一九、五〇〇	四、八七五	
蔬 菜	一七、六六四	一、四一一	
雜	三三、〇六〇	五、〇九七	

種類	數量	價格	作付反別	備考
種 類				
水 稻 粳	一、〇四六 _〇	三五八、九九五	五 _一 、四	
水 稻 糯	一、五〇〇	五三、一一五	一〇〇、〇	
陸 稻 粳	二四	六〇〇	二、五	
陸 稻 糯	三七	一、〇一八	四、三	
計	一二、六〇七	四一三、七二八	六一六、二	
大 麥	五五〇	四、四〇〇	二八、八	
小 麥	五八三	六、九九六	三四、七	
小 麥	三六〇	六、一二〇	二一、八	
計	一、四九三	一七、五一六	八五、三	

種類	産額	價格	備考
油菜	五四	一、二〇〇	
薑 <small>しょうが</small>	二二、一〇〇	五、五二五	
桑	三四、五〇〇	六、九〇〇	
蕎麥	四二	六三〇	
玉蜀	八一	四〇五	
甘藷	六五、五二〇	六、五五二	
茶	二八五	二、七〇〇	
繭	一、五二九	七、八九八	
果實	三、四七三	一、二四八	
其他	一	二、三五三	
計	〇	五四、九二五	

四、耕地整理

本工事は揚水機を設置して灌漑をなすを以て目的とし大正八年に起工し事業資金として十八ヶ年賦償還にて金二万円を借入れ工事の完成を見たり借入金償還の方法は溜池開田七町八反歩の収益米に一ヶ年一反歩當金三円の分賦金とにより予定の償還を了する見込みなるを以て償還後開田地は組合財産とし地区内の利益向上を得る計画なり

地区面積 六十七町歩

灌漑面積 三十三町歩

揚水機 第一級 十五馬力モートル 高さ拾二尺五寸

第二級 三馬力 モートル 高さ二十一尺五寸

五、農家の副業

本村は昔より筵を特産物として女子之に従事するを常とす大抵十月頃より翌春三月下旬頃まで毎戸競ふて該業に従事し其産額七万円以上の巨額に達す

副業の起源沿岸盛衰状況

本村の副業たるや今を距ること二百年前より継承し来り販路は益拡張し需要地は北海道、東京方面より続々供給を促し来るもの日に月に多きを加へ漸次隆盛の状況に至るも近来粗製乱造の傾向あるを以て生産検査を行ふに至り大に改良されたり。

養蚕業は近来発達し来れるも田植時期と季節合致するを以て勞力の分配上困難の点あり

六、牧畜

牧畜は農家の副業とし主要なるものの一なりと雖も原野少なきを以て大規模の牧畜は行はれず近来運搬用、耕作用として牛の飼育盛になり農家は殆ど毎戸飼養するに至れり豚の飼養も盛になりたれども價格の低下より一頓坐を来したり。養鶏は甚た盛にして毎戸四五羽を飼育し、中には百数十羽を飼

育するものもあり畜産数量産出高を示せば左の如し

種類	数量	価格
牛	一五〇頭	一二、五〇〇円
豚	一九一	三、三一一
馬	三八	六、八四〇
鶏	五、九四四羽	六二五九
家鴨	一七一	三四一
七面鳥	一九	六七
卵	三九四、一〇〇ヶ	一五、七六四
計		五四、〇八二

七、水産業

北浦浪逆浦前川は淡水清冽にして魚族を産すること多く前川、三番代、北浦の三個所には一定の漁場あり漁獲量の年に減少するは講究すべき問題なり

鯉、鮒、鯰等は簀立、於朶卷、網等によりて捕獲し、鮒鰻は網代針繩によりて漁獲す

烏貝は乱獲の結果著しく減額せり肉は肥料に供し殻はボタに製し稀には眞珠を発見し思はざる遺利を得ることあり

鰻、鯊、泥鰌に至りては網又は竹樽にて捕獲し東京方面に移出す

最近の漁獲及び價格を表示すれば左の如し

種類	数量	価格
鯉	一、九三〇貫	六、七五五円
鰻	二四〇	八八八
鮒	一、四二〇	一、四二〇
鰻	九二〇	九二〇
公魚	一五〇	一五〇
泥鰌	三三〇	六四〇
鮎	三三五	三九〇
其他	二、九四〇	四、九九八
計	八、二五五	一六、一六一

第十章 郷土の文藝

一、和歌

堀川百首

あつまなる浪逆の浦に潮みちて

有明の海に千鳥しば啼く

顯仲

鰐川の沖つ空より飛びつれて
三田の田居におつる雁かな

萩原良次

万葉集

比多知なる浪逆の浦の玉藻こそ

ひけば絶えすれなどか絶えせむ

作者なし

帆手うちてうれしと見しは浪逆がた
青藻刈りてやかへる友舟

北條時鄰

心ありて問にやあらん寝覺れに

山に千鳥の稀になく声

顯仲

見渡せば浪もなさかのうらくと
島また島に引く霞かな

秀實

鹿島江や浪立つらしも海士小舟

園部の川に漕き返り見ゆ

魚貫

日をへてもすきし都のつゝきそと
思ふきしへと今日ははなる、

教長卿

一面に富士も筑波も見渡して

二つとはなきやうぞこの也

知至

鹿島ねに神さび立てる松杉の
日陰のかつらかけていく代ぞ

加藤千蔭

白銀の縫し上着の裾引きて

花の廓に寝るは誰かこと

南畦

あきささへるうな上潟を見渡せば
かすみに浮ぶしたの浮島

頼政

続松葉集

神とふやね覚の露のなさけある

なさかの浦の有明の月

常山

六百番歌合

戀をのみしたの浮島うき沈み

あまにも似たる神の波かな

隆信卿

浪の音の高間の浦にきて見れば
友よびかはし千鳥なくなり

齊昭

名所名寄

浦風に塩路の上もきりはれて

月になりゆくしたのうきしま

作者なし

舟底の枕並べて潮来女は

(不明)うら契るなり

梅宇

つたへきく名にも高須の一つ松

なみにこえぬる緑みすらし

烈公

秋の夜の長きものにはまかるべき

客人つなぐ縄もありたし

眞頭

高須崎浪にゆるる、一つ松

さぞや山路の戀しかるらむ

義公

霞浦

鹿島野や檜はら杉はら常盤なる

君の榮を神のまにまに

藤原定家

春霞かすみが浦を行く舟の
よそにもみへぬ人をしへつ、

定家

霰降る鹿島がさきのいはひ杉

いはひそめしは神の御代かも

村田春海

ほのかにもしらせてしがな東なる

霞の浦の蜚のいさり火

順徳院

山の名のあいろこいろにおとつれて

たそがれつぐる寺の鐘かな

北條時成

全

立まよふかすのうらの夕烟り

それともよそに知る人もなき

よみ人しらず

全

白波のあとこそ見えぬ天の原

かすみのうらにかへるかりがね

土御門院

全香澄村にあり建保百首
しらせばやけふりを空にまかへりても
霞の崎のあまのもしほ火

知家

忘れしなかつみのうらにこぐ舟の

ほのかに通ふ心ありとも

雅家

はるかにも霞の崎を思ふかな

浪の花もや立まかふらむ

作者なし

全

春きてはあまのものほの烟にて

かすみの浦の名にや立つらん

雅家

はれやらぬ霞の浦に住あまも

ぬれて見るめをかつきやはせぬ

俊成卿女

浮島

浦風にしほちのうへも霧はれて

月になりゆく信太の浮島

よみ人しらず

しるらめやかすみのうらのもしほびの

ほのかにかよふしたのおもひを

兵部内侍

香澄里

春くれば花の都を見てもなほ

かすみの里に心をぞやる

式部

柁をたへ霞のうらに行く舟の

ほのかに風のたよりしらせよ

忠定

全夫木集

春のくるかすみの里をいつしかと

かすみのうめも花さきにけり

作者なし

せきれいや潮来おしへて岩づたい

二、俳句

蓼太

春雨やさかつき見せて狐よふ
藻の花は夕の月のかたみかな

一茶
道彦

音するは芦の若葉の棹の先

士朗

菜の花や奥ある島の鳥の声

梅宝

枯芦や潮来近よる唄のふし

月海

人の代になつて見あぐるつゝぢかな

蓼太

この松の實生せし代や神の秋

ばせを

月花にやわらきしよや神の秋

柿磨

鶯や神楽拍子に馴れて啼く

虎秋

枯枝に鴉とまりけり秋の暮

ばせを

三、漢詩

舟中偶作（浪逆浦）

常陽浪逆浦 壯觀甲束関 微動風紋浪
半消雪綵山 築波築水上 浮島浮雲間

常山

環景黏行客 止舟不許還

潮来

鎮守祠前宝酒家 朱欄粉壁競繁華
誰洲畔菰蒲裡開

詩佛

思似月明復水清 隨郎行處逐郎行

同人

試從十二橋望頭 何水何橋無月明

星巖

鑄冶何勞百鍊金 水光明徹碧深沈

筑波山是佳夫婦 日晝脩眉向鏡心

鉅野

潮来潮来大江河 一泊篇舟鬢欲蟠

十二橋辺秋雨夜 無湍唱起竹枝歌

題十二橋酒樓

星巖

衣香吹暖往来風 十二橋橫板々通

澹月梨花春夢白 烟村水市夜燈紅

當樓百里河声半 人在重簾酒影中

不敢高吟君會否 勾欄直下是龍宮

自牛堀至潮来舟中

綵陸橫分地 煙波一道開 微風宜醉境
疎雨立詩材 已尽酒三斗 更思鱸四鯁

藤森弘庵

推蓬問前路 歌吹是潮來

高須松

鐵槍 青山延壽

紅欄倚遍欲斜陽 思致郎君淚濕裳
最是妾心方斷絕 孤蘆叢裡戲鴛鴦

湊沅霞浦埃 松林翠重々 豈和元一根

樹老枝橫衝 蛇蟻如蟄龍 己無高風傷

豈恐冰雪封 棟染亦無用 斧斤離敢庸

汝性本狐直 何以事曲從 室受万人憐

獨侍四時濃 定是千年物 飽歷世汚隆

撫之發三嘆 頓傷落々胸 余性直且愚

叔季誰能谷 本願長繻黷 又恐類伯宗

弦直與鈞曲 失得明如形 此言倘不信

諸看高須松

霞浦舟中

森 棕園

葉沂流趁早晴曉 曉煙散尽日方昇

秋元万里天連水 對面筑波喚欲磨

擁護国之宝 植柵園繞 寄語諸君子

大槻磐溪

夜下霞浦

同人

十六洲辺月正浮 扁舟撼夢櫓聲柔

蓬窓夜半清難寢 万頃銀波霞浦秋

潮來

三島中洲

潮來竹枝

佐久東海

鐘声度水曙充分 知有冶郎帶恨聞

最是半規殘月在 橋姿樓影鎖烟雲

乱餘寂寞旧青樓 十二橋橫一派流
停棹試尋佳麗地 白蘋紅蓼滿灣秋

矧川 志賀重昂

十六洲

一曲湖分幾派流 灣々夕繫釣魚舟

斜陽影冷芦花雪 盡禪秋風十六洲

常遊雜詩

管茶山

村妓凝粧漾短橈 問人何処泊船饒

竹枝一曲東都樣 家對潮來十二橋

客代蒿師豎刺身 青菰汀過綠蘋洲

物逢來帆相回避 水泥淺深不自由

霜落菰蒲淺水清 碧琉璃上畫船行

湖惣人裏湖去 十二橋頭盡明日

四、文章

水国の旅

徳富蘆花

唯一枝飛龍の水に俯するが如くさし出たる大松の下に立てば霞が浦筑波山は眼中にあり。

余は多く湖水を見たれども此所の如く氣もはれくと心のゆくばかりなる湖水を見たることなしと思ふ。三井寺より琵琶湖を望みたるにもまして好しと思ふ。眼はまず五七里の秋水を走りて当面に筑波山を見たるなり。さきには之を枯野の果に見、冬林立の梢に見き。今や何の遮るものなく上に空あり下に水ありその間に男体女体二つ並び悠然と立つ温雅の山を見るなり。さきには唯筑波山の双峯とのみ見き今や筑波は

東に波の如く起伏する連山を控へ同じ形して更にさき筑波山を従へ居るなり。

其の尽くる所は霞ヶ浦の兩角のその右なる高濱の入江なるべし。西は山勢直に夷して水に入れるなり。

其れに下る所は相見崎にて灰に白きは相見崎觀音の石段なり。それより中絶之て更に近く頭を擡げたるは馬掛の鼻にてこの崎とこの鼻の間即ち霞浦の左の角なる土浦の入江なり。

見よ点々たる白帆の相追て入江を出で来るを、馬掛より更に西南なるは浮島なり時は恰も小春の節湖天長閑に晴れ湖光鏡の如く筑波の雙峰宛ら今水を出でたる仙男仙女の如くまばゆき朝日に向ひて面を薄紅に染めつ、悠々として香澄の水に鑑す

余は未だこの山の如く温然玉の如きを見ず土人の誰に霞浦の風景は天王崎と相見崎が雙絶なりと、誠に然るを覚ゆ唯憾らくはこの日晴れたるも空の模様薄くして、富士と野州の遠山を見ざりしを。

(田山花袋著新撰名所地誌)

鹿島の船路

加藤千蔭

廿九日 朝くもれり節之けふ舟出してまづ江戸に至りそれより都に赴きなさんとす。おのれも春海りその舟にのりて帰らんとて節之が家の岸よりともに舟に乗る ひとびと磯におりたちて送りす。今日は風も吹かて川の面平らかなり。中の

時ばかり常陸の御社を拜みつゝ行く。今こゝはいきすと云へど古くはおきすと称へしとなん。此のわたりよりは川面いと広くそこより鹿島がたかけて十あまりの島々ありて小さき家どもとところどころに見ゆ。これらも古は洲にやありつらん。大海もや、近ければ沖洲といふなるべし。夕方西の空晴れわたり入り輝きて平らかに広らなる水の面にはひたゝむかへる香取わたりも過來し海上のかたにも雲るに見ゆるさまいとをかし。暮れ過るころ鹿島の大船津に船はつく、暗くなりたれば御社はあす拜まんとて岸なる家にやどる。

明れば五月のついたち。空はれたり。つとめて鹿島の神宮に詣づ。御社のさまいと 神々しく木だかき松杉はいくばくの年を経にけんいと古りにふりて。さるをがせ枝に垂れたり。こころ紅の花の見ゆるにはつつぢなりけり。猶春おぼえて盛りなり。

春海

あられふるかしまか崎のいはい杉

いはひそめしは神のみよかも

千蔭

かしまねに神さびたてる松が枝に

日蔭にかづらかけていく世ぞ

宮居の前よりや、下りてみだらしあり。緑深きとこなめに清水いと清らにすめり。かたゞ見めぐりてまた大船津より舟にて潮来の小川をのぼる。この川も利根川の下つ瀬の分れて

流るゝなり。その川中にいくつとなく網代の床をかまへ床の前に簀を立て、すの中にて大きなさでして小さき魚をとる。いさり火は小舟にて通ふとおほしくて床のしりへに舟つなげり

とね川やあじろの床にひとよねて

浪にいざよう月を見てしか

氷魚は冬のみ寄るめればうち田上などのあじろは河風寒き折なるをことはいつといふ時もなしとぞ。河そひの新治早苗青みわたれり。常陸には田をこそ造れと歌ひつつ行く。うし姫といふ所にて暫しいこひ神崎にこぎのぼる頃。日くれぬ。

同じくそこに船よせし人は香取より江戸に上る人にて伊能景明とて早くより歌など教へつるいね子が夫なるをその人とも知らでありつるが、何くれと語らひね。木おろしの早瀬をさかのぼれば舟いと遅し、誰も 苦引きかつぎて臥しつるほどに川中にて夜明けたり。舟人おりたちて綱手引きのぼる。郭公はいかなることにか門出より聞かず殊に海上のかたは、いと稀なりとて一声をだに聞かざりしをこゝに初めてさやかに鳴き渡るを聞き、て

こがれ行く利根の川原の早き世に

声もよどまぬ郭公かな

木おろしの岸より上りて大森、向井などを得て八幡に至る中河を上らんは夜をこのあたよりわろしとて市川をわたり関を過ぎて行くほとに日くれぬ。たどるく逆井の渡りにいた

りて舟にのりて二日の夜の亥の時ばかりに帰りつきぬ後のお
もい出ぐさにとてなん（寛政六年五月）

思い出

額 賀 熊 雄

私が花見校長先生の御指導を受けたのは、尋常小学校低学年時代ですから、今から約六十年位前に成る訳です。

当時の小学校は、三学級で校長先生と他に二名の先生ですから、校長先生も一学級を担任していました。

一学級四十数名ですが、二学年ですので複式授業ですから、一時間の授業中先生は指導する学年と自習とに分ける事ですから、御苦労があったことと思います。

恩師の花見校長先生は大変優しい方で、生徒を叱ることは有りませんでした。

ですから、生徒も自然と先生に叱られてはならないと云う考えで勉強したと思います。

全校生徒から信頼された人格者であった訳です。小学校の校長室には、二代目校長として、先生の写真が飾られてあり、拝見する度、当時を思い出しています。

潮来町郷土史研究会會員名簿 (平成六年三月三十一日現在)

No.	氏名	住所	備考
1	塚本 新一郎	潮来一	
2	谷 玄明	潮来四二八	
3	大久保 錦一	潮来九一五一	
4	宍倉 正義	潮来六六〇	
5	関戸 忠男	潮来三九一一	副会長 地区委員
6	須田 益太郎	潮来二七四	
7	内堀 正恵	潮来六〇三	
8	大塚 信也	潮来一四七	
9	長谷川 勝利	潮来七二〇	
10	高塚 雄三	潮来三二四八	
11	石田 宏	潮来六四七	
12	関戸 斐子	潮来三七九	
13	磯山 正男	潮来五八〇	
14	植田 光雄	潮来七七六	
15	本戸 健	潮来一二五六一一〇	地区委員
16	山久保 輝信	潮来九一一九	
17	成井 弘志	潮来一〇三四	

No.	氏名	住所	備考
18	小池 きよ	潮来五〇一	
19	井出 せつ子	潮来三七七〇	
20	松崎 松	潮来七二〇一一二	
21	酒井 喜登世	潮来七五六	
22	磯山 きよ	潮来五八〇	
23	柄津 勝男	潮来七〇四	
24	本橋 秀朗	潮来一〇二一七	
25	植田 静江	あやめ一四一十	
26	高品 好司男	潮来五四五	監事 地区委員
27	若楨 のぶ	潮来三三一一	
28	伊藤 大介	潮来八九一六	地区委員
29	窪谷 ふみ	潮来一二六七	
30	磯山 あや	潮来六四七	
31	塚本 誠一	潮来一〇八七一一三三	
32	高品 子之吉	潮来三七七七一八	
33	蛭川 常次	あやめ一一一三	
34	打越 栄子	大塚野一七七一六	

No.	氏名	住所	備考
35	永野 忠	大塚野一八九八	
36	草野 郁洋	大塚野一八七	
37	村田 和	大洲三七五	
38	荒原 正義	大洲五〇九	
39	石津 達男	大洲三〇八	
40	紫村 政男	大洲五八〇	地区委員
41	石津 誠	大洲四二一	地区委員
42	村田 昭治	大洲四〇五	
43	永作 ちか	日の出三一五一	地区委員
44	前山 盛寿	日の出六一一一	
45	小沼 一彦	日の出二二二九	
46	大貫 源一	日の出二一一二	
47	筒井 常治	日の出三一三三	
48	水谷 さだ	日の出六一九十二	
49	山野 信雄	日の出三三三八	
50	村木 三雄	日の出八一七六	
51	窪谷 章	辻四六	顧問
52	土子 正衛	辻二六六	
53	額賀 左京	辻一八八一	

No.	氏名	住所	備考
54	瀬谷 淳	辻六九九	
55	土子 也つ	辻六一四	
56	堀越 甲一	辻六二四	
57	山本 愛子	辻三三二二	副会長 地区委員
58	加藤 安雄	辻六三一	
59	堀越 とよ	辻六二四	
60	石井 芳子	辻三三四	
61	仲沢 章寿	辻一一	
62	大川 清一	辻九六	
63	仲沢 登	辻二七一	
64	兼平 和郎	辻六〇一	幹事
65	前田 当子	辻七九六一	
66	木内 満男	辻三三八	
67	土子 昭	辻二四六	
68	岩本 吉衛	貝塚八八	
69	新橋 忠之丞	貝塚二二四	
70	遠山 智隆	築地六〇一	地区委員
71	江口 磨瑳志	築地六四八	
72	前野 寅雄	江寺一五八六	

No.	氏名	住所	備考
73	須賀公道	辻六五九	
74	坂上文善	築地六五五	
75	吉川成作	辻一五一	
76	桑山金治郎	延方乙三八六六	
77	草野豊	延方乙一九五二	
78	丹羽克夫	延方乙一八八五	会長
79	秋永誠七	延方乙二四〇六	
80	高野内秀雄	延方乙二九一七	地区委員
81	香取好郎	延方乙八五	
82	小松崎武雄	延方乙一三七一	
83	篠塚節夫	宮前二一三二一九	
84	高田清	延方乙一六五五一	
85	浅野新次	延方乙二六〇〇	
86	松田康子	延方乙二五九九一五	
87	香取勝	延方乙一三三五	
88	柏崎一夫	延方乙六四五	地区委員
89	松信コウ	延方乙一九四一一	
90	茂木宗一	延方乙一八四	
91	篠塚依子	延方乙一五七二	

No.	氏名	住所	備考
92	渡辺英雅	延方乙六〇三	
93	黒須渡世栄	延方乙五〇八一七	
94	仲沢絹枝	延方乙一九七二一三	
95	高須義雄	延方乙五〇五一	
96	尾崎広	延方乙二九二	
97	今泉英一	延方乙一九四六	
98	草野一男	延方甲八〇六	
99	窪谷浩	延方甲五二三	
100	栗原彦一	延方甲三六六	
101	窪谷益雄	延方甲五六二	
102	池田貞敏	延方甲二五六二	
103	西山たか子	延方甲二五七五	
104	高田泰司	延方甲四七一	
105	土子幸三	延方甲一四四四	
106	今泉敬	延方甲一八七四	
107	中山康雄	延方丙一四八六	
108	額賀熊雄	延方丙一七三九	地区委員
109	額賀藤重郎	延方丙一六八八	
110	折笠平右衛門	延方丙一八三〇	

No.	氏名	住所	備考
111	茂木茂穂	延方丙八〇四	
112	宮本利世	延方乙一九〇九	地区委員
113	松崎喜代志	延方三〇四	
114	草野吉衛	延方三四三八	顧問
115	埴幹雄	宮前一〇一七	
116	篠塚平一郎	宮前一〇一八	副会長 地区委員
117	黒須勘二	宮前一〇一六	
118	志村俊男	宮前一〇一六	
119	宮本とよ子	宮前一〇一六	
120	細谷栄子	延方乙一六五八―三	
121	小沼昭郎	水原四一〇	
122	小沼正毅	水原四九三	地区委員
123	高須三千雄	水原三四四	
124	平林智善	水原一一二一	
125	新橋稔	水原一三八〇	監事 地区委員
126	浜野元市	水原四〇七	
127	森 佐左衛門	水原一三〇一	
128	根本通	水原一一二四―三	
129	小沼善治	水原一一一〇	

No.	氏名	住所	備考
130	浜野一郎	水原二八〇	
131	小沼勇	水原一一四九	
132	根本和鑑	水原一四七三	
133	小沼とぎ	水原四七〇	
134	荒原権	水原一二七二	
135	小沼由男	水原四五六	
136	小沼政美	水原四四一	
137	今泉利右衛門	水原七〇七	
138	新橋眞澄	水原一四一九―三	
139	菱木正治	釜谷四六四―一	
140	関川家光	釜谷五五〇	地区委員
141	宮内正紀	釜谷五五	
142	飯島融	釜谷四〇八	
143	岸根秋夫	釜谷六三	
144	岸根敏夫	釜谷六四	
145	岸根栄治	釜谷七三	
146	大川 敏	大生六五七	
147	大川 文	大生五九	
148	飯田正詞	大生九七八	地区委員

No.	氏名	住所	備考
149	石津 貢	大生五七六	
150	津賀 信	大生五七二	
151	原 美保	大生五三三	
152	風間 元市	大生三五五	
153	小川 まつ	大生五七九	
154	小谷野 きよ	大生一〇三五―五	
155	石津 光子	大生五七六	
156	松信 ミキ	大生五一	
157	松信 ヤス子	大生五八八	
158	原 芳子	大生五三	
159	藤崎 きみ	大生五四八	
160	関 とみ	大生五四五	
161	箕輪 治雄	大賀八四	顧問
162	小堤 宗雄	大賀七二三	
163	藤島 正生	大賀六五七	
164	松兼 昭	大賀五六一	
165	箕輪 敏	大賀四九三	
166	小沼 五郎	大賀一四	
167	原 喜代子	大賀三六三	

No.	氏名	住所	備考
168	藤島 一郎	大賀六五四―三	副会長・幹事
169	植田 敏雄	麻生町島並四三―三	地区委員
170	石井 保満	佐原市佐原イ二七九七	客員
171	吉川 敏	水戸市見和二―二八―二	
172	藤岡 健夫	横浜市戸塚区小雀町二六八―五〇	

編集後記

ふるさと潮来も、第十輯を数えることが出来ました。これ
一重に皆様方の御指導と御協力の賜物と感謝申し上げます。
年々叫ばれているふるさと文化、いつの時代でも忘れられる
ことが出来ません。今後とも皆様とともに、育てて行きたい
と思います。

今回は、延方曲松・花見甚四郎先生の「郷土の研究」を石
井芳子様のご好意により、掲載させて頂きました。当時の研
究成果が伺わせられ貴重な作品として紹介いたします。

また、菅谷尚保氏の原稿は生前お預かり致しておりました
が、平成五年十二月三日他界されましたが、予定のとおり遺
稿とし発表させて頂きます。

ふるさと潮来第八輯目次の渡辺啓雅について渡辺英雅に訂
正させて頂きます。

編集委員

委員長

丹羽克夫

関戸忠男

堀越甲一

篠塚平一郎

紫村政雄

新橋稔

植田敏雄

藤島一郎

事務局

ふるさと潮来第十輯

平成六年四月三十日

編集者 潮来町郷土史研究会

発行者

印刷所 潮来町 かつら印刷



潮来市立図書館



22310968510

119